



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道国民健康保険運営方針

平成29年8月

北海道

「北海道国民健康保険運営方針」 はじめに

国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を60年近く果たしてきました。

しかし近年、市町村に生じた所得水準や医療費水準の差により、保険料水準に大きな開きが生じており、特に小規模市町村では財政が不安定になりやすいといった構造的な問題を抱えています。

こうした現状を改善し、国保制度の安定的な運営に向け、平成27年5月に国民健康保険法の改正が行われ、平成30年4月から、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担うこととなりました。

そのため、道と市町村が一体となって、国保に関する事務を共通の認識の下で実施するとともに、事務の広域化や効率化を推進できるよう、国保運営の統一的な方針として、この「北海道国民健康保険運営方針」を道民の皆様や市町村からのご意見、「北海道国民健康保険運営協議会」の答申を踏まえて策定しました。

貴重なご意見をいただいた道民の皆様や市町村、加藤会長をはじめとする北海道国民健康保険運営協議会委員の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

道としては、この運営方針に基づき、真に医療を必要としている方が、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、市町村とともに安定した国保制度の運営に努めてまいりますので、道民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年8月

北海道知事 高橋 はるみ

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 策定の目的	1
第2節 策定の根拠規定	1
第3節 国保加入者等の役割・責務	1
第4節 運営方針の見直し	1
第5節 P D C Aサイクルの確立	2
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	3
第1節 医療費の動向と将来見通し	3
1 保険者及び被保険者等の状況	
2 医療費の動向	
第2節 財政収支の改善と均衡	18
1 市町村国保財政運営の現状	
2 国保財政運営の基本的考え方	
3 市町村国民健康保険特別会計	
4 北海道国民健康保険特別会計	
5 国民健康保険保険給付費等交付金	
第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等	19
1 赤字解消・削減の取組が必要な市町村の定義	
2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法	
第4節 財政安定化基金の使用	21
1 財政安定化基金の設置	
2 特例基金の設置	
3 基金の使用の基本的な考え方	
第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法	22
第1節 現状	22
1 保険料(税)の賦課状況	
2 保険料(税)の賦課方式	
3 応能割と応益割の賦課割合	
4 賦課限度額の設定状況	
5 地域(保険者)間における地域差の状況	
第2節 保険料水準の統一	24
1 保険料水準の統一の定義	
2 保険料水準の統一に向けた基本的考え方	
第3節 納付金の算定方法	24
1 応能割と応益割との構成割合(所得反映係数 β の設定)等	
2 応益割における被保険者均等割と世帯別平等割との割合	
3 医療費水準の反映割合(α の設定)	
4 高額医療費の共同負担	
5 必要総額の調整(γ の設定)	
6 賦課限度額	
7 納付金の精算	
第4節 激変緩和措置	26
1 納付金算定方法の設定	
2 都道府県繰入金の活用	
3 特例基金繰入の活用	
第5節 標準的な保険料(税)の算定方式	27
1 標準的な保険料(税)の算定方式	
2 標準的な収納率	

3	健康づくりの費用	
4	市町村標準保険料率	
第6節	納付金算定における葬祭費及び出産育児一時金の取扱い	28
第7節	納付金及び標準保険料率算定の全体像	28
1	医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の算定	
2	退職被保険者及び被扶養者に係る納付金	
第4章	保険料(税)の徴収の適正な実施	32
第1節	現状	32
1	保険料(税)の収納率の推移	
2	収納対策の実施状況	
第2節	収納対策	33
1	収納率目標	
2	収納不足についての要因分析	
3	収納率目標達成のための取組	
第5章	保険給付の適正な実施	34
第1節	現状	34
1	レセプト点検の状況	
2	第三者行為求償事務の状況	
3	不正請求事務の状況	
4	海外療養費事務の状況	
第2節	道による保険給付の点検、事後調整	36
1	同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等	
2	大規模な不正請求事案に係る返還金の徴収等	
第3節	療養費の支給の適正化	36
1	海外療養費	
2	柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ	
第4節	診療報酬明細書等の点検の充実強化	37
1	点検項目一覧等の作成	
2	研修会及び現地助言の実施	
3	医療給付専門指導員による助言	
第5節	第三者求償の取組強化	37
第6節	高額療養費の多数回該当の取扱い	38
1	世帯の継続性の判断	
第6章	医療費の適正化の取組	39
第1節	現状	39
1	特定健康診査の受診状況	
2	特定保健指導の実施状況	
3	実施率向上に関するこれまでの支援	
4	医療費通知の実施	
5	後発医薬品の普及促進	
6	重複受診や重複投薬への訪問指導の実施状況	
7	市町村保険者に対する助言	
第2節	医療費の適正化に向けた取組	44
1	特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上	
2	保健事業実施計画の策定及び推進	
3	生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の取組	
4	たばこ対策	
5	歯と口腔の健康づくり	
6	重複受診や頻回受診等に係る指導の充実	

7	適正受診及び適正投薬の推進	
8	後発医薬品の使用促進	
第3節	医療費適正化計画との関係	48
1	北海道医療費適正化計画との整合性	
第7章	事務の広域的及び効率的な運営の推進	49
第1節	広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	49
1	被保険者証の様式及び有効期限等の統一、高齢受給者証との一体化	
2	新たな制度により発生する事務等に係る事務処理マニュアルの作成	
3	地方単独事業に係る法別番号の設定等	
4	国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化	
5	基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い	
6	市町村事務処理標準システムを活用した事務の効率化・標準化・広域化	
7	その他	
第8章	保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携	52
第1節	保健医療サービス及び福祉サービス等との連携	52
1	国保データベースシステム等情報基盤の活用	
2	保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携	
第2節	他計画との整合性	52
第9章	北海道の国保の健全な運営	53
第1節	北海道国民健康保険市町村連携会議の設置	53
第2節	北海道国民健康保険運営方針の見直し等	53
附属資料		
○	参照条文	54
○	用語解説	57
○	統計数値	64
○	策定の経過	103
○	(参考) 北海道国民健康保険運営協議会名簿	104

本文中「*」が付いた用語は、附属資料「用語解説」に掲載している。

第1章 基本的事項

第1節 策定の目的

平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度（以下、「新たな制度」という。）において、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料(税)率の決定・賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなります。

そのため、道と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう、道において、国民健康保険の運営に関する統一的な方針として、この「北海道国民健康保険運営方針」（以下、「運営方針」という。）を策定します。

第2節 策定の根拠規定

この運営方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2に基づき、道が定めるものです。

第3節 国保加入者等の役割・責務

新たな制度は、道と市町村だけがその役割を果たせば、円滑に運営されるというものではありません。

国保に加入している方々（被保険者*）が自身の健康の維持・向上に努めていくことが、何よりも重要であり、加えて、国保制度が相互扶助の精神の下で、加入者同士が支え合う仕組みを基本としていることを理解し、保険料（税）を確実に納めることや医療機関への適正な受診を心がけて、自分たちの保険制度をより良いものに育てていくことが求められます。

また、我が国の社会保険制度では、ほとんどの国民が、いずれは国保の加入者となります。そのため、国民の一人ひとりが、「国保が持続可能な制度となることは国保加入者だけでなく、すべての住民に関係すること」と改めて認識する必要があります。

一方、国民健康保険法第83条の規定により設置された北海道国民健康保険団体連合会（以下、「北海道国保連合会」という。）は、国保運営に資する事業のほか、診療報酬審査支払業務など制度の運営について、専門的立場から道や市町村を支える役割を担っています。

さらに、北海道医師会や北海道歯科医師会、北海道薬剤師会は、住民に良質な医療を提供するなど地域医療の推進に尽力されていますが、新たな制度においては、道が設置する北海道国民健康保険運営協議会（以下、「国保運営協議会」という。）の委員として、北海道の国保運営に積極的な助言をいただく役割を担っています。

また、会社員や公務員などが加入する被用者保険の各団体も、わが国の医療保険制度とともに支える保険者*としての立場から、国保運営協議会委員として、協議に参画しています。

このように多くの協力の下で、真に医療を必要としている方が、いつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を作りながら、国保制度を、国民皆保険制度の要として運営していくことが求められます。

第4節 運営方針の見直し

運営方針は3年ごとに検証を行い、その見直し内容を次期の方針に反映させることとします。また、それ以前に見直しが必要となった場合は、所定の手順に従い見直しを行うこ

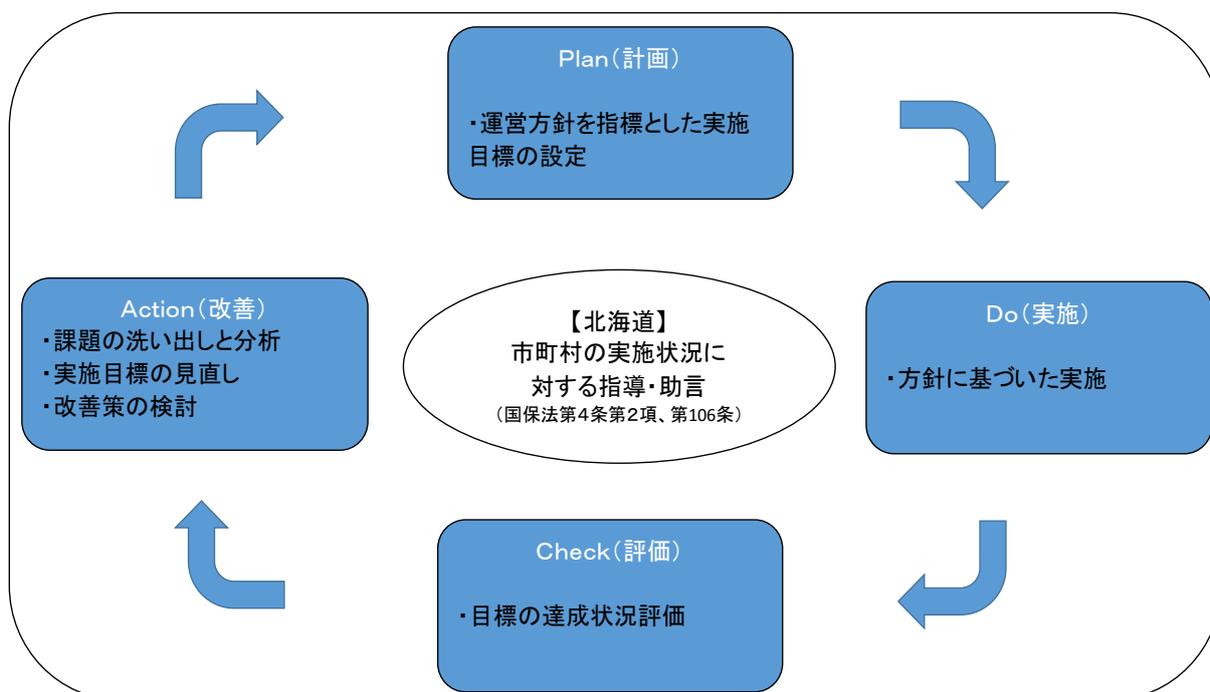
ととします。

第5節 PDCAサイクルの確立

運営方針に基づき国保事業を実施するに当たっては、道が担う財政運営の健全性・安定性の確保に向けた取組と、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善していくため、PDCAサイクル*の下で事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価と検証を行う必要があります。

このため、市町村は、国保事業の広域的・効率的な運営に向けた取組についてのPDCAサイクルを確立することとします。

また、道は、自身の財政運営の継続性・安全性に向けた取組についてのPDCAサイクルを確立するとともに、市町村のPDCAサイクルの実施状況を毎年確認し、原則3年に1回の実地指導・助言を行います。



PDCAサイクルによる市町村国保事業の実施	
P : 【運営方針に基づく指標の設定】	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的助言等実施要綱（重点事項）の策定：道 ・技術的助言等実施要領（助言事項）の策定：道 ・事業運営に当たっての留意事項（当該年度の重点・留意事項）の通知：道
D : 【実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づく事務処理：市町村
C : 【評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的助言調書の作成：道 ・技術的助言実地結果の通知：道
A : 【改善計画、改善状況の確認】	<ul style="list-style-type: none"> ・改善計画の作成、提出：市町村 ・改善計画報告書の受理・確認：道 ・改善計画に基づく事業実施、報告：市町村 ・改善計画実施状況報告書の受理・確認：道

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第1節 医療費の動向と将来見通し

1 保険者及び被保険者等の状況

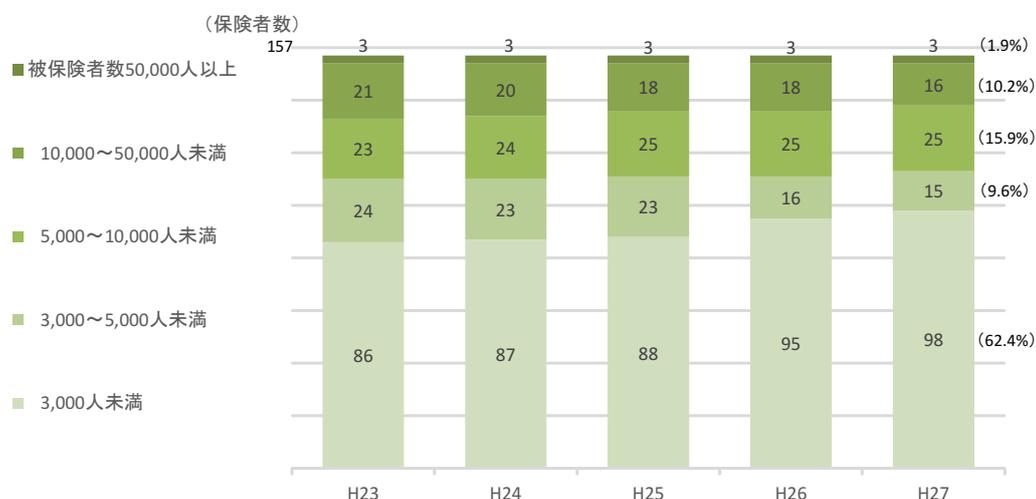
(1) 保険者

市町村国保の保険者は、154市町村と3広域連合（※）を合わせて157保険者となっています。

また、被保険者数が3千人未満である小規模保険者が98保険者と約6割を占めています。

※3広域連合（後志：16市町村 空知中部：6市町 大雪地区：3町）

図1 規模別保険者数の推移(各年度末)



出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(2) 被保険者数等

平成27年度における被保険者数は135万2千人で前年度に比べ3.5%の減、加入世帯数は84万2千世帯で前年度に比べ2.3%の減となっており、近年は、被保険者数及び加入世帯数とも減少傾向にあります。また、北海道の人口に占める被保険者の加入割合は、平成28年3月末で24.5%となっています。

表1 加入世帯数及び被保険者数の推移

(単位：万人、万世帯)

区分		H23	H24	H25	H26	H27	増減率(%)
被保険者数	北海道	150.3	148.3	144.7	140.1	135.2	▲ 3.5
	全国	3,561.7	3,514.9	3,454.8	3,373.5	3,266.5	▲ 3.2
世帯数	北海道	89.6	89.1	87.9	86.2	84.2	▲ 2.3
	全国	2,051.3	2,043.5	2,031.4	2,009.0	1,975.2	▲ 1.7

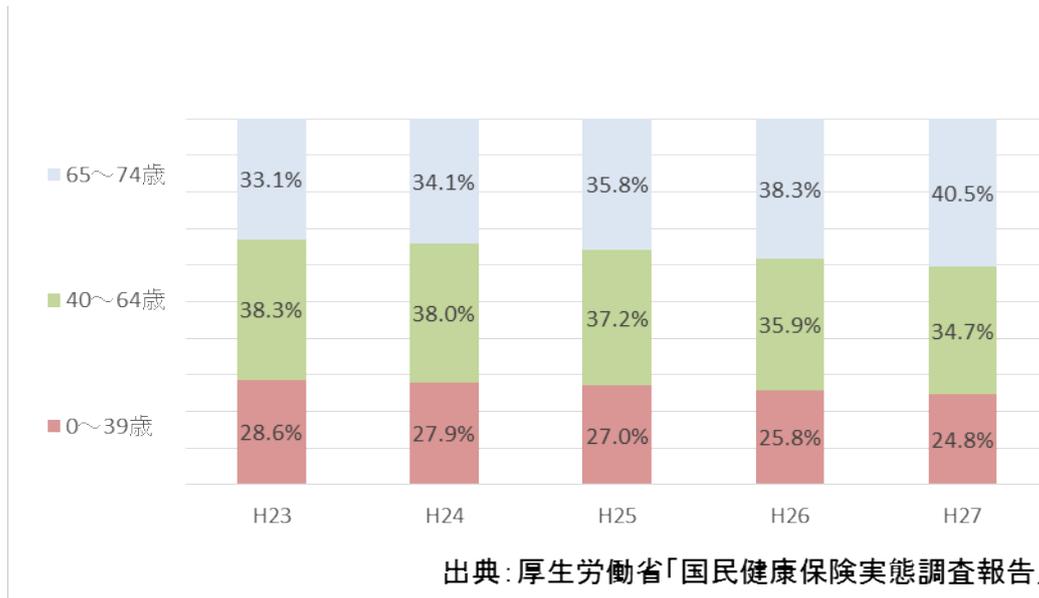
出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

※被保険者数、世帯数ともに年度平均の数である。

(3) 被保険者の年齢構成

65歳から74歳までの被保険者が全体に占める割合は、平成23年度の33.1%から平成27年度は40.5%に増加しており、高齢化が急速に進行しています。

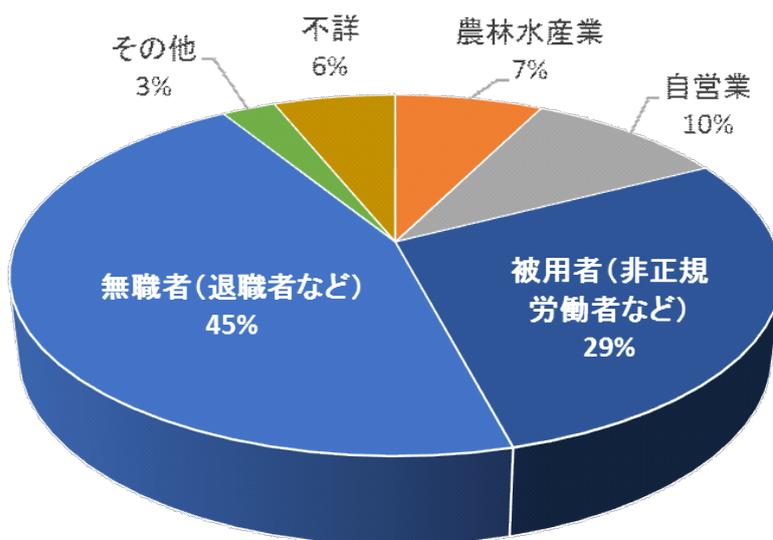
図2 国保被保険者(75歳未満)の年齢構成の推移



(4) 被保険者(世帯主)の職業

国保被保険者の世帯主の職業は、無職者(退職者など)が最も多く、全体の45%を占めており、続いて非正規労働者などの被用者となっています。現在では、自営業者と農林水産業者は、合わせても17%にすぎません。

図3 国保被保険者の職業(H27 北海道)



2 医療費の動向

(1) 一人当たり療養諸費の状況

① 全国対比

平成27年度の北海道の一人当たりの療養諸費*は383,551円で、全国の349,697円と比べて1.10倍で33,854円多くなっています。

表2 一人当たり療養諸費の推移

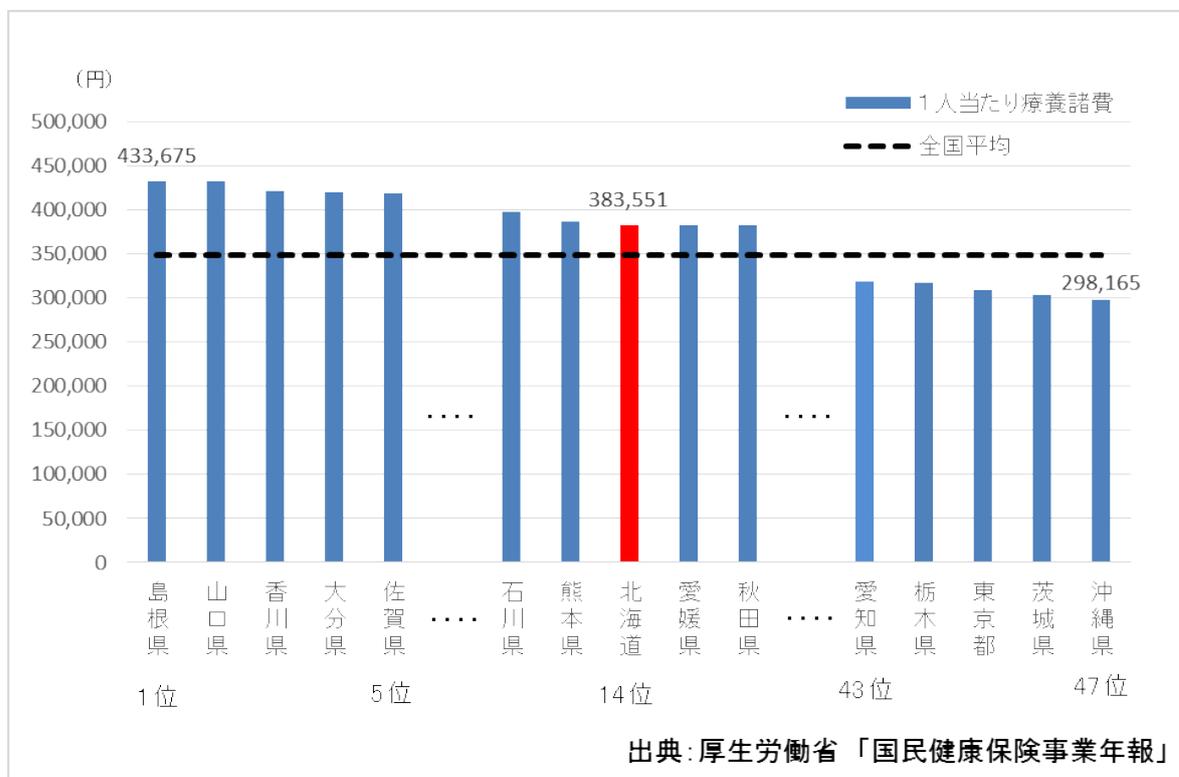
区分	H23	H24	H25	H26	H27
北海道	348,960円	353,697円	364,012円	369,929円	383,551円
増減	2.1%	1.4%	2.9%	1.6%	3.7%
全国対比	1.13倍	1.12倍	1.12倍	1.11倍	1.10倍
全国	308,668円	315,858円	324,543円	333,461円	349,697円
増減	3.1%	2.3%	2.7%	2.7%	4.9%

出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

② 都道府県対比

平成27年度の一人当たりの療養諸費は、都道府県の中では、北海道（383,551円）は14番目に高くなっており、一番低い沖縄県（298,165円）と比べて1.29倍で85,386円多くなっています。

図4 一人当たり療養諸費の全国比較(H27)



③ 道内保険者対比

平成27年度の道内の一人当たりの療養諸費は、市町村では、別海町が最低の253,609円なのに対し、初山別村がその2.59倍に当たる最高の657,915円となっており、404,306円の差があります。

表3 一人当たり療養諸費(H27 道内市町村)

区分	最高	最低	対比
全体	初山別村 657,915円	別海町 253,609円	2.59倍
	一般分	別海町	2.43倍
退職分	初山別村 3,509,045円	西興部村 14,550円	241.17倍

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

④ 診療種別医療費の現状

ア 入院

北海道の一人当たりの診療費は158,376円で、全国の126,108円の1.26倍で32,268円多くなっています。一日当たりの診療費は34,958円で、全国の34,797円よりも161円高く、一件当たりの日数は16.21日で全国の15.99日と比較して0.22日多く、100人当たりの受診率*は27.92で、全国の22.65より高くなっています(表4及び表5参照)。

疾病分類別の寄与度*で見ると、「新生物」が0.064と一番高く、「循環器系の疾患」が0.035、「神経系の疾患」が0.029、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が0.027、「精神及び行動の障害」が0.025の順に続いています(表6参照)。

なお、厚生労働省の平成26年患者調査によれば、北海道の人口10万人当たりの傷病分類別入院受療率では「循環器系の疾患」、「精神及び行動の障害」、「脳血管疾患」、「新生物」の順に受療率*が全国に比べて高くなっています(図5参照)。

表4 入院医療費の状況(H26)

	北海道	全国	差
一人当たりの診療費	158,376円	126,108円	32,268円
一日当たりの診療費	34,958円	34,797円	161円
一件当たりの日数	16.21日	15.99日	0.22日

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

表5 受診率の状況(H26) (単位:100人当たり件数)

区分	北海道	全国
計	964.69	1,031.03
入院	27.92	22.65
入院外 +調剤	783.92	825.43
歯科	153.84	182.94

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

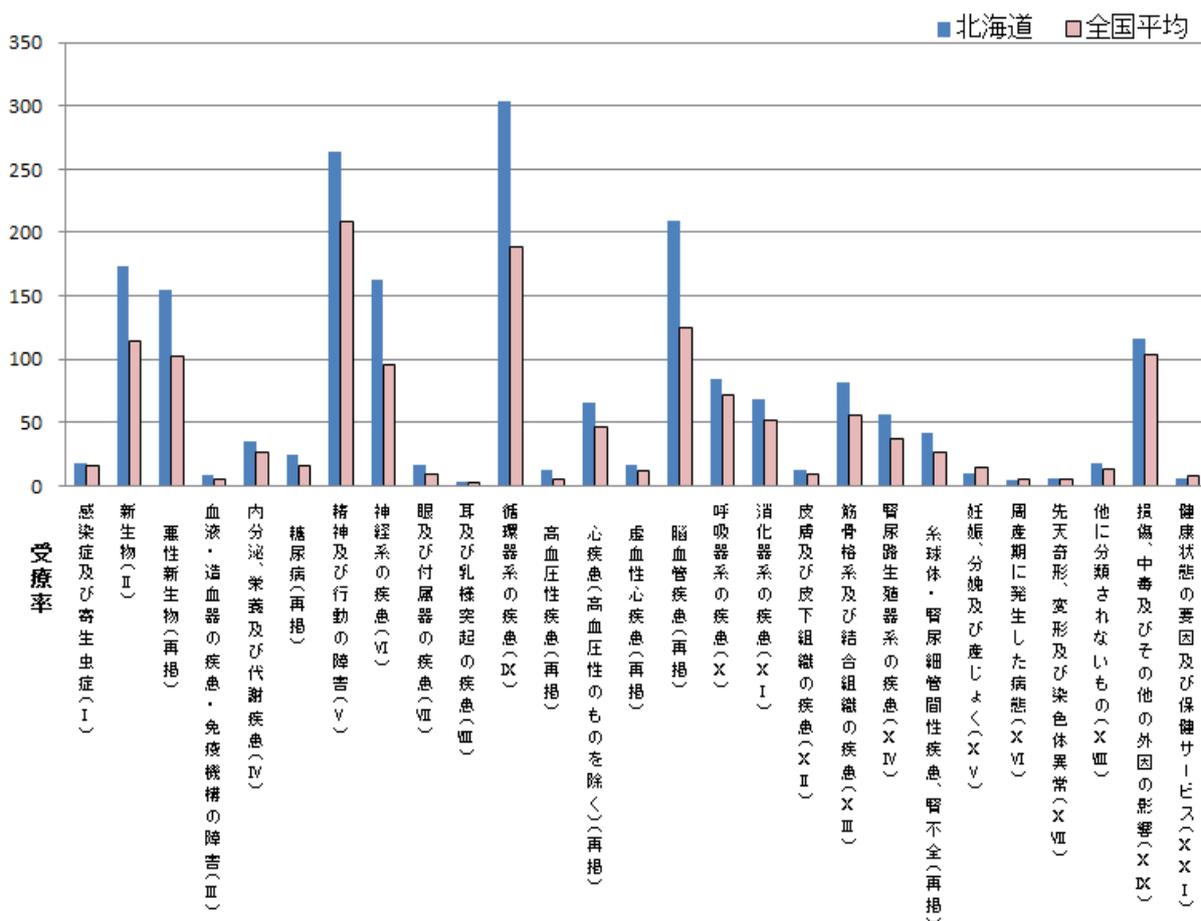
表6 地域差指数*の疾病分類別寄与度(H26 入院)

区 分	疾病例	寄与度(降順)
新生物(Ⅱ)	胃がん、大腸がん、肺がん	0.064
循環器系の疾患(Ⅸ)	高血圧性疾患、心筋梗塞	0.035
神経系の疾患(Ⅵ)	パーキンソン病、てんかん	0.029
筋骨格系及び結合組織の疾患(XⅢ)	変形性膝関節症、腰痛	0.027
精神及び行動の障害(Ⅴ)	統合失調症、躁うつ病	0.025
損傷、中毒及びその他の外因の影響(XⅨ)	骨折、内臓損傷、火傷	0.011
消化器系の疾患(XⅠ)	胃潰瘍、十二指腸潰瘍	0.009
内分泌、栄養及び代謝疾患(Ⅳ)	糖尿病、糖代謝異常	0.004
眼及び付属器の疾患(Ⅶ)	結膜炎、白内障	0.003
腎尿路生殖器系の疾患(XⅣ)	腎不全、尿路結石、前立腺肥大	0.002
先天奇形、変形及び染色体異常(XⅦ)	心房中隔欠損症、胆道閉鎖症	0.002
感染症及び寄生虫症(Ⅰ)	結核、ウイルス性肝炎	0.002
妊娠、分娩及び産じょく(XⅤ)	妊娠、分娩の異常	0.002
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの(XⅧ)	アレルギー性疾患	0.002
周産期に発生した病態(XⅥ)	胎内感染、多胎	0.001
呼吸器系の疾患(X)	肺炎、慢性閉塞性肺疾患	0.001
耳及び乳様突起の疾患(Ⅷ)	中耳炎、メニエール病	0.001
皮膚及び皮下組織の疾患(XⅡ)	皮膚がん、アトピー性皮膚炎	0.000
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害(Ⅲ)	鉄欠乏性貧血	0.000
計		0.221

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

※区分欄のローマ数字は「社会保険表章用疾病分類*」における分類コード。

図5 人口10万人当たりの傷病分類別入院受療率(H26)



出典：厚生労働省「患者調査」

イ 入院外（調剤医療費を含み、歯科を除く）

北海道の一人当たりの診療費は182,525円で、全国の177,088円の1.03倍で5,437円高くなっています。一日当たりの診療費は15,426円で、全国の13,163円より2,263円高く、一件当たりの通院日数は1.51日で、全国1.63日を0.12日下回っています（表7参照）。

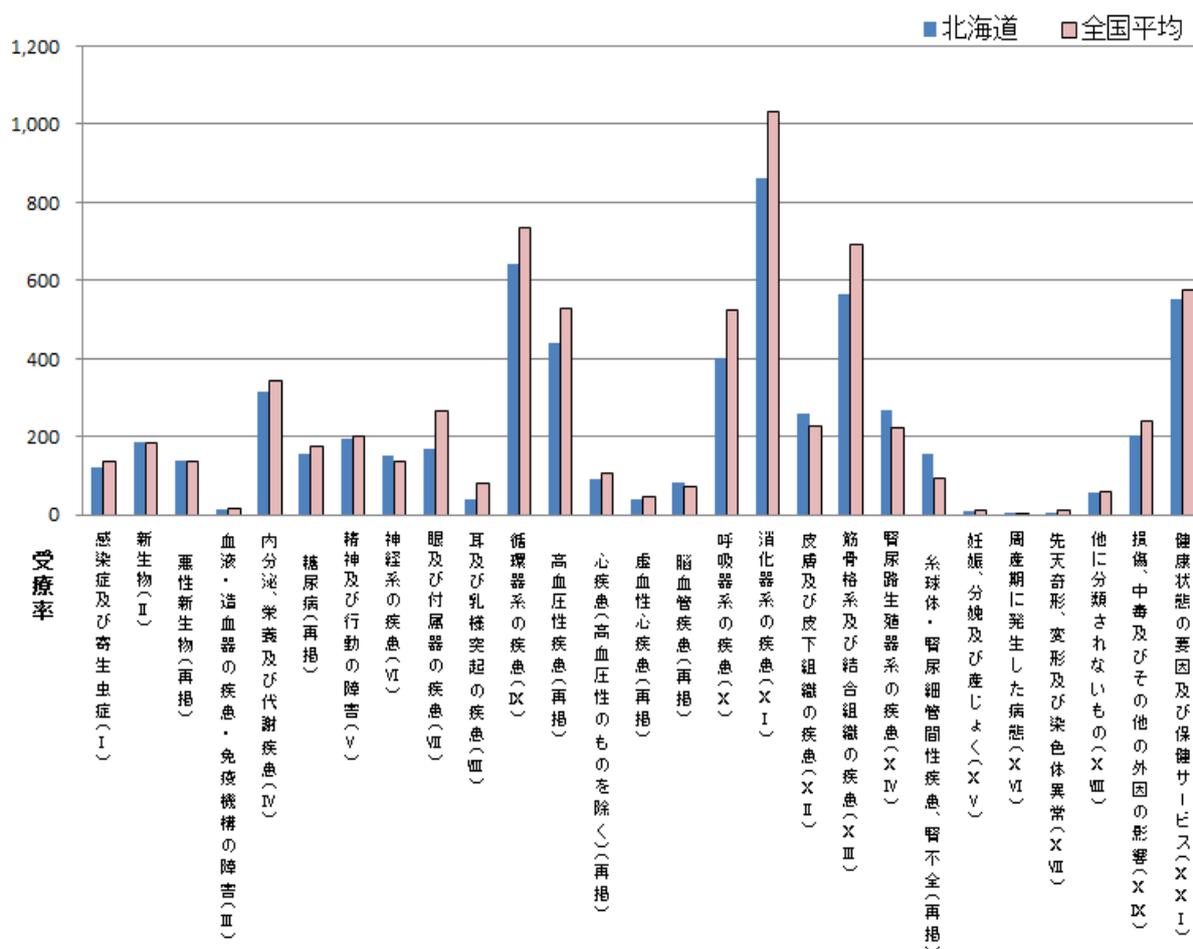
なお、厚生労働省の平成26年患者調査によれば、北海道の人口10万人当たりの傷病分類別外来受療率では、ほとんどの疾患で全国よりも下回る状況になっているものの、「消化器系の疾患」、「循環器系の疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」の順に高くなっています（図6参照）。

表7 入院外医療費の状況(H26)

	北海道	全国	差
一人当たりの診療費	182,525円	177,088円	5,437円
一日当たりの診療費	15,426円	13,163円	2,263円
一件当たりの通院日数	1.51日	1.63日	△0.12日

出典：厚生労働省「医療費の地域差分析」

図6 人口10万人当たりの傷病分類別外来受療率(H26)



出典:厚生労働省「患者調査」

ウ 歯科

北海道の一人当たりの診療費は25,165円で、全国の24,258円の1.04倍で907円高くなっています。一日当たりの診療費は7,287円で、全国の6,604円より683円高く、一件当たりの通院日数は2.24日で、全国の2.01日を0.23日上回っています。

表8 歯科医療費の状況(H26)

	北海道	全国	差
一人当たりの診療費	25,165円	24,258円	907円
一日当たりの診療費	7,287円	6,604円	683円
一件当たりの通院日数	2.24日	2.01日	0.23日

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

(2) 二次医療圏*別一人当たり医療費の状況

北海道の医療費が高い要因の一つとして、入院の受診率や推計新規入院発生率*が全国に比べて高いことがあげられます(表5及び表9参照)。

まず、二次医療圏域ごとの医療費の状況を見ると、入院、入院外(調剤を含む)及び歯科の合計では、全国平均が327,455円であるのに対し、日高、十勝及び根室以外

の18圏域で全国平均を上回っています（図7参照）。

また、入院医療費の状況を見ると、十勝と根室圏域で全国平均を下回っていますが、特に、北渡島檜山、後志、中空知、西胆振及び留萌の5圏域では、全国平均の1.5倍以上となっているなど、二次医療圏域で差が生じている現状にあります（図8参照）。

入院外医療費については、中空知と留萌で全国平均を大きく上回っていますが、北渡島檜山、札幌、日高、富良野、宗谷、遠紋、十勝及び根室の8圏域で全国平均を下回っています（図9参照）。

歯科医療費については、札幌、後志、北空知及び十勝の4圏域で全国平均を大きく上回っていますが、南渡島、北渡島檜山、東胆振、日高、上川中部、富良野、留萌、宗谷、北網、遠紋及び根室の11圏域で全国平均を下回っています（図10参照）。

年齢階級別の推計新規入院発生率の状況を見ると、北海道の場合、0歳から4歳までの乳幼児や65歳以上の前期高齢者の発生率が特に高くなっているほか、いずれの年齢階級別で見ても全国を上回っています（表9参照）。

図7 二次医療圏域別一人当たり医療費(H26 合計)

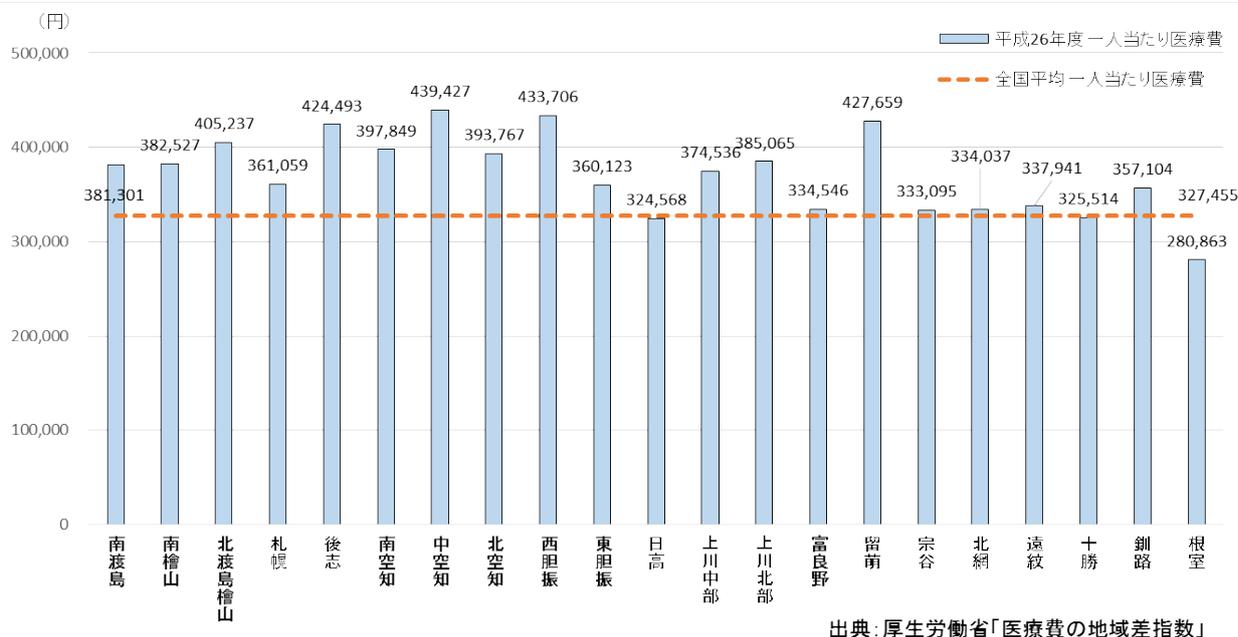
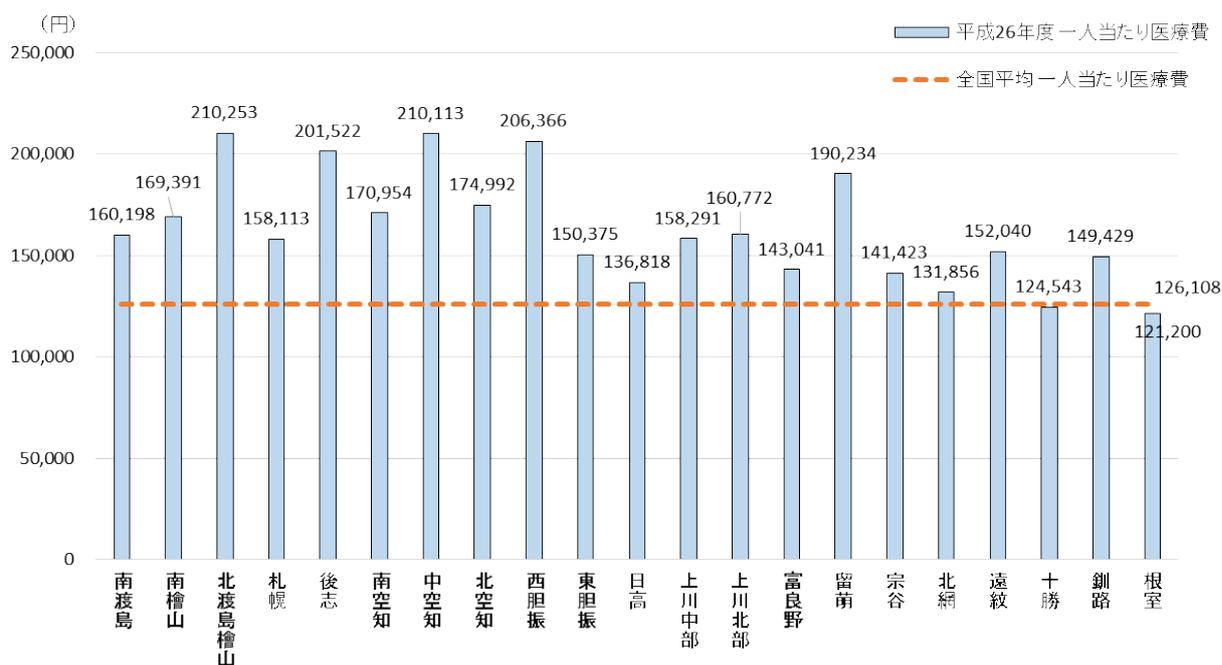
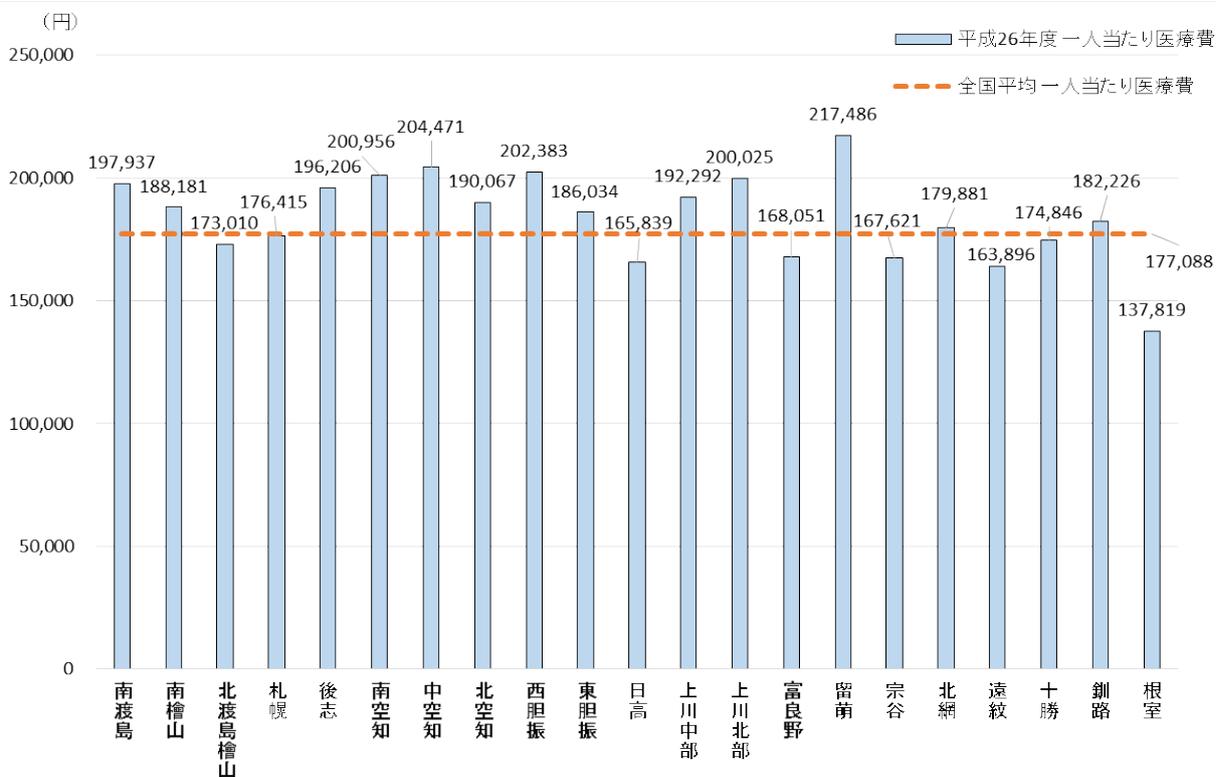


図8 二次医療圏域別一人当たり医療費(H26 入院)



出典: 厚生労働省「医療費の地域差指数」

図9 二次医療圏域別一人当たり医療費(H26 入院外)



出典: 厚生労働省「医療費の地域差指数」

図10 二次医療圏域別一人当たり医療費(H26 歯科)

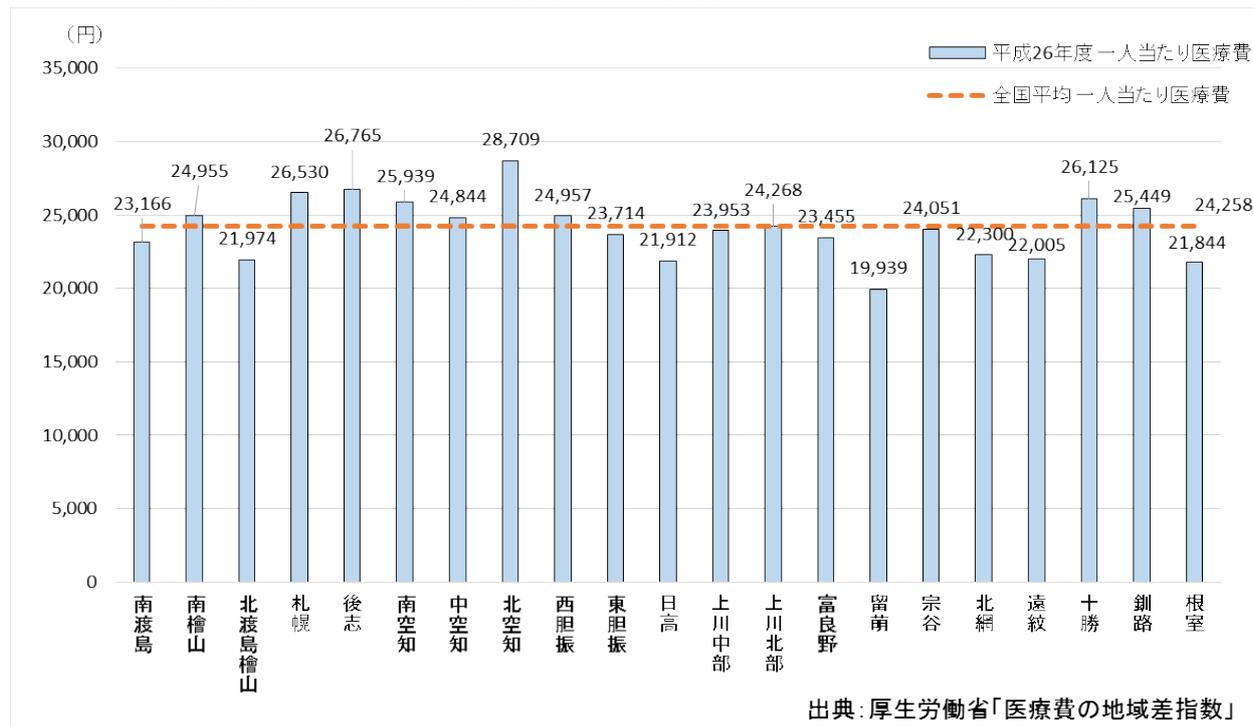


表9 年齢階級別、推計新規入院発生率の推移 (単位:100人当たり件数)

区分	北海道				全国			
	H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
年齢計	13.0	13.0	13.4	13.5	10.6	10.8	10.9	11.1
0~4歳	25.6	24.4	24.7	24.9	16.2	16.2	16.3	16.5
5~9歳	5.0	4.8	4.8	4.6	3.6	3.6	3.4	3.4
10~14歳	3.1	3.1	3.3	3.0	2.5	2.4	2.4	2.5
15~19歳	3.5	4.0	3.9	3.9	3.1	3.2	3.2	3.2
20~24歳	5.9	5.8	5.7	5.8	4.4	4.4	4.4	4.3
25~29歳	7.2	7.1	7.4	6.9	5.4	5.5	5.5	5.4
30~34歳	7.0	7.2	7.3	7.3	5.9	6.0	5.9	6.0
35~39歳	6.8	6.7	6.7	6.8	5.5	5.7	5.8	5.8
40~44歳	6.9	6.9	6.9	6.8	5.4	5.5	5.5	5.6
45~49歳	7.7	7.8	8.0	7.9	6.3	6.4	6.3	6.4
50~54歳	9.5	9.5	9.6	9.6	7.7	7.9	7.9	8.0
55~59歳	11.0	11.4	11.7	11.6	9.2	9.5	9.5	9.6
60~64歳	14.4	14.3	14.3	14.1	11.7	12.0	11.8	11.8
65~69歳	16.8	16.3	16.6	16.9	14.7	14.7	14.6	14.6
70~74歳	23.5	23.2	23.7	23.1	20.3	20.2	20.2	20.2

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

(3) 二次医療圏別多発疾病の状況

北海道国保連合会が作成した「疾病分類(121分類)別多発疾病上位20傑の推移(件数構成割合)」により、平成27年5月診療分の状況を二次医療圏域ごとに見ると、札幌以外の圏域において、「高血圧性疾患」が1位、「歯肉炎及び歯周疾患」が2位を占め、札幌圏域では「歯肉炎及び歯周疾患」が1位、「高血圧性疾患」が2位を占めており、ほとんどの圏域で「糖尿病」や「内分泌・栄養及び代謝疾患」がそれらに続いています。

表10 疾病分類(121分類)別多発疾病上位20傑の状況(件数構成割合) (H27.5月)

区分	高血圧性疾患	歯肉炎・歯周疾患	糖尿病	内分泌・栄養及び代謝疾患	損傷・外因影響	眼科疾患	皮膚炎・湿疹	関節症	屈折・調節障害	胃潰瘍・十二指腸潰瘍	アレルギー性鼻炎	喘息	その他の歯・歯の支持組織の障害
南渡島	①	②	③	④	⑤	⑥							
南檜山	①	②	③	④	⑤			⑥					
北渡島檜山	①	②	④	③	⑤			⑥					
札幌	②	①	③	④			⑥		⑤				
後志	①	②	③	④	⑥				⑤				
南空知	①	②	④	③	⑥				⑤				
中空知	①	②	③	④					⑤				
北空知	①	②	④	③				⑥		⑤			
西胆振	①	②	③	④	⑤	⑥							
東胆振	①	②	③	④	⑥		⑤						
日高	①	②	③	④	⑤		⑥						
上川中部	①	②	③	④			⑤				⑥		
上川北部	①	②	④	③	⑥				⑤				
富良野	①	②	④	③	⑤							⑥	
留萌	①	②	④	③	⑥			⑤					
宗谷	①	②	③	④	⑥								⑤
北網	①	②	③	④	⑥		⑤						
遠紋	①	②	③	④	⑥								⑤
十勝	①	②	③	④			⑤		⑥				
釧路	①	②	③	④	⑥		⑤						
根室	①	②	④	⑤	⑥							③	

出典:北海道国保連合会「疾病分類(121分類)別多発疾病上位20傑の推移(件数構成割合)」

※表内の数字は、件数の多い順位。上位6位まで表示。

(4) 医療供給体制と医療費の状況

全国的に病床数と入院診療費には強い相関関係が見られます。北海道の人口10万人当たりの病床数は平成26年10月1日現在で1,795床であり、全国1,234床の約1.45倍となっており、北海道の一人当たりの入院診療費を押し上げている要因の一つになっているものと考えられます(表11及び図12参照)。

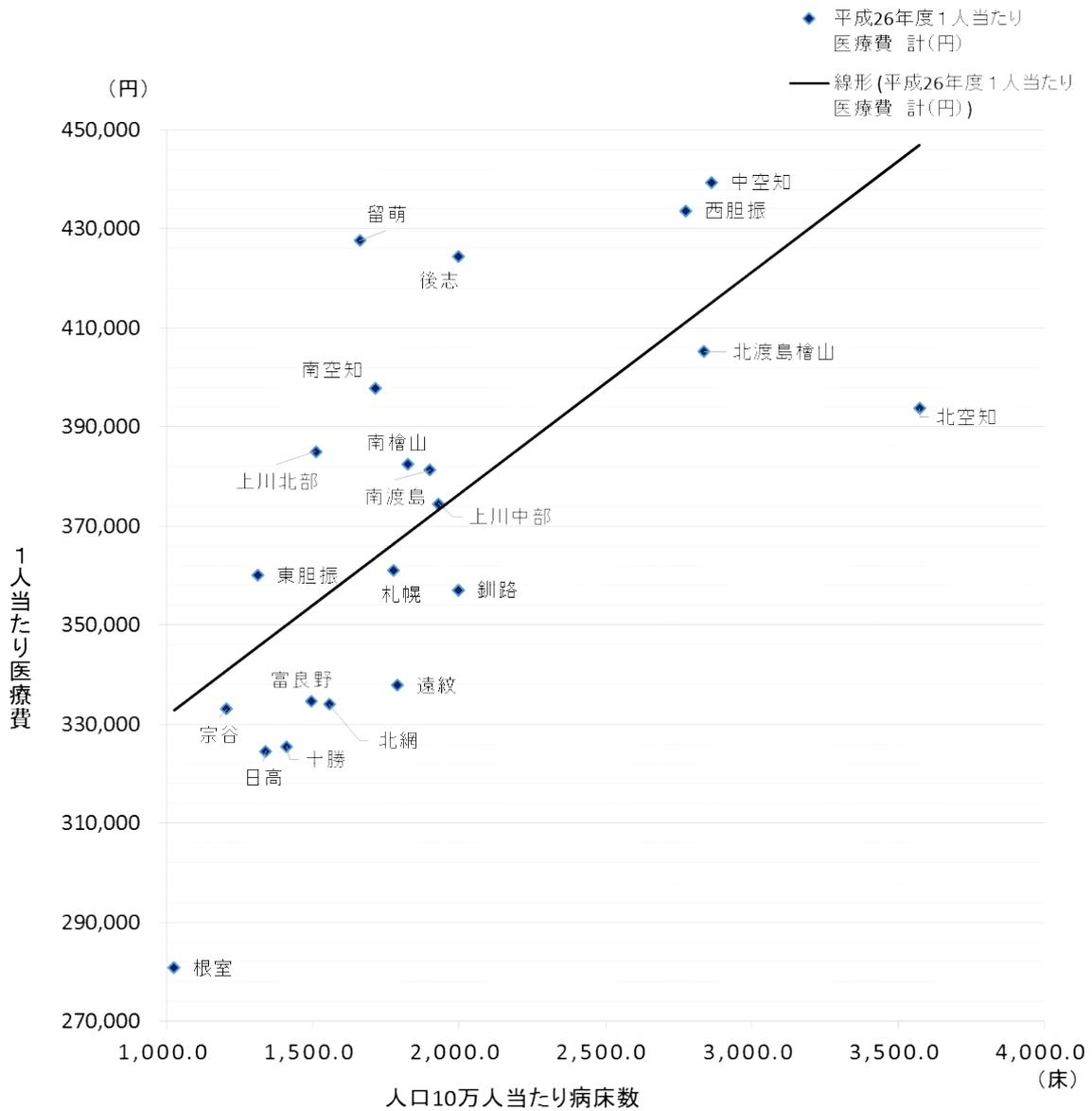
また、二次医療圏域ごとに見ても、人口10万人当たりの病床数が一番少ない根室圏域が国保の一人当たり医療費も低く、中空知・西胆振圏域など人口10万人当たりの病床数が多い圏域は高い傾向になっています(図11参照)。

表11 二次医療圏域別の一人当たり医療費の状況(H26)

区分	人口(※)10万人 当たり病床数	一人当たり 医療費 計(円)
根室	1,024	280,863
日高	1,338	324,568
十勝	1,410	325,514
宗谷	1,205	333,095
北網	1,555	334,037
富良野	1,493	334,546
遠紋	1,788	337,941
釧路	1,996	357,104
東胆振	1,313	360,123
札幌	1,775	361,059
上川中部	1,928	374,536
南渡島	1,900	381,301
南檜山	1,825	382,527
上川北部	1,510	385,065
北空知	3,572	393,767
南空知	1,713	397,849
北渡島檜山	2,836	405,237
後志	1,997	424,493
留萌	1,661	427,659
西胆振	2,775	433,706
中空知	2,862	439,427
北海道	1,795	366,067
全国	1,234	327,455

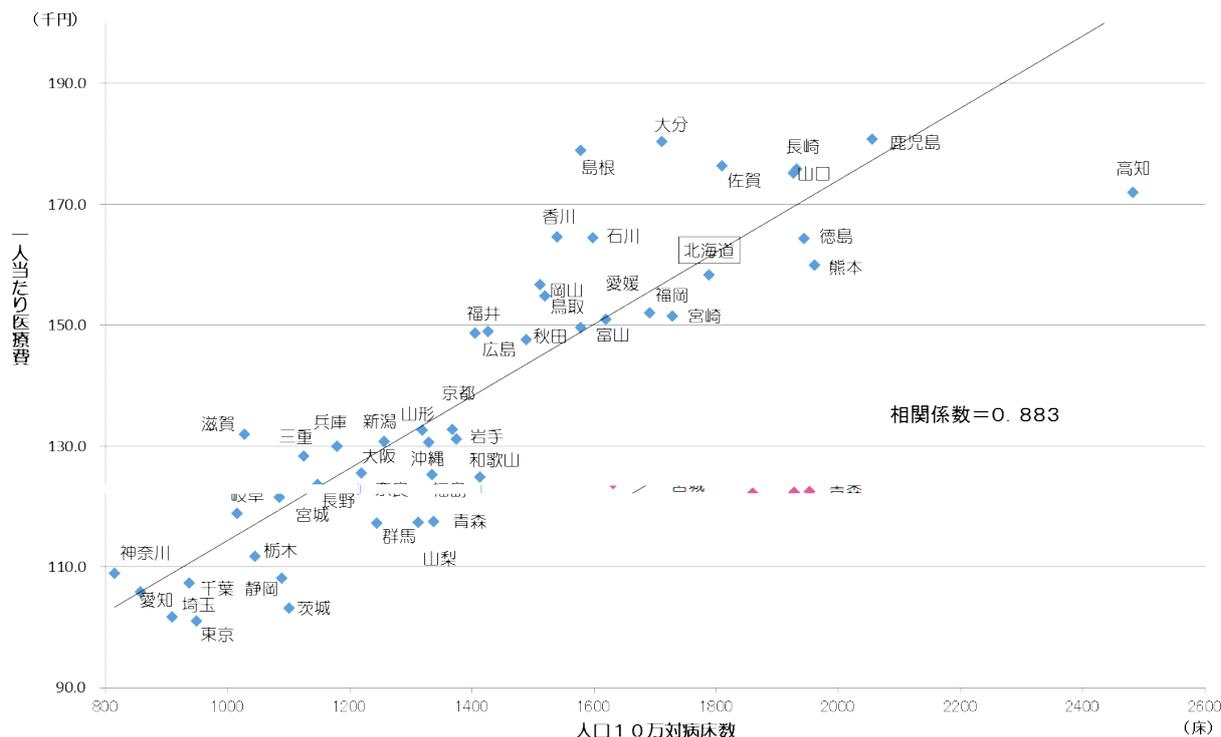
出典：厚生労働省「医療費の地域差分析」
北海道「保健統計年報」

図11 一人当たり医療費と人口10万人当たり病床数の関係(H26)



出典: 厚生労働省「国民健康保険事業年報」
 北海道「保健統計年報」

図12 全国の一人当たり医療費(入院診療費)と病床数の状況(H26)



出典:厚生労働省「医療施設報告」「医療費の地域差分析」

(5) 高医療費市町村の状況

国民健康保険法第68条の2第3項に基づき、医療に要する費用の額が災害等の特別事情による額を控除してもなお著しく多額と見込まれる市町村（以下、「高医療費市町村*」という。）がある場合は、都道府県が定める広域化等支援方針において、医療に要する費用の適正化、その他の必要な措置を定めるよう努めることとされていることから、道では、医療費の適正化に向けた取組を講じるよう、助言などを行っています。

道内の高医療費市町村数は、平成16年度の46市町村をピークに減少傾向にありましたが、平成23年度からは増加に転じ、直近の平成27年度は18市町村と減少しています。

表12 北海道における高医療費市町村の推移

区分	H23	H24	H25	H26	H27	保険者数に占める割合
高医療費市町村数	29	29	23	31	18	11.5%

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(6) 医療費の将来の見通し

本運営方針の対象期間である平成30年度から平成32年度に加え、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度における医療費の見通しを次のとおり推計します。

① 推計医療費（全道）

H30	H31	H32	H37
5, 111億円	5, 176億円	5, 242億円	4, 954億円

② 一人当たり推計医療費

H30	H31	H32	H37
394, 638円	399, 989円	405, 377円	424, 391円

③ 上記の推計方法

<平成29年度の推計医療費の算出方法>

$$\text{平成29年度推計医療費} = \text{平成29年度における区分}^{(注)} \text{ごとの一人当たり医療費} \\ \times \text{平成29年度における区分ごとの国保加入見込者数}$$

(注) 未就学児、70歳未満、70歳以上（一般、現役並み所得者）の4区分。

なお、現役並み所得者は、単身の場合、課税所得が145万円以上かつ収入383万円以上、2人以上の場合、収入520万円以上の方がいる世帯に属する方をいう。

- i 平成29年度における区分ごとの一人当たり医療費 =
 平成28年度一人当たり医療費（見込み）×
 $\sqrt{\{(\text{平成26年度から平成27年度の伸び率}) \times (\text{平成27年度から平成28年度の伸び率})\}}$
- ii 平成29年度における区分ごとの国保加入見込者数 =
 平成28年3月から5月までの加入者実績 × $\frac{\text{平成27年度加入者計}}{\text{平成27年3月から5月までの加入者計}}$

<平成30年度以降の推計医療費の算出方法>

平成30年度以降の各年度の推計医療費は、平成29年度推計医療費に次により推計した伸び率を乗じて算出。

- 一人当たり医療費は、平成23年度から27年度の平均伸び率により推計。
- 加入者数は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口や国保加入率（H27実績）を用いて推計。

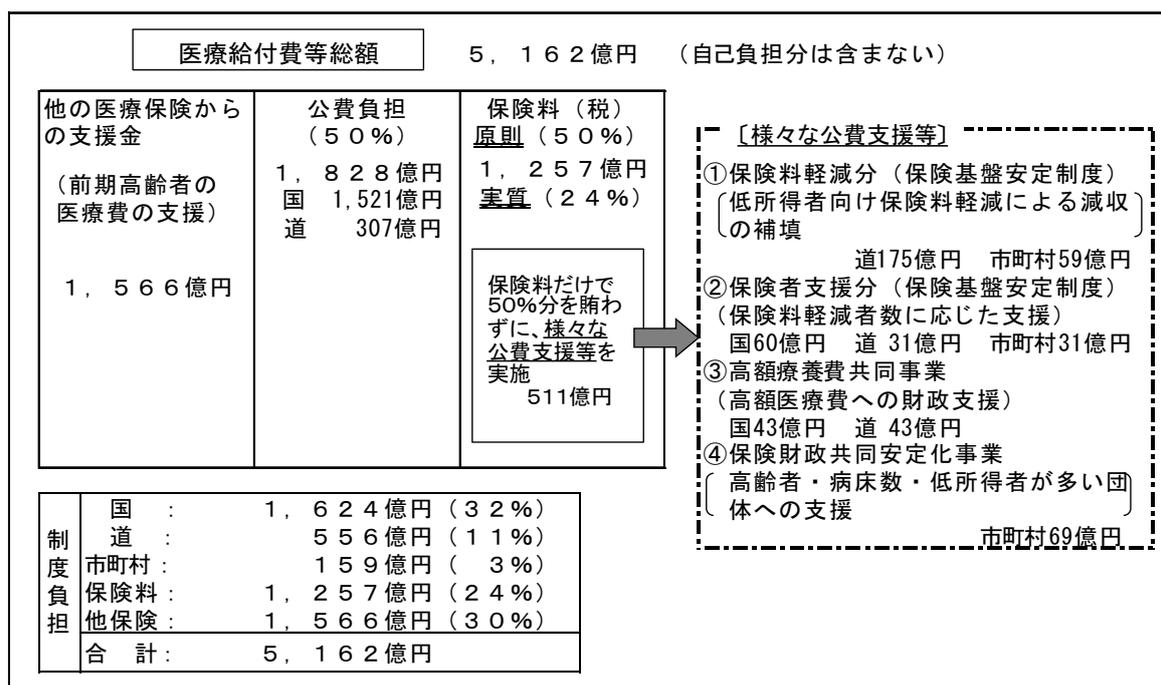
第2節 財政収支の改善と均衡

1 市町村国保財政運営の現状

国民健康保険の基本的な仕組みとして、医療給付にかかる費用を公費負担と保険料(税)とで、50%ずつ負担することとなっていますが、様々な公費支援等があり、実質的な保険料(税)の負担は軽減され、平成27年度決算では全体の24%となっています。

また、公費負担、保険料(税)の他に、前期高齢者の医療費分として、他の医療保険からの支援金があります。

【市町村国保財政の基本的な仕組み(H27決算)】



出典: 北海道調べ

平成27年度収支差引残(収入合計-支出合計)では、赤字は19保険者で、赤字総額は約37億円となっています。

なお、収支差引残が黒字であっても、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町村保険者が多いのが現状です。

表13 収支差引残の状況及び法定外繰入の推移 (単位: 保険者数)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
収支差引残	91億円	93億円	80億円	59億円	40億円
黒字保険者数	140	143	141	141	138
剰余金	124億円	118億円	109億円	90億円	77億円
赤字保険者数	17	14	16	16	19
不足額	33億円	25億円	29億円	31億円	37億円
法定外繰入					
保険者数	115	115	119	122	125
金額	119億円	103億円	112億円	119億円	123億円

出典: 北海道調べ

2 国保財政運営の基本的考え方

国民健康保険は、一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金などにより賄い、当該年度の特別会計の収支を均衡させる必要があります。

3 市町村国民健康保険特別会計

新たな制度における市町村国民健康保険特別会計（以下、「市町村国保特会」という。）においては、国の財政支援措置の拡充や納付金制度の導入により、年度内における一般会計からの法定外繰入の必要性が大幅に減少することが見込まれます。

また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入については、解消・削減すべき赤字額として、段階的な解消に向けた取組が必要です（「第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等」参照）。

4 北海道国民健康保険特別会計

北海道国民健康保険特別会計（以下、「道国保特会」という。）においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営します。

5 国民健康保険保険給付費等交付金

保険給付費等交付金は、国民健康保険条例等に規定されますが、道国保特会から市町村国保特会に交付されるもので、市町村の保険給付に要した費用を交付する役割を有する普通給付分と、市町村の個別の事情に着目した交付を行う特別給付分とがあります。

普通給付分は、市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の請求に基づき、その同額を交付するものです。

また、特別給付分は、

- ・国の特別調整交付金のうち市町村に交付される分
- ・都道府県繰入金のうち、個別の市町村に交付される分
- ・市町村に対する保険者努力支援制度分
- ・特定健診費用

を交付するものです。

なお、普通給付分の保険給付費等交付金については、都道府県が市町村からの請求に基づき、北海道国保連合会に対し交付金を直接支払うことが可能となる仕組みが設けられており、これにより、市町村の事務負担が軽減されると見込まれます。

第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等

1 赤字解消・削減の取組が必要な市町村の定義

市町村国保の保険者が解消・削減すべき赤字額は、「決算補填等目的の法定外繰入額（注）」と「繰上充用金*の増加額（決算補填等目的のものに限る）」との合算額とします。

「赤字市町村」とは、平成28年度以降の決算において解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村とします。

なお、決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等を除いた場合の単年度実質収支額が黒字である場合は、直ちに赤字市町村とは見なさないこととしますが、市町村が保有す

る基金からの取崩や繰越金等がある場合は、その持続性に留意することとします。

また、平成27年度以前に発生した繰上充用金については、可能な限り計画的な解消・削減を目指すものとします。

(注)「決算補填等目的」とは、単年度の決算補填や累積赤字補填、保険料(税)の負担緩和に充てることを目的とするものなどであり、保健事業費や地方単独事業*の医療費波及増等に充てることを目的とするものについては、解消・削減すべき対象とはしない。

＜参考＞新しい赤字の定義による財政状況(H27決算を基にした試算値)

赤字市町村数 : 95市町村	赤字額 : 約113億円
----------------	--------------

出典:北海道調べ

2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法

(1) 赤字解消・削減の取組

赤字市町村は、医療費の動向や適正な保険料率の設定、収納率等に関する要因分析を行った上で、赤字の解消・削減に向けた必要な対策を整理し、目標年次等を道に報告することとします。

道は市町村と十分に協議を行い、赤字解消・削減の取組や目標年次等の設定について助言を行います。

また、平成30年度以降に新たに赤字が発生した市町村で、財政安定化基金を活用することにより赤字を解消する場合は、貸付年度の翌年度以降の納付金に上乘せすることとし、原則3年で償還することとします。

(2) 赤字解消・削減の取組の開始時期

新たな制度への移行を見据えて、平成29年度から赤字の解消・削減に取り組むこととします。

(3) 赤字解消・削減の目標年次

赤字解消計画の作成において、目標年次は可能な限り短期間で設定することを基本としますが、決算補填等目的の法定外繰入や繰上充用金が多額になっているなど、短期間での赤字の解消が困難な市町村は、激変緩和措置の実施期間を参考に、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組むこととします。

なお、保険料(税)の急激な上昇を避けることなどから目標年次を6年以内とすることが困難な場合については、その実情に応じて、できるだけ早期の解消に努めます。

(4) 納付金算定における措置

国民健康保険事業費納付金* (以下、「納付金」という。)の算定及び配分において赤字に対する措置は行わず、また、被保険者の保険料(税)負担上昇に伴う激変緩和措置において、赤字を解消することによる保険料(税)負担の変化相当分は対象としないこととします。

第4節 財政安定化基金の使用

1 財政安定化基金の設置

国民健康保険事業の財政安定化のため、給付費増や保険料(税)収納不足により財源不足となった場合に備え、法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、道国保特会や市町村に対し貸付及び交付を主に行う財政安定化基金を設置します。

2 特例基金の設置

新たな制度に移行後の6年間、保険料(税)の激変緩和措置など、円滑な国保運営のために必要な資金の交付に充てることのできる特例基金を財政安定化基金に含めて設置します(第3章 第4節 3の特例基金)。

3 基金の使用の基本的な考え方

財政安定化基金の使用については、北海道国民健康保険財政安定化基金条例に規定されますが、基本的な考え方については次のとおりとします。

(1) 貸付金

<市町村に対する貸付>

① 貸付要件

保険料(税)収納額の低下により財源不足となった場合。

② 貸付額(地方債)

貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が標準保険料率を基礎として適正な賦課を行うことを前提に、道が保険料(税)収納不足額を算定し、地方債として貸付額(無利子)を決定。

③ 貸付額の償還

貸付年度の翌年度以降の納付金に上乘せすることとし、原則3年で償還(基金へ積み戻し)。

<道に対する貸付>

① 貸付要件

保険給付費が増大したことにより財源不足となった場合。

② 貸付額

財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、道国保特会に繰入を行う。

③ 貸付額の償還

翌年度以降納付金に含めて市町村から徴収し償還(基金へ積み戻し)。

(2) 交付金

① 交付要件

災害の発生など、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことにより、収納額の低下につながる大きな影響が生じるなど、「特別な事情」と認められる場合。

② 交付額

収納不足額の2分の1以内とし、市町村の「特別な事情」や収納率目標の設定状況等に応じて、道がその交付の範囲を決定。

③ 交付額の補填

国・道・市町村がそれぞれ3分の1ずつを補填(基金へ積み戻し)。

このうち市町村分については、道内全ての市町村で補填。

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

第1節 現状

1 保険料(税)の賦課状況

国保事業に要する費用を賄う方法として、国民健康保険法を根拠とする保険料と地方税法を根拠とする保険税の2種類の徴収金があります。

道内では、保険料を賦課している市町村が市を中心に23市町村、保険税を賦課している市町村が156市町村となっています。

(H28)

保険料方式	23市町村
保険税方式	156市町村

2 保険料(税)の賦課方式

保険料(税)の賦課方式としては、所得割*・被保険者均等割*・世帯別平等割*の三方式を採用する市町村が52市町村、それに資産割*を加えた四方式を採用している市町村が127市町村となっています。かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保加入者の中心だったこともあり、四方式を採用する市町村が多数ですが、現在、市では三方式が多くなっており、被保険者数と世帯数でみると全道の約8割が三方式の対象となっています。

表14 賦課方式別の市町村数及び被保険者数(H27年4月1日現在)

区分	市町村数	被保険者数		世帯数	
			割合		割合
三方式	52	1,092,267	78.5%	702,242	80.6%
四方式	127	299,823	21.5%	168,634	19.4%

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

3 応能割と応益割の賦課割合

国民健康保険法施行令(以下、「政令」という。)に定める応能割*と応益割*との構成割合は、50:50が標準とされていますが、道内の市町村における実際の賦課割合は、応能割の方が高いところがほとんどであり、市よりも町村の方が応能割の賦課割合が高くなっています。

また、応益割の内訳である被保険者均等割と世帯別平等割との割合については、政令に定める標準的な賦課割合35:15と比較して、被保険者均等割より世帯別平等割の方が高い割合になっています。

表15 平成27年度賦課状況における市町村の標準割合(医療分・一般) (単位:%)

	応能割			応益割		
		所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割	
市町村計	56.24	54.57	1.67	43.76	24.64	19.12
市	54.05	53.75	0.30	45.95	24.98	20.97
町村	61.83	56.68	5.15	38.17	23.76	14.41

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

表16 政令に定める保険料(税)賦課総額の標準構成割合

	応能割		応益割	
	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割
二方式	50/100		50/100	
三方式	50/100		35/100	15/100
四方式	40/100	10/100	35/100	15/100

4 賦課限度額の設定状況

保険料(税)については、国民健康保険法に基づき政令に定める額(以下、「法定額」という。)を上限として賦課限度額*を定めることとされており、多数の市町村は法定額と同額の賦課限度額を設定していますが、法定額を下回る額を設定している市町村もあります。

表17 賦課限度額の設定状況(H28)

区分	法定額	法定額と同額の市町村数	法定額との差額別の市町村数			計
			△1万円以内	△2万円以内 ～△1万円超え	△2万円超え	
医療分	54万円	145	1	23	10	179
後期高齢者支援金分	19万円	146	1	22	10	179
介護納付金分	16万円	167	0	7	5	179

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

5 地域(保険者)間における地域差の状況

地域(保険者)間における地域差の状況を見ると、一人当たり保険料(税)では、最大の猿払村が17万7千円、最小の赤平市が5万7千円と約3.1倍の差があります。

また、医療分の保険料(率)の状況を見ると、所得割・被保険者均等割・世帯別平等割ごとにそれぞれ大きな差があります。

表18 地域(保険者)差の状況(H27)

項目	最大	道平均	最小	対比
一人当たり療養諸費(万円)	初山別村 : 65.8	38.4	別海町 : 25.4	2.6倍
一人当たり所得額(万円) H26年分	猿払村 : 588.8	57.8	赤平市 : 26.3	22.4倍
一人当たり保険料(万円)	猿払村 : 17.7	9.2	赤平市 : 5.7	3.1倍
収納率・現年度分(%)	更別村 : 99.79	93.04	釧路市 : 85.45	—
構造 人口に占める国保被保険者の割合(%)	羅臼町 : 49.1	24.5	千歳市 : 19.0	2.6倍
国保被保険者全体における65歳～74歳の割合(%)	赤平市 : 54.8	41.1	猿払村 : 17.6	3.1倍

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「国民健康保険実態調査報告」

※人口に占める割合の分母は、「住民基本台帳(H28.1.1現在)」。

表19 平成28年度における保険料(率)の状況(医療分・一般)

最大/最小		応能割(%)		応益割(円)		備考
		所得割	資産割	均等割	平等割	
所得割	浦臼町	14.00	50.00	33,000	40,000	最大/最小の対比 8.8倍
	幌加内町	1.59	29.17	22,700	12,800	
被保険者均等割	妹背牛町	8.26	54.70	44,400	37,100	最大/最小の対比 6.2倍
	泊村	12.30	84.30	7,200	19,700	
世帯別平等割	月形町	9.50	48.00	32,000	44,400	最大/最小の対比 4.4倍
	赤平市	8.86	—	15,700	10,200	

第2節 保険料水準の統一

国のガイドライン(厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」)では、市町村間の保険料(税)の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、将来的に保険料水準の統一を図ることとされています。

北海道においては、所得水準*や医療費水準*の地域差が非常に大きく、約半数の市町村において納付金の額がこれまでの保険料(税)総額を上回ることが見込まれることから、新たな制度の施行時においては、地域における被保険者の影響を考慮し、可能な限り激変が生じないように調整しながら、保険料(率)の平準化を進めていくこととします。

その上で、激変緩和措置の期間(平成30年度から35年度までの6年間に基本に検討)終了時を目標に保険料水準の統一を目指すこととし、具体的な進め方については、基本的に3年ごとの運営方針の見直しの中で検討します。

1 保険料水準の統一の定義

小規模市町村における医療費増加リスクを軽減するとともに、負担の公平化を進めるため、納付金算定上、市町村間の医療費水準の差を反映しない($\alpha = 0$)こととします。これにより、納付金算定が賦課三方式(所得割と被保険者等均等割、世帯別平等割を加えたものの合算額で保険料を算定する方式)の要素のみとなり、全道で配分基準が統一されることをもって、保険料水準の統一と定義します。

なお、市町村の保険料(税)の収納率や健康づくりの費用の違いについては、保険料収納必要額の算定に反映されて、標準保険料率の設定に影響することとなります。

このように、保険料水準を統一しても標準保険料率は市町村ごとに異なるものであり、保険料(税)率を一本化するものではありません。

2 保険料水準の統一に向けた基本的考え方

納付金算定上、医療費水準の差を反映しないこととなる一方、医療費適正化の取組を促す観点から、保険者努力支援制度や都道府県繰入金*を効果的に活用します。

第3節 納付金の算定方法

納付金制度は、道内国保加入者の医療費等を全市町村で負担する仕組みです。その導入により、市町村ごとではなく広域な単位で支え合うことになり、保険料(率)の平準化や小規模保険者のリスク分散がなされ、道全体で、国保加入者の公平な負担へと近づいていきます。

納付金の算定方法は、国のガイドラインに示された算定方式(30頁参照)を基本とし、

各市町村の納付金は、市町村の算定項目（所得、被保険者数・世帯数）が全道に占める割合（シェア）を基本に個別に算定されます。

なお、納付金については、道の国民健康保険条例に規定されますが、各項目の基本的考え方については、次のとおりとします。

1 応能割と応益割との構成割合（所得反映係数 β の設定）等

(1) 所得反映係数 β の設定

β は所得のシェアをどの程度反映するかを調整し、全道での応能割と応益割との構成割合を定める係数であり、全国平均を1とした場合の北海道の所得水準で設定することが国のガイドラインで原則とされています。（この場合の設定値を「北海道 β 」といいます。）

道の場合、所得水準が全国平均よりも低くなっており、北海道 β （国が示した平成28年度所得係数では0.877）を用いると、応能割と応益割との構成割合が全道段階では47：53となります。

※ 所得水準が全国平均である都道府県（ $\beta = 1$ ）においては、応能割と応益割との構成割合が都道府県段階で政令の標準構成割合と同じ50：50になる。

国のガイドラインでは、上記の β 以外の値の係数 β' を用いることも可能とされており、この場合、応能割と応益割との構成割合が変わることになります。

道では、所得水準が高い市町村における保険料（税）の激変を緩和する観点から、制度施行時においては、応能割の割合を北海道 β よりも低い割合に設定することとし、応能：応益の比率が40：60よりも応益にかたよらない値0.65と北海道 β との中間点である値0.75を基本に β' として設定するとともに、保険料（税）や激変緩和措置等の状況を踏まえ、 $\beta' = 0.75$ を北海道 β に近づけていくこととし、具体的な進め方は3年ごとの運営方針の見直しの中で検討します。

(2) 所得水準の算定

所得水準の算定に用いる所得は、過去3か年の平均を用いることとします。

※ 平成30年度は、過去2か年の平均を用いる。

なお、国のガイドラインに沿った納付金の算定方法に加え、市町村ごとに世帯単位の所得に応じた調整を行うこととします。

2 応益割における被保険者均等割と世帯別平等割との割合

被保険者均等割と世帯別平等割との割合は、道内市町村の実態では、多人数世帯の負担緩和を考慮して平等割が厚くなっており、政令の標準的な構成割合（35：15）と乖離がありますが、35：15を基本に設定します。

3 医療費水準の反映割合（ α の設定）

国のガイドラインでは、市町村間で医療費水準に差がある場合、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させること（ $\alpha = 1$ ）が原則とされているほか、統一的な保険料水準とする観点から医療費指数を反映させないこと（ $\alpha = 0$ ）や、医療費指数の納付金への反映を段階的に行うことが可能とされています。

道としては、保険料（税）の激変緩和と市町村の医療費適正化の取組を促す観点から、制度施行時においては $\alpha = 0.5$ を基本とした後に、小規模市町村への配慮や保険料水準統一の観点から、激変緩和措置の終了時期に $\alpha = 0$ を目指すこととします。なお、具体的な進め方については、地域における被保険者の影響を考慮し、基本的に3年ごとの運営方針の見直しの中で検討します。

4 高額医療費の共同負担

小規模保険者のリスクを更に軽減させる観点から、高額医療費*（80万円超）を市町村が共同負担することとします。

5 必要総額の調整（ γ の設定）

γ は、各市町村の納付金額の積み上げが医療費水準などの影響で道の必要総額と異なる場合、必要総額に合わせるための調整係数であり、この係数を用いて各市町村の納付金額の調整を行います。

6 賦課限度額

賦課限度額は、道内では政令に定める基準どおりとしている市町村が8割以上となっており、公平な算定という観点からも、当該基準による賦課限度額で設定します。

7 納付金の精算

市町村の国保運営の安定化のため、道と各市町村とが、個別に精算を行うことはありません。

第4節 激変緩和措置

納付金制度の導入により、一部の市町村においては、各市町村が本来集めるべき一人当たり保険料(税)(保険料収納必要額)が変化し、保険料(税)が上昇する可能性があります。このため、納付金算定結果や国の財政支援の状況等を踏まえ、国のガイドラインで示された激変緩和措置について、対象範囲等を設定します。

ただし、納付金の算定及び配分において赤字に対する措置は行わず、また、被保険者の保険料(税)負担上昇に伴う激変緩和措置において、赤字を解消することによる保険料(税)負担の変化相当分や医療費の自然増分等は対象としないことを基本とします。

なお、激変緩和措置の実施期間は、平成30年度から35年度までの6年間を基本とし、3年ごとの運営方針の見直しの中で検討します。その中で、激変緩和終了後の納付金制度の安定化に必要な対策や施行時では想定されなかった事案等についても、市町村に大きな影響が出ないように対応していくこととします。

1 納付金算定方法の設定

国のガイドラインでは、各市町村の年齢調整後の医療費指数に乗じる「 α 」や、所得水準を反映する「 β 又は β' 」を調整して設定することが可能となっており(第3節1及び3参照)、現行の保険料(税)設定との激変を緩和する観点などから、 α の設定値については0.5を基本に、 β' の設定値については北海道 β よりも低い0.75を基本とします。また、激変緩和措置の状況を踏まえ、 $\alpha = 0$ 及び北海道 β に近づけていくことを目指します。なお、具体的な進め方については、3年ごとの運営方針の見直しの中で検討します。

2 都道府県繰入金金の活用

市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、都道府県繰入金による激変緩和措置を講じます。

この都道府県繰入金による激変緩和措置は、被保険者の負担の急激な増加を避けるため、一人当たり保険料収納必要額の対前年度増加率が2%を超えないことを基本とします。ただし、当分の間、増加率の設定に当たっては、平成28年度決算額を基準とします。

なお、最終的には、今後の納付金の算定や特例基金の額などを踏まえて判断する必要があります。

3 特例基金繰入の活用

上記2による激変緩和措置は、予め激変緩和用として積み立てる特例基金を活用することにより、市町村の納付金に大きな影響が出ないように調整することとします。法で定める特例基金の活用可能期間は、平成30年度から35年度までの6年間となっており、道においては、各年度の納付金の状況を踏まえながら、期間内に効果的に活用することとします。

第5節 標準的な保険料(税)の算定方式

新たな制度への円滑な移行の観点から、国保加入者の負担が著しく増加しないよう、平成30年度に各市町村で「実際に賦課される保険料水準」について、最大限配慮することが必要です。

道は、将来的な保険料負担の平準化と標準的な加入者負担の見える化を進める観点から、「標準的な保険料の算定方式に基づく市町村ごとの標準保険料率」と「各市町村の算定方式を基に算定した保険料率」とを示すこととします。

また、市町村は標準保険料率等を参考に、所得や世帯状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めることとします。

1 標準的な保険料(税)の算定方式

かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保加入者の中心でしたが、現在は就業構造が変化し、無職者や低所得者が多いこと、また、応能負担である資産割に用いる固定資産は居住用資産も対象としていることから、資産割を除いた三方式とします。

2 標準的な収納率

標準的な収納率は、市町村における収納率目標とは異なり、道が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる数値です。

仮に実態よりも大幅に高い収納率で市町村標準保険料率を算定した場合には、その市町村標準保険料率を参考にした市町村は、本来必要な保険料(税)収入を確保することができなくなるおそれがあります。

このため、標準的な収納率の設定については、道内市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準とし、低い収納率になりすぎないようにしながら、市町村ごとに設定することとします。

具体的には、過去3か年の収納率の平均値を標準的な収納率とします。また、3か年平均の実績で99%を超えている市町村については、99%で固定することを原則とし、必要に応じて個別に協議を行うこととします。

3 健康づくりの費用

健康づくりの費用(保健事業費)については各市町村で取組状況が異なるため、納付金には含めませんが、市町村標準保険料率の算定上は、納付金に加算して算定すること

とします。

4 市町村標準保険料率

- (1) 市町村標準保険料率の算定に必要な保険料(税)収納必要額を道が定める標準的な収納率で割り戻した後に、当該市町村の被保険者数や所得金額、算定方式等に基づき、標準保険料率(三方式)を算定し、市町村に示します。
- (2) 市町村が四方式を用いている場合は、それによる標準保険料率も算定し、市町村に示します。
- (3) 市町村は、市町村標準保険料率等を参考に、市町村における所得や世帯状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めます。

第6節 納付金算定における葬祭費及び出産育児一時金の取扱い

葬祭費の支給額については、道内市町村で1万円から5万円までバラつきがありますが、どこの市町村に住んでいても同額の給付が受けられるよう、支給金額を3万円に統一し、納付金算定総額に含めます。

出産育児一時金については、現在、産科医療補償制度加入施設での出産の場合は、支給額が統一されており、葬祭費と同様に、保険給付費等交付金の対象とし、納付金算定総額に含めて納付金算定を行います。

第7節 納付金及び標準保険料率算定の全体像

1 医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の算定

納付金の算定を行うに当たって、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は考慮する要素が異なるため、それぞれ個別に納付金総額と各市町村ごとの納付金額を算定することとし、最終的に合算します。

同様に、標準保険料率についても、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分をそれぞれ個別に算出します。

2 退職被保険者及び被扶養者に係る納付金

医療分及び後期高齢者支援金分について、退職被保険者*及び被扶養者(以下、「退職被保険者等」という。)に係る納付金は、各市町村の保険料率に基づいて算出されることとなるため、一旦、退職被保険者等を除いた一般被保険者分のみで納付金算定を行い、市町村標準保険料率を算出した後に、これを基礎として退職被保険者等に係る納付金を市町村ごとに算出して合算し、納付金額に含めます。

納付金・激変緩和措置・標準保険料率の算定に係る全体像

① 納付金算定の設定項目

区分	国ガイドライン	北海道		備考	
		新制度施行時	激変緩和終了後		
医療分	医療費指数反映係数 (α) 〔P25〕	0～1	0.5	0をめざす (保険料水準統一)	
	高額医療費共同負担 〔P26〕	実施できる。	実施する。	—	
	所得反映係数 (β ・北海道 β) 〔P25〕	〔0～上限なし〕 全国平均と比較した各都道府県の所得水準に応じて設定するのが原則。〕	0.75	北海道 β (0.877)	0.877はH28年度所得係数。
	応能割と応益割との全道段階の比率 〔P25〕	〔北海道 β : 1〕 〔が基本〕	43 : 57	47 : 53 (0.877の数値)	β (北海道 β)に連動。
	所得水準の精緻化 〔P25〕	—	世帯単位で更なる調整を実施。		
	葬祭費・出産育児一時金 〔P28〕	任意	納付金に含めて算定。		
	退職被保険者・被扶養者 〔P28〕	一般被保険者について納付金を算定した後、合算。	同左		国のガイドラインどおり。
後期高齢者支援金分 介護納付金分 〔P28〕	個別に納付金額を算定し、合算。	同左 ※所得反映係数及び所得水準の精緻化については、医療分と同様の措置を講じる。			
激変緩和措置 〔P26〕	対象範囲は各都道府県が設定。	対前年度増加率が2%を超える額を対象。	—	当分の間、H28年度決算額を基準。	

② 納付金算定の数式

市町村の納付金の額

$$= (\text{北海道での必要総額}) \times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \times \{ \beta \cdot (\text{所得のシェア}) + 1 \cdot (\text{被保険者数} \cdot \text{世帯数のシェア}) \} / (1 + \beta) \times \gamma$$

※ 国のガイドラインで示されている納付金算定式。
 ※ 今後の納付金算定の基本となるが、これと異なる算式とすることも検討対象。

【納付金算定のイメージ】

○ 「シェア」とは、各市町村の算定項目（所得、被保険者数、世帯数）が全道に占める割合。
 ○ 医療費水準をどの程度反映するかは、係数 α により調整。
 ○ 所得シェアをどの程度反映して、応能割と応益割との割合をどのようにするかは、係数 β 又は β' により調整。

③ 市町村標準保険料率[P27]の算定に必要な保険料収納必要額の算定

$$\text{各市町村の収納必要額} = \text{納付金} + \text{健康づくり等の費用[P28]} - \text{保険者努力支援制度の交付金等}$$

④ 市町村標準保険料率の算定

- ・標準的な収納率[P27]は、過去3か年平均を用いる。
- ・市町村の保険料総額 = 収納必要額 ÷ 標準的な収納率
- ・市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定。

納付金(①～④)・保険料収納必要額(⑤)・標準保険料率(⑥)算定の主な流れ

- ① 全道で必要な納付金総額を算出。
 ◆ 医療費などの見込みから国交付金などを除いて算出。

$$\text{納付金総額} = \text{医療費等} - \text{国・道交付金} - \text{前期高齢者交付金}$$

(約1,588億円) (約5,045億円) (約1,777億円) (約1,680億円)

- ② 所得水準の反映係数 β を設定し、応能割分と応益割分の道全体額を算出。
 ◆ 「所得水準の反映度」と「[道全体での]応能割と応益割との比率」とを設定。
 ※ 応能割：所得割のみ
 ※ 応益割：加入者割(被保険者均等割)＋世帯割(世帯別平等割)
 ◆ 応益割について、加入者割と世帯割との比率を設定。
 ※ 政令基準である加入者割：世帯割＝35：15とする。

- 「所得水準の反映度」は所得の高い市町村への影響を考慮し、国基準である北海道 β (H28：0.877)よりも低い $\beta=0.75$ で設定。
 ○ 上記により、道全体で、応能割：応益割＝43：57となる。

道 全 体 額	・ 応能割分：約1,588億円×0.43＝約683億円(ア)
	・ 応益割分：約1,588億円×0.57＝約905億円(イ)
	〔加入者割分：約905億円×35/50＝約634億円
	世帯割分：約905億円×15/50＝約271億円〕

- ③ ②の応能割分と応益割分に市町村ごとの各シェアを乗じて算出したものを合算して、各市町村の配分額を算定。

- 当該市町村の応能割分
 = (ア) × 当該市町村の所得が全道に占める割合(所得シェア)
 ○ 当該市町村の応益割分
 = (イ) × 当該市町村の加入者数と世帯数が全道に占める割合(加入者・世帯シェア)

- ④ 医療費水準の反映係数 α を設定し、各市町村の医療費指数と③の各市町村の配分額とに乘じて納付金の額(各市町村ごとの納付金基礎額)を算定。

- 医療費水準の反映係数 α は、0.5で設定。
 ・ 保険財政共同安定化事業の拠出金割合の多くが、被保険者割と医療費割との比率を50対50で設定している。
 ・ 保険料水準の統一への道筋をつける。
 ○ 各市町村の医療費指数は、高額医療費(80万円超)共同負担を反映して算出。
 ○ 各市町村の納付金額 = $\{\alpha \times (\text{各市町村ごとの医療費指数} - 1) + 1\} \times \text{③}$
 ※ 納付金の内訳である「医療分」と「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」のうち「医療分」にのみ医療費水準を反映する。

- ⑤ ④に市町村ごとの健康づくりなどの費用を加えたものから、保険者努力支援制度の交付金等を差し引いて、各市町村の「保険料収納必要額」を算定。

$$\text{各市町村の保険料収納必要額} = \text{④} + \text{健康づくり等の費用} - \text{保険者努力支援制度の交付金等}$$

- ⑥ ⑤を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻して、当該市町村の「保険料総額」を算出した上で、それを基に市町村標準保険料率を算定。

- 標準的な収納率は、過去3年平均を用いる。
 ○ 市町村の保険料総額 = ⑤ ÷ 標準的な収納率
 ○ 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定

※太字の金額は平成29年2月公表の仮算定時のものであり、今後の算定で変更があり得る。

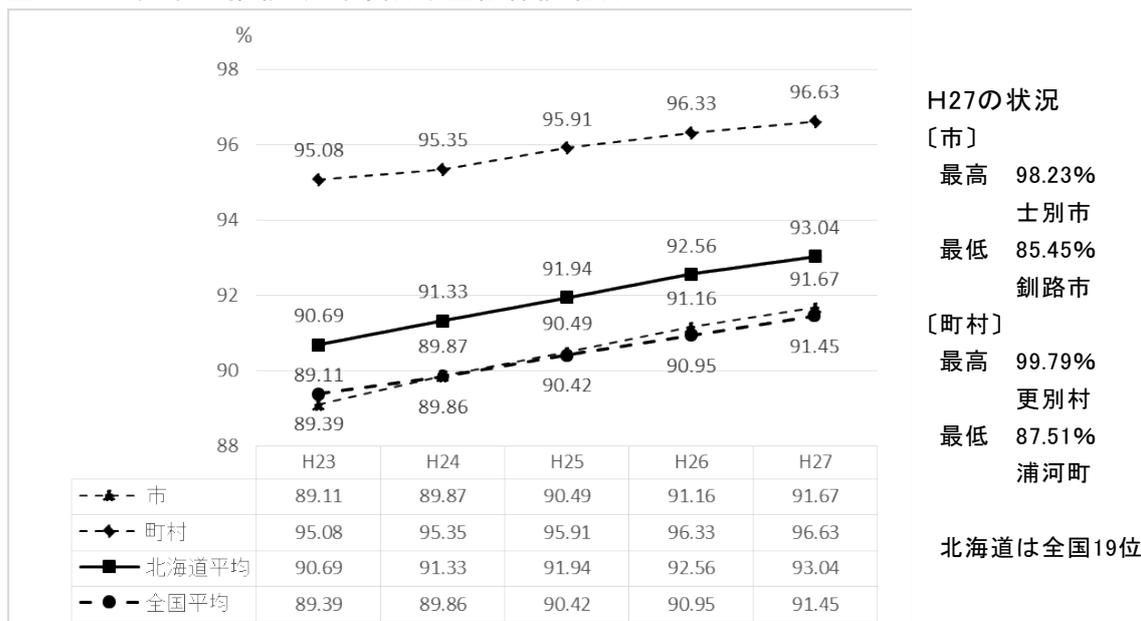
第4章 保険料(税)の徴収の適正な実施

第1節 現状

1 保険料(税)の収納率の推移

道内市町村の収納率は、全国平均を上回っている状況にあり、近年は上昇傾向にあるものの、市町村ごとに見た場合、収納率の差が大きい状況にあります。

図13 収納率の推移(現年度分、全被保険者分)



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

2 収納対策の実施状況

口座振替については全市町村で実施されています。また、収納対策に関する要綱の作成については82市町村保険者（52.2%）、新たな取組であるコンビニ収納については51市町村保険者（32.5%）が実施しており、取組が広まってきています。

表20 収納対策の実施割合(H27 道内市町村) (単位：%)

事業	実施割合	事業	実施割合
口座振替	100.0	タイヤロック	33.1
差押	94.9	コンビニ収納	32.5
財産調査	93.6	嘱託徴収員	28.7
要綱(プラン、マニュアル等含む)の作成	52.2	口座振替の原則化	11.5
研修の実施	49.0	専門家の配置	9.6
搜索	45.9	コールセンター(電話勧奨)	3.8
インターネット公売	42.7	マルチペイメントネットワーク	1.9
滞納整理機構	41.4	収納率向上アドバイザーの活用	0.6
多重債務相談	35.7		

出典：厚生労働省「予算関係資料」

第2節 収納対策

1 収納率目標

道は、各市町村における収納率向上の観点から、各市町村の収納率の実態や標準的な収納率を踏まえ、収納率目標を設定します。設定の方法は、第2期広域化等支援方針（平成25年度～平成29年度）における保険者別目標収納率の達成状況を考慮して設定します。

2 収納不足についての要因分析

収納率が低く収納不足が生じている市町村は、収納不足についての要因分析を行い、道の示す収納率向上対策を活用するなどして収納率向上に取り組むこととします。

3 収納率目標達成のための取組

道では、収納率向上に積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、次の取組を行います。

- (1) 収納率が低い市町村の収納率向上に資するよう、収納事務の標準化を進めます。
 - ① 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成
 - ② 短期被保険者証・資格証明書の交付基準等の作成
 - ③ 滞納処分の実施基準等の作成 など
- (2) 保険料(税)納付に係る利便性の向上のためのコンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援します。
- (3) 現在行っている市町村の実務担当者向け研修のほか、初任者向けの研修や徴収体制の整備に責任を有する管理監督者向けの研修を実施します。
- (4) 道と市町村における税務担当職員を含む職員の派遣及び交流を引き続き行うとともに、今後、先進的な取組を行っている市町村職員の協力を得ながら、収納率向上に向けた助言等の支援を充実します。

第5章 保険給付の適正な実施

第1節 現状

1 レセプト点検の状況

レセプト点検については、診療報酬等の適切な支払いを確保するとともに、被保険者の受診内容を的確に把握し、適切な処理を行うために必要不可欠であり、市町村ではレセプト点検員の配置や業務委託などにより、点検業務を行っています。

北海道においては、診療報酬の算定方法等に係る一次点検は審査支払機関である北海道国保連合会で行われ、被保険者の資格点検などの二次点検を市町村で実施しています。

実施状況調査によると、点検効果額は平成26年度実績で一人当たり1,909円と全国平均の2,057円を下回っており、点検効果率についても0.66%と全国平均の0.78%を下回っている状況にあります。なお、点検効果額及び点検効果率は、被保険者の受診内容も影響することから、市町村ごとにバラつきがあります。

表21 レセプト点検の状況 (H26)

	北海道	全国	全国対比
1件当たり点検効果額	1,909円	2,057円	▲148円
点検効果率	0.66%	0.78%	▲0.12%

出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

2 第三者行為求償事務の状況

被保険者が第三者の不法行為（交通事故等）によって負傷又は死亡した場合に、市町村は、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権と保険給付とを調整し、第三者に対し損害賠償請求する「第三者行為求償事務」を行っています。この事務は、交通事故に関する判例等の専門的な知識を要する事務であり、多くの市町村は北海道国保連合会に求償事務を委託していますが、一部の市町村では求償事務専門員を配置して直営で事務を行っています。

なお、北海道国保連合会は、前述した業務のほか、市町村職員向けの講習会の開催や第三者行為によることが疑われる事案に係る市町村への情報提供などを行っています。

(注) 平成28年3月、一般社団法人日本損害保険協会と道内全市町村との間で覚書が締結され、平成28年度以降は、交通事故の加害者又は被害者が任意保険に加入している事案については、損害保険会社が被害者に求められる提出書類の作成支援を行うこととなり、書類の早期提出など市町村の事務負担の軽減が見込まれています。

表22 交通事故に係る第三者求償実績の推移

		H23	H24	H25	H26	H27
北海道	被保険者千人当たりの件数	0.59件	0.73件	0.80件	0.79件	0.72件
	被保険者千人当たりの金額	23.9万円	23.5万円	29.0万円	25.4万円	33.7万円
全国	被保険者千人当たりの件数	未公表	未公表	1.20件	1.16件	未公表
	被保険者千人当たりの金額	未公表	未公表	39.1万円	39.6万円	未公表

出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

3 不正請求事務の状況

保険医療機関等における不正請求*事案については、道と北海道厚生局が医療機関への監査によりその事実を確認し、不正請求があった場合には、保険者を通じ診療報酬の返還を求めることとしています。しかしながら不正請求を行った医療機関が、保険医療機関や保険医の取消に伴い廃業したり、返還金が高額となった場合には、返還が完了するまで時間を要するといった事案も見受けられます。

表23 不正請求事務処理状況の推移

区分	H23	H24	H25	H26	H27
処理件数(※1)	5件	8件	2件	3件	1件
請求額(※2)	1,517.5万円	402.4万円	524.4万円	474.6万円	723.3万円

出典：北海道調べ

※1 処理件数は、当該年度に道において処理した件数(道内の医療機関のみ)であり、不正請求を行った年度と異なる。

また、柔道整復療養費に係る不正請求は含まない。

※2 不正請求額は、道で把握している金額であり、確定額ではない。

また、国保分のみで指定公費は除いている。

4 海外療養費事務の状況

被保険者の海外渡航中の療養に対する海外療養費*の支給事務については、不正請求防止対策の一層の推進が求められており、国では、市町村に対し、周知・広報などに要する関連費用について、特別調整交付金により財政支援を行っているほか、全国の不正請求事例を各保険者等で共有するための情報提供業務を行っています。

道内における支給申請件数は、被保険者の多い都市で多くなっており、件数の少ない市町村では、翻訳・診療内容審査などの事務処理を行うためのノウハウの蓄積が難しい現状にあります。

表24 海外療養費の支給実績の推移(道内市町村)

区分	H25	H26	H27
申請受理保険者数	34	36	31
市	22	21	18
町村	11	13	12
広域連合	1	2	1
申請件数	370件	411件	260件
市	343件	335件	216件
町村	26件	73件	42件
広域連合	1件	3件	2件
支給件数	357件	388件	258件
支給額	853.9万円	1,014.9万円	587.0万円

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

第2節 道による保険給付の点検、事後調整

新たな制度においても、保険給付の実施主体は引き続き市町村であることから、レセプト点検は一義的に市町村が実施すべきものですが、道は、国民健康保険法第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、広域的又は医療に関する専門的見地から、市町村が行った保険給付の点検等を実施します。

1 同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等

同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等について、道内他市町村に転居した場合に適切な請求がなされているかについては、国保情報集約システム*の被保険者ID*を活用する環境が整い次第、道と北海道国保連合会が連携し、必要な点検を行います。

2 大規模な不正請求事案に係る返還金の徴収等

医療機関等が破産や資力がない状態になるなど、返還金の回収に法的手続等が必要となる場合、返還先が道内の複数の市町村に及ぶ大規模な不正請求事案を基本に、道は、市町村の経費負担方法について協議の上、国民健康保険法第65条第4項に基づく市町村からの委託を受け、返還金の徴収等を進めます。

第3節 療養費の支給の適正化

道は、市町村が療養費の支給を適正に行えるよう、市町村の事務の軽減や効率化に資する取組を実施します。

1 海外療養費

翻訳・診療内容審査などの市町村の事務処理の効率化や不正請求防止対策を一層推進するため、道では、次の取組を行います。

- (1) 処理件数の少ない市町村が業務委託による処理を希望する場合、円滑に事業者へ事務を委託できるよう、受託可能な事業者や条件、費用等に係る情報提供などの支援。

- (2) 市町村が、特定の医療機関での受診事例が集中していないかという観点から審査できるよう、道内市町村で支給実績のある海外医療機関の受療情報のデータベース化及び情報提供。

2 柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ

市町村は療養費支給申請書の審査を行っていますが、内容において疑義が生じることもあるため、市町村の事務処理の効率化が進むよう、道では、次の取組を行います。

なお、国の社会保障審議会医療保険部会の検討専門委員会で柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージの制度の見直しが検討されており、平成29～30年度から制度の一部改正等も見込まれることから、その状況も踏まえて対応していきます。

- (1) 保険者における二次点検の手引き等の作成及び点検事例の情報提供
 (2) 市町村向け各種研修会等

第4節 診療報酬明細書等の点検の充実強化

市町村では、レセプト点検員の直接雇用又は業務委託の方法で二次点検を実施しており、道は、市町村が行うレセプト点検水準の底上げにより、効率的に二次点検を行うことができるよう、必要な支援に努めます。

1 点検項目一覧等の作成

全ての市町村が同じ基準により二次点検を行うことができるよう、点検の要点をまとめた点検項目一覧等を作成します。

2 研修会及び現地助言の実施

点検水準の向上のため、北海道国保連合会において開催している市町村のレセプト点検員対象の研修会や道の医療給付専門指導員による現地助言を、引き続き実施します。

3 医療給付専門指導員による助言

レセプト点検の業務委託を行っている市町村では、点検内容の把握が不十分な場合もあることから、市町村が適切な監督指導を委託業者に対して行いながら、レセプト点検を効果的に実施する必要があるとあり、また、レセプト点検員を直接雇用している市町村では、点検員の事務処理に伴う環境を整備する必要があります。

このような観点も加えて、市町村職員を対象とした医療給付専門指導員による助言を行います。

第5節 第三者求償の取組強化

市町村においては、国の通知（厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「第三者行為による被害に係る求償事務の取扱強化について」）により、数値目標を定めた計画的な求償事務の取組が求められていますが、求償実績がない市町村などでは、数値目標の設定が進んでいない状況にあります。

道は、第三者行為に関するレセプトの抽出及び被保険者への確認が各市町村で確実に

われるとともに、早期に数値目標を定め、計画的に求償事務に取り組むことができるよう、北海道国保連合会や国が委嘱している第三者行為求償事務アドバイザーと連携し、助言等の支援を行います。また、各市町村の取組状況を把握しながら、一般社団法人日本損害保険協会との一層の連携強化など必要な対応を行います。

第6節 高額療養費の多数回該当の取扱い

新たな制度では、道も国保の保険者となることに伴い、被保険者に係る住所区分が北海道全体となることから、被保険者が道内の他市町村に住所異動した場合でも、当該被保険者の高額療養費*の該当回数を引き継ぎ、多数回が判定されます。

1 世帯の継続性の判断

- (1) 高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものとして取り扱った上で、家計の負担軽減を目的としていることから、世帯を主宰し、主たる生計維持者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することが原則となります。
- (2) 多数回該当の通算は、転入世帯における世帯の継続性を考慮の上、転入地市町村が行いますが、その判定基準については、次の国が示す参考とすべき基準のとおりとし、判定が困難な案件が発生した場合は、道と協議した上で決定し、当該判定結果は道内市町村で共有することとします。
 - ① 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、世帯の分離や合併を伴わないため、世帯の継続性を認める。一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 他の世帯と関わらず、当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数が変わらない住所異動。
 - イ 他の世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。
 - ② 世帯分離、世帯合併により一の世帯で完結しない住所異動の場合には、次のとおりとする。
 - ア 世帯主と住所の両方に変更がない世帯に対して、世帯の継続性を認める。
 - イ 住所異動前の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認める。

第6章 医療費の適正化の取組

第1節 現状

1 特定健康診査の受診状況

特定健康診査*（以下、「特定健診」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づき、医療保険者に義務づけられたもので、高血圧症や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病*に着目した健康診査として、40歳から74歳までの加入者を対象に実施するものです。

北海道においては、特定健診実施率は伸びているものの、平成27年度実績では全国の市町村国保では36.3%であるのに対し、北海道では27.1%と全国で3番目に低い実施率となっており、男女別でも同様の結果となっています。

健診受診率が低い要因としては、被保険者の理解不足のほか、制度の周知や受診勧奨の取組が十分ではなかったことに加え、生活習慣病等の治療のため既に医療機関を受診していることから、健診受診に結びつかないことが考えられます。

なお、平成27年度実績による保険者の受診率は上位9位までが60%を超えており、空知や上川、十勝管内の町村部など、主に農業を中心とした地域の受診率が高い一方、都市部における受診率が低くなっており、地域において受診率に差があります。

表25 特定健康診査の状況

（単位：％）

区分		H24		H25		H26		H27	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
特定健診	北海道	65.0	24.0	37.9	24.7	43.1	26.1	46.6	27.1
	全国	65.0	33.7	—	34.2	—	35.3	—	36.3

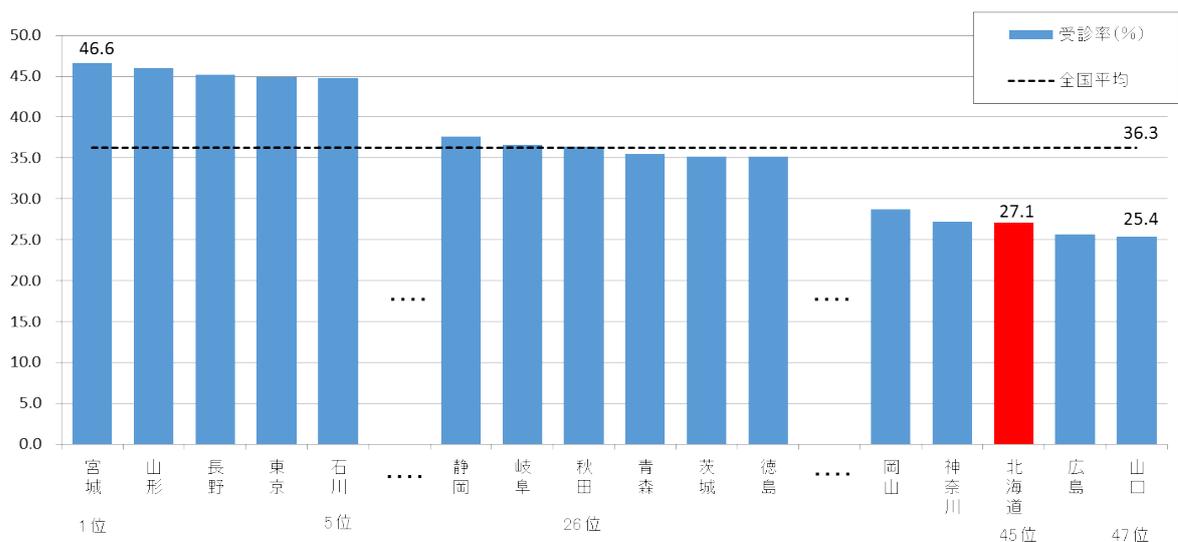
出典：全道数値は北海道国保連合会まとめ、全国数値は国保中央会まとめによる実施率（速報値）

※全道目標値は、各保険者が設定した目標実施率の平均値（H25以降は第二期計画）

※全国目標値は、第一期計画最終年度（H24）における目標実施率。

（第二期計画最終年度（H29）における目標実施率は60%）

図14 特定健康診査の受診率の全国比較（H27）



出典：国民健康保険中央会「市町村国保 都道府県別特定健康診査等実施状況（平成27年度速報値）」

表26 特定健康診査実施状況(H27 上位10市町村) (単位:%)

順位	市町村名(振興局)	実施率	順位	市町村名(振興局)	実施率
1	中富良野町 (上川)	72.2	6	由仁町 (空知)	65.8
2	上富良野町 (上川)	69.7	7	沼田町 (空知)	61.8
3	和寒町 (上川)	67.9	8	士別市 (上川)	61.2
4	中川町 (上川)	67.6	9	剣淵町 (上川)	60.9
5	更別村 (十勝)	67.0	10	足寄町 (十勝)	59.4

出典:北海道国保連合会資料

2 特定保健指導の実施状況

特定保健指導*は、特定健診受診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導として行うものです。

北海道における特定保健指導の実施率は、特定健診の実施率と同様に着実に伸びてきており、平成27年度の全国における実施率は25.1%であるのに対し、北海道では30.9%と全国で18位となっています。

全国の実施率を上回っている状況にありますが、終了者が3割程度に止まっておりません。その要因は、特定健診と同様に、被保険者の特定保健指導に対する理解不足のほか、制度の周知や未利用者への勧奨の取組が十分でなかったことなどが考えられます。

表27 特定保健指導の状況 (単位:%)

区分		H24		H25		H26		H27	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
保健 指導	北海道	45.4	28.7	43.8	28.6	47.9	29.1	51.9	30.9
	全国	45.0	23.2	—	23.7	—	23.0	—	25.1

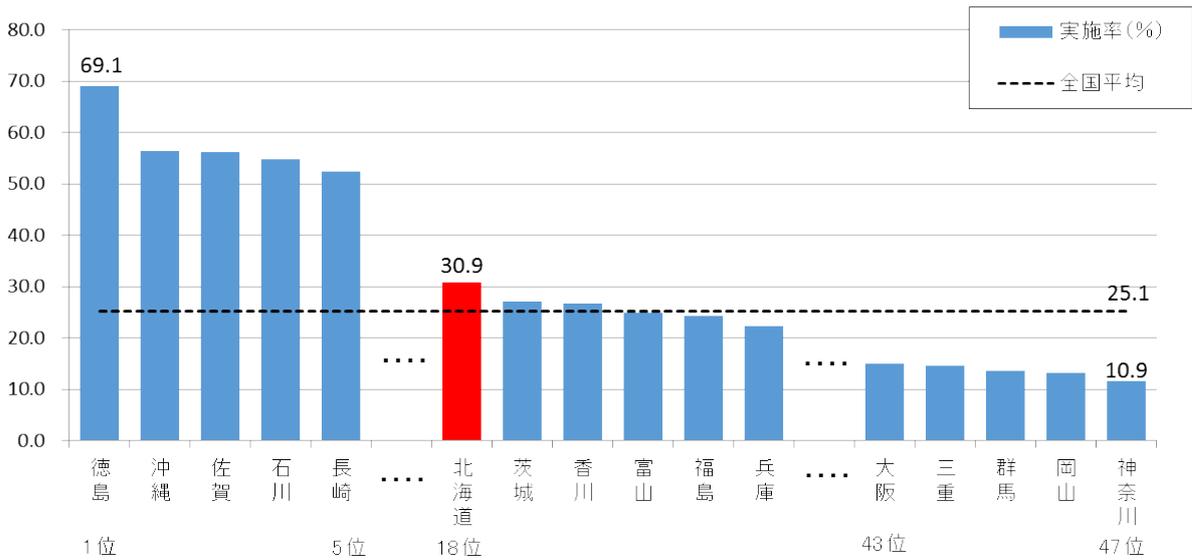
出典:全道数値は北海道国保連合会まとめ、全国数値は国保中央会まとめによる実施率(速報値)

※全道目標値は、各保険者が設定した目標実施率の平均値(H25以降は第二期計画)

※全国目標値は、第一期計画最終年度(H24)における目標実施率。

(第二期計画最終年度(H29)における目標実施率は60%)

図15 特定保健指導の実施率の全国比較(H27)



出典: 国民健康保険中央会「市町村国保 都道府県別特定保健指導実施状況(平成27年度速報値)」

3 実施率向上に関するこれまでの支援

市町村では、特定健診の実施率を向上させるために、被保険者に対する勧奨や継続受診のための対策、生活習慣病の一次予防に重点を置いた取組が行われており、40歳未満の若年者に対する健診の実施などが行われています。そのような取組や健診受診率の向上実績に対し、国の特別調整交付金や北海道国民健康保険特別調整交付金（以下、「道特別調整交付金」という。）による財政支援を行っています。

4 医療費通知の実施

医療費通知は、被保険者に医療費の額等を通知することにより、健康に対する認識を深めてもらうとともに、国保事業の円滑かつ健全な運営に資することを目的とするものです。

通知する内容としては、受診年月（施術年月）や受診者名（施術を受けた者の氏名）、医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復術の別、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復術の日数、医療費の額を載せることとしています。

また、通知回数については、各保険者の必要度及び実施体制等に応じて行うこととしています。

現在すべての市町村で実施されており、平均実施回数は5.5回前後と横ばいで推移しています。医療費通知の委託状況については、平成27年度は144市町村（うち140市町村が北海道国保連合会に）が委託しています。

表28 医療費通知の実施状況の推移

(単位:市町村数)

区分		H24	H25	H26	H27
市町村数		179	179	179	179
実施総件数(件)		4,276,662	3,126,976	3,047,202	3,003,629
平均実施回数(回)		5.5	5.5	5.5	5.4
回数別	年6回以上	147	151	150	148
	年3～5回	17	14	14	15
	年1～2回	15	15	15	16
委託状況	国保連合会	141	144	143	140
	国保連以外	6	4	4	4
	自己対応	32	31	32	35

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

5 後発医薬品の普及促進

後発医薬品* (ジェネリック医薬品)に関し、国が定めた、いわゆる「骨太の方針2015」においては、平成29年度中に数量シェアを70%とする目標を掲げ、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすると明記しています。

国保における後発医薬品の普及促進については、厚生労働省の通知により、保険者において、後発医薬品希望カードの配布や後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知(差額通知)等の取組を行うよう努めるものとされています。

後発医薬品の使用割合については、平成25年度から平成27年度の各年度末で見ると、道全体では全国の使用割合を上回っており、市町村国保では平成27年度末では全道の使用割合を上回っている状況にあります。

後発医薬品に係る差額通知については、平成27年度で32市町村が未実施となっています。

表29 後発医薬品使用割合の状況の推移(各年度末)

(単位:%)

区分	H25	H26	H27
北海道全体	51.4	59.5	64.5
市町村国保	56.6	63.4	67.5
全国	51.2	58.4	63.1

出典:厚生労働省「調剤医療費の動向」
北海道国保連合会資料

※数値は数量ベース

表30 後発医薬品差額通知の実施状況の推移

(単位:市町村、件)

区分	H24	H25	H26	H27
市町村数	108	128	137	147
実施件数	63,991	96,441	108,094	110,852

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

6 重複受診や重複投薬への訪問指導の実施状況

同一疾病で受診している医療機関が複数ある場合や同じ月に同一薬剤又は同様の効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されるなどの重複受診・重複投薬に関しては、被保険者に対する保健指導等により適正受診を進める必要があります。

なお、道特別調整交付金を活用し、平成27年度において被保険者に対する指導を実施しているのが58市町村、保健指導等を実施しているのが111市町村となっています。

表31 道特別調整交付金の活用状況の推移 (単位:保険者数)

区分	H25	H26	H27
被保険者指導	64	49	58
保健指導、研修会	103	117	111

出典:北海道調べ

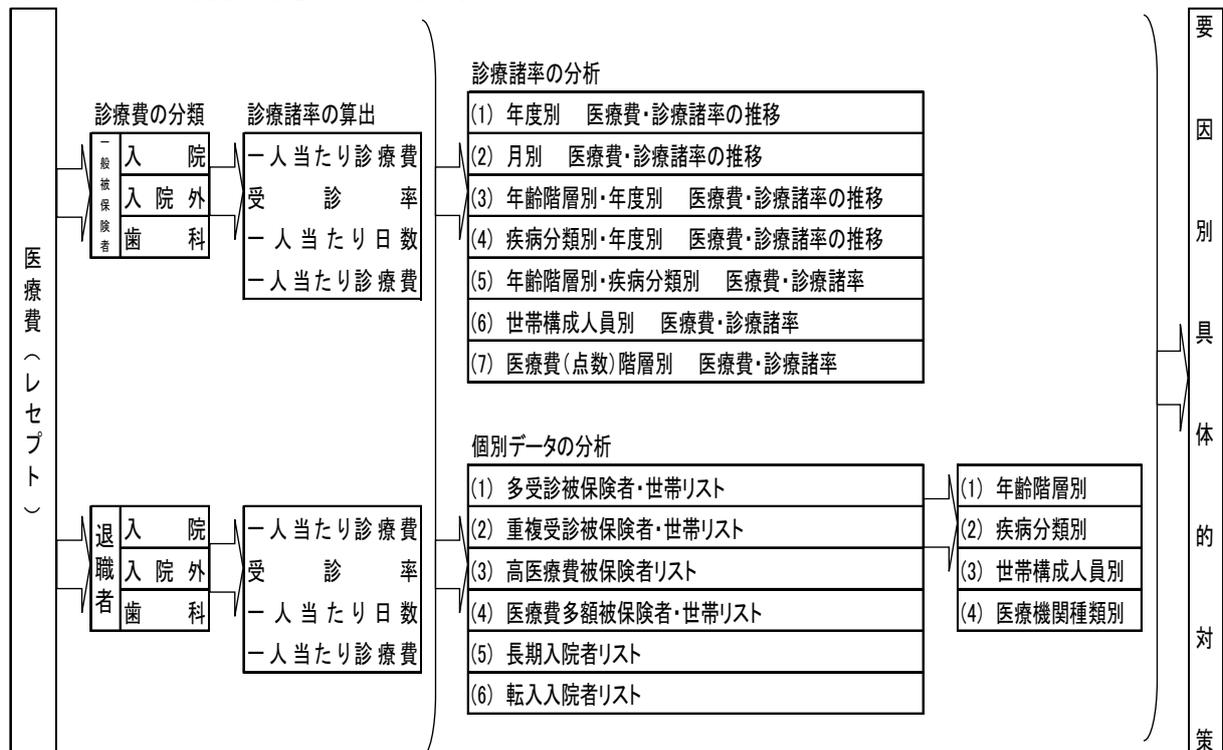
7 市町村保険者に対する助言

道では、保健事業に対する取組や特定健診及び特定保健指導の受診率が低い市町村に対し、北海道厚生局と連携の上、実地での助言を実施しています。

また、特定健診の受診率が前年度の受診率よりも大きく低下した市町村又は受診率が当該年度の目標受診率を大きく下回っている市町村に対しては、特別助言を実施しています。

第2章で触れた高医療費市町村に対しては、医療費適正化推進計画の策定など医療費の適正化に向けた取組を講じるよう助言するとともに、市町村別の一人当たり医療費の状況を示すマップの作成等の広報・啓発事業や、レセプト点検担当者の能力向上のための実務講習会等の広域的事業を実施するほか、市町村が行う保健事業に対して道特別調整交付金を交付することにより支援しています。

図16 高医療費要因分析の概念図



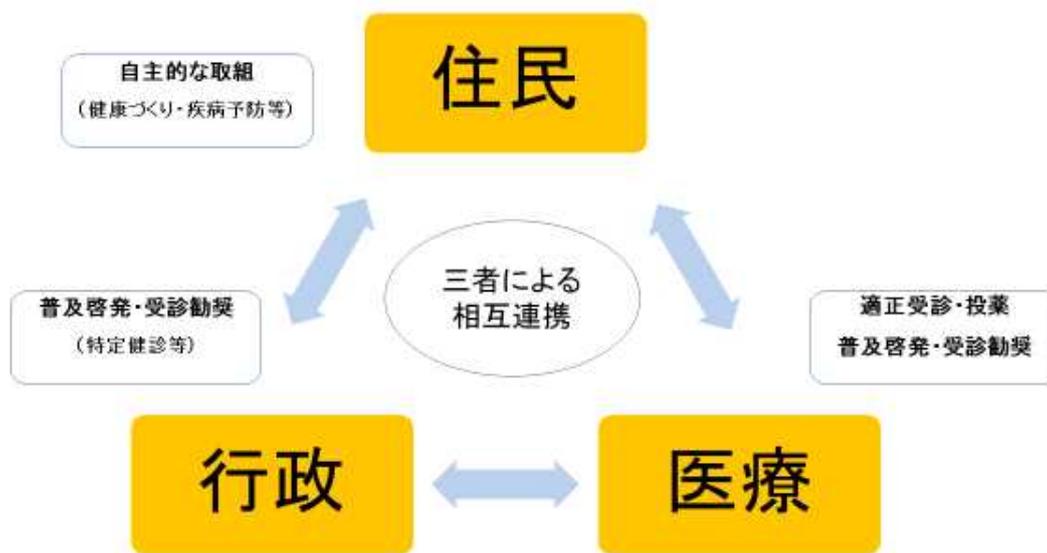
第2節 医療費の適正化に向けた取組

北海道は、第2章でも記述したとおり、全国の中でも、一人当たり医療費の高い地域であり、このことが被保険者が負担する保険料（税）の増加につながるとともに、国保財政に大きな影響を与えています。

道としては、これまで高医療費市町村をはじめ各市町村に対して行ってきた医療費の適正化に向けた助言や道特別調整交付金による支援のほか、今後、各市町村の医療費適正化に向け、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定など、必要な支援等に努めます。

なお、医療費適正化の取組は、国民健康保険事業を運営する市町村や道だけでなく、地域の実情に応じ、医療従事者と住民とが一体となって連携して取り組むことが重要です。

【連携のイメージ図】



1 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上

特定健診及び特定保健指導の実施に当たっては、道民の健康意識を高めるための普及啓発や未受診者に対する受診勧奨などに、住民や関係団体、行政が一体となって取り組むことが重要です。道では、これらの取組が、一層効率的かつ効果的に実施されるよう、全道的な施策や地域の実情を踏まえた支援を行い、受診率や実施率の向上に次のとおり重点的に取り組みます。

(1) 先進的な事例の収集及び情報提供

道においては、市町村における特定健診及び特定保健指導の実施率を高めるため、受診者に配慮した健診の時期や時間帯の設定、継続受診の促進に関する取組などの先進的な事例を収集し、情報提供を行います。

(2) 被保険者に対する広報・普及啓発等

市町村においては、特定健診の受診率向上のため、健診受診の必要性や受診の仕組みなどを分かりやすく周知し、未受診者に対する個別勧奨を行うなど、特に受診率が低い若年層への取組を進める必要があります。

道では、広報紙などの媒体を活用した普及啓発とともに、北海道保険者協議会や北海道国保連合会とも連携した広報活動に取り組めます。

(3) 市町村に対する助言及び支援

道では、都道府県繰入金を活用し、特定健診の受診率等が向上した市町村に対して交付金を助成するなど、引き続き健診受診率向上の取組に対する支援を行うとともに、受診率が低迷する市町村に対しては、実地での助言を重点的に実施します。

また、生活習慣病等を治療中で、診療における検査項目に特定健診の項目が含まれている場合は、特定健診を実施したものと同等に扱いますが、市町村と医療機関の間で行う特定健診に必要な健診データの受領等について、関係機関の協力を得ながら調整を行う取組に対して、道としても支援を行います。

(4) 個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供

国においては、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」（平成28年5月18日付保発0518第1号、厚生労働省保険局長通知）を示し、住民一人ひとりが自らの健康は自らがつくることを意識づけるとともに、市町村においては、健診結果を分かりやすく提供することなど健康に対する気付きにつながる取組が求められます。

道においては、平成28年度から「北海道健康マイレージ事業」を展開するほか、すでに一部の市町村においても、健診受診に対してインセンティブを付与する事業が展開されていることから、こうした取組が推進されるよう支援を行います。

(5) 関係団体との連携

平成28年5月に公益社団法人国民健康保険中央会が取りまとめた特定健診実施状況調査結果によると、受診率向上に寄与した取組として、特定健診未受診者に対する個別勧奨のほか、かかりつけ医等による勧奨もあげられていることから、道では医師会など関係団体からの協力を得られるよう協議を行います。

また、地域の商工会や農協・漁協など被保険者が所属している団体の協力を得て、市町村における未受診者に対する受診勧奨を支援します。

2 保健事業実施計画*の策定及び推進

市町村が保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定することで、医療機関を受診している被保険者の疾病状況等を把握するなど、優先的に取り組むべき健康課題を浮かび上がらせ、限りある人的資源がより効果的に投入されることが期待されます。

道は、北海道国保連合会と連携して、今後すべての市町村において計画が策定されるよう支援するほか、計画の推進に当たっては、国保データベースの有効活用などにより、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言します。

3 生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の取組

北海道の医療費の動向を見ると、入院・入院外ともに、循環器系の疾患が上位を占めることなどから、生活習慣病対策の充実について、重点的に取り組みます。

生活習慣病に対処するためには、二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療）及び三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、心身機能の維持及び回復を図ること）に加え、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発症を予防すること）を重視し、青年期・壮年期世代への生活習慣病の改善に向けた働きかけや、更には小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮した取組が求められます。

また、二次予防や三次予防に係る取組を行うに際しては、医師会や医療機関からの協力を得ることが必要であり、日ごろから情報提供や意見交換を行うなど、連携を取れる関係を構築することが重要です。

(1) 一次予防対策

肥満は、がんや循環器疾患、糖尿病等の多くの生活習慣病と関連があり、食生活や身体活動の生活習慣の改善により適正体重を維持し、健康を増進することが重要です。

また、適切な量と質を確保した食生活の実践等による適正体重の維持に向け、日常における年間を通じた運動量の確保や運動習慣の定着のための対策のほか、運動の必要性や効果、具体的な運動方法などについて、情報提供を積極的に行うなどの取組が実施されるよう、道では次のとおり支援を行います。

ア 北海道国保連合会による保健推進員に対する研修会の実施を支援するほか、北海道版食事バランスガイドを活用してバランスの取れた食事の普及啓発の取組を進めます。

イ 運動については、市町村等と連携して、その必要性とともに、歩行や体操、冬期でも気軽にできるノルディックウォーキング*などの普及啓発の取組を進めます。

ウ 高齢者に関しては、インフルエンザや肺炎に罹患することで症状が重篤化する可能性が高いことから、予防接種を受けることが重要であり、予防接種が進むよう普及啓発や市町村における実施に関する支援を行います。

(2) 二次予防対策

健診によって異常が認められる場合には、速やかに医療機関への受診が必要な場合があります。被保険者に対する受診勧奨を円滑に行うため、市町村においては、健診結果を分かりやすくする工夫を行ったり、健診結果を個別に説明するなどの保健指導や早期治療につながる対応が必要であることから、市町村の取組の促進を支援します。

(3) 三次予防対策

高血圧や脂質異常症、糖尿病等生活習慣病に罹患した場合は、継続的・定期的に医療機関を受診し、適切な医療を受けることはもちろんのこと、日ごろから自らの健康状態を把握することで、自己の疾病の重症化予防を図ることが重要です。

道においては、市町村における取組が円滑に実施できるよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、市町村の取組状況を情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力体制を構築します。

4 たばこ対策

がんや循環器疾患等における生活習慣病の発症予防のためには、最大の危険因子の一つである喫煙による健康被害を回避することが重要です。

たばこは、喫煙者の健康被害ばかりでなく、その環境下で育つ子どもたちをはじめとする非喫煙者にも受動喫煙という形で健康に悪影響を及ぼすことから、分煙に対する取組も必要です。

道においては、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」に基づき、市町村と連携しながら次のような取組などを推進します。

- ・喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発
- ・たばこをやめたい人に対する禁煙支援体制の充実
- ・未成年者の喫煙防止
- ・妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下
- ・行政機関や職場等のほか、家庭での受動喫煙防止

5 歯と口腔の健康づくり

歯・口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを味わい、充実した食生活を送り続ける上で、重要な役割を果たしており、すべての国民が生涯にわたって自分の歯を20本以上保つことをスローガンとした「8020運動」が展開されています。

第2章で示したとおり、すべての二次医療圏域において、歯科疾患にかかるレセプトの件数が上位を占めており、歯と口腔の健康づくりが重要な課題となっています。

このため、市町村では、保育所・学校等において永久歯のむし歯予防効果の高いフッ化物洗口を推進していますが、道としても、市町村に対する実施手順の提示や、市町村が学校等で実施する実技研修に対する助言など、必要な支援を行います。

また、歯周病予防に向け、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会を確保することが重要であることから、道では、定期健診の受診を勧奨するほか、日本歯科医師会が策定した生活歯援プログラム*を保健指導において活用するなど歯科健診及び保健指導の普及啓発に努めます。

高齢者については、特に要介護高齢者では、口腔機能の低下に伴って、摂食障がいによる低栄養や誤嚥性肺炎等を起こす可能性が高く、口腔ケアの維持が重要な課題となっています。

保健所に設置されている保健医療福祉圏域連携会議などを活用して、口腔ケア対策の取組内容に関する情報を共有し、各市町村における取組を支援します。

6 重複受診や頻回受診等に係る指導の充実

市町村においては、一つの傷病について同一月内に複数の医療機関を受診するなどの重複受診者や、同一診療科目を頻繁に受診するなどの頻回受診者に対し、保健師等が受診内容を分析し、主治医と連携しながら、訪問指導等の取組を進めています。

今後も、こうした取組により重複受診等の抑制に努めるとともに、適正な受診に向けた意識啓発の必要があります。その際には、被保険者にとって受診抑制とならないように留意することも重要です。

道においては、今後も都道府県繰入金を活用し、市町村における重複受診者等への訪問指導等の充実に向けた取組の促進を支援するとともに、先進的な事例を収集し、情報提供を行います。

7 適正受診及び適正投薬の推進

疾病の重症化を予防するため、適切な受診が必要であることはもちろんですが、外来診療を行っていない休日や夜間に緊急性のない軽症患者が病院の救急外来を自己都合で受診する行為が社会問題化しています。

医療機関の救急外来などで、こうした受診が増加すると、真に緊急性の高い患者が必要な治療を受けられなくなることから、こうした事態を防止することが必要です。

道においては、被保険者に対し、様々な機会を活用して症状の緊急性に応じて適正な受診についての理解を広めるなど普及啓発に取り組みます。

また、疾病によって、受診する医療機関が異なる場合がありますが、服用する医薬品の組合せによっては、重篤な副作用を生じる場合も想定されます。

道においては、被保険者が「お薬手帳*」を所持し、受診する医療機関や保険薬局において提示することで、適切な投薬がなされることにつながることから、関係団体の協力を得ながら被保険者に対する手帳の普及啓発に取り組みます。

8 後発医薬品の使用促進

(1) 第1節の5で示したとおり、後発医薬品差額通知が実施されていない市町村があることから、道内国保被保険者の後発医薬品の使用割合を把握し、市町村に対して使用割合の定期的な情報提供を実施する必要があります。

道においては、国の目標達成に向けた取組を推進するため、北海道国保連合会と連携し、後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し定期的に情報提供する取組を行うとともに、後発医薬品差額通知が未実施である市町村に対しては、進まない理由を確認するなど、実施に向けて必要な助言を行い、後発医薬品の使用促進に重点的に取り組めます。

(2) 後発医薬品の使用促進のためには、医師や薬剤師など医療関係者の間で、後発医薬品に関する品質や安定供給、情報提供体制等について、十分な信頼関係を構築することが不可欠です。

道においては、後発医薬品の普及について、医療関係者等から理解を得られるよう関係団体と緊密に連携して取り組めます。また、道立病院において後発医薬品の使用促進に引き続き努めるとともに、国保直営診療施設に対し、必要な助言を行います。

第3節 医療費適正化計画との関係

1 北海道医療費適正化計画との整合性

第3期北海道医療費適正化計画（平成30年度～平成35年度）に定める取組との整合を図ります。

道及び市町村は、特定健診及び特定保健指導の推進、後発医薬品の利用、差額通知の促進、訪問指導の充実による重複・頻回受診者への指導、レセプト等の点検の充実強化など、地域の実情を踏まえた医療費適正化対策を推進します。

第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

1 被保険者証の様式及び有効期限等の統一、高齢受給者証との一体化

新たな制度においては、現在と同様、市町村間の被保険者の異動に際して、転出した市町村における被保険者証の回収と転入した市町村における被保険者証の発行が必要となります。

現在、被保険者証及び高齢受給者証については、市町村ごとに、様式はもとより、両証を単独あるいは一体化しているかなどの違いがありますが、被保険者や保険医療機関等の利便性の向上や市町村における発行事務の効率化のため、新たな制度施行に合わせて、道内の市町村で両証を一体化し、様式を統一する取組を進めます。

2 新たな制度により発生する事務等に係る事務処理マニュアルの作成

新たな制度においては、市町村から道への納付金の納付、道から市町村への保険給付費等交付金の支払い、高額療養費の多数回該当の引継ぎなどの新たな事務が発生するとともに、国庫負担金申請事務等の大きな変更があります。このため、道、市町村及び北海道国保連合会等が円滑に事務を処理できるよう、事務処理マニュアルを作成します。

3 地方単独事業に係る法別番号の設定等

全市町村で高額療養費に係る申請勧奨事務を進めるため、レセプトにおける法別番号の設定等について関係機関との調整を進めます。

4 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化

国庫負担金等の申請及び実績報告については、新たな制度においては道が申請者となりますが、申請に必要な基礎数値等については、従前どおり市町村において作成が必要となるため、道と市町村の役割分担の見直しや北海道国保連合会との連携などにより、できる限り市町村事務の効率化を推進します。

5 基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い

(1) 葬祭費及び出産育児一時金に係る支給金額の統一

葬祭費の支給額については、道内の市町村で1万円から5万円までバラつきがありますが、道内どこの市町村に住んでいても共通の給付が受けられるよう、支給金額を3万円に統一します。

出産育児一時金については、現在、産科医療補償制度加入施設での出産の場合、支給額は統一されていますが、葬祭費と同様に保険給付費等交付金の対象とし、納付金算定総額に含めて納付金算定を行います。

(2) 届出遅滞に係る遡及給付

被保険者は、国保資格が発生した日から14日以内に資格取得の届出を行う必要がありますが、届出が遅れた場合、保険者は、届出が遅れたことにやむを得ない理由があるか否かを確認し、やむを得ないと判断した場合、資格取得日まで遡及して療養費を支給することができることとされています。

これまでやむを得ない理由の判断基準については、市町村によって差異が見受けら

れることから、各市町村が一定の基準に従って届出遅滞の理由を確認し、療養費の遡及給付を適切に行うことができるよう、事務の標準化を進めます。

(3) 保険料（税）の減免

保険料（税）の減免については、市町村において国民健康保険料（税）の条例の定めるところにより、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。新たな制度において財政運営が全道単位になることに伴い、保険料（税）減免について、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、事務の標準化を進めます。

(4) 一部負担金*の減免

一部負担金の減免については、市町村において国の通知（昭和34年3月30日付け保発第21号保険局長通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取扱について」）等に基づき、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。

国の基準では、審査や認定などをする上で明確ではない部分があるため、詳細な判断が出来ず、事務処理に苦慮しているという市町村の現状を踏まえ、道では、市町村の判断事例を収集して整理した上で、運用に必要な情報の提供等を行い、事務の標準化を進めます。

(5) 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨

高額療養費の支給勧奨については、被保険者へのサービス向上や道内市町村間異動の際の多数回該当の円滑な引継ぎを行う観点から、すべての市町村で実施することが望まれますが、市町村間で実施体制に差があることや、地方単独事業に係る法別番号の設定等の実施に向けた課題があることから、道では、市町村の実施状況や課題を把握し、すべての市町村において申請の勧奨事務が行われるよう、取組を進めます。

表32 高額療養費の支給勧奨の実施状況(H28年4月1日現在)

支給勧奨を行っている市町村保険者	133
支給勧奨を行っていない市町村保険者	24
計	157

出典：厚生労働省「予算関係資料」

6 市町村事務処理標準システムを活用した事務の効率化・標準化・広域化

新たな制度施行に伴い、国は、市町村における国保事務の効率化や標準化、広域化を進めるため、市町村事務処理標準システムを開発し、市町村に財政支援を行い導入を促進しています。

このシステムの導入により、制度改正のたびに生じるシステム改修については、市町村の手間がなくなることや、国がシステムの業務処理の設定内容を定めることで事務が標準化するなどのメリットがあり、道としても、サーバー等の機器を共同利用するクラウド環境の構築とともに、市町村におけるシステム導入を支援します。

7 その他

(1) 国保事業の広域化

国保事業を広域化することにより、事務の共同処理による人件費や事務経費の削減が進められるとともに、保険者としての財政規模が拡大し、財政運営が安定化するなどのメリットがあります。

現在、道内においては、空知中部広域連合、大雪地区広域連合、後志広域連合の3

保険者により広域的な国保事業運営が行われており、道としては、これまでも国保事業の広域化に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別調整交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな国保事業運営の広域化への取組や既存の広域連合への支援を行います。

(2) 収納対策の共同実施

一市町村で収納対策を行うことが困難な場合は、滞納処分を専門に行う一部事務組合や広域連合など徴収組織の広域化が効果的であり、現在、道内において6か所で広域的な徴収組織が運営されています。

道としては、これまでも、広域的な徴収組織の設立に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別調整交付金による支援を行うとともに、運営に対する人的支援を行ってきており、今後とも、新たな組織の設立や既存の組織の運営支援を行います。

[広域的な徴収組織]

- 1 渡島・檜山地方税滞納整理機構
- 2 後志広域連合
- 3 日高管内地方税滞納整理機構
- 4 十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構
- 5 釧路・根室広域地方税滞納整理機構
- 6 上川広域滞納整理機構

(3) 医療費適正化・保健事業の共同実施

市町村における特定健診の受診率向上のため、道は、北海道保険者協議会や北海道国保連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組むとともに、市町村が実施する特定健診やがん検診にかかる広報など、被用者保険と連携した共同実施が可能な対策を検討し取組を進めます。

国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を行うなどして、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。

後発医薬品の使用に当たっては、医療従事者による被保険者への適切な情報提供が重要であるため、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行います。

また、上記のほかにも、保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進します。

第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携

第1節 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携

道は、国保の財政運営の責任主体としての役割とともに、市町村事務の広域的かつ効率的な実施の確保、健全な運営についても中心的な役割を担うことから、医療をはじめ、保健福祉全般に配慮した施策を推進する必要があります。

このような観点から、市町村における地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組の重要性に留意した上で、国保部門と保健医療・福祉に関する施策その他の関連施策との連携に関する取組を進めます。

1 国保データベースシステム等情報基盤の活用

道は、国保データベースシステム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行います。

2 保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携

地域包括ケアシステムの構築において、道と市町村は、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、取り組みます。

(1) 道の取組

- ①道内及び他都府県における保健医療サービスと福祉サービスとの連携に関する好事例の紹介
- ②市町村と関係団体が連携する上での必要な支援

(2) 市町村の取組

- ①地域包括ケアシステムに資する地域のネットワークへの市町村国保部門の参画
- ②個々の被保険者に係る医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組みづくり
- ③高齢者などの健康づくりにつながる住民主体の地域活動への支援
- ④後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施（健診データの提供など）
- ⑤介護部門と連携した生活習慣病予防教室や健康教室の開催

第2節 他計画との整合性

道は広域的な保険者として、運営方針と、道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療計画」、「障がい福祉計画」、「健康増進計画」等を連携させることにより、関連する保健・医療・福祉サービスを総合的に推進します。

第9章 北海道の国保の健全な運営

第1節 北海道国民健康保険市町村連携会議の設置

運営方針に基づき、国保制度を安定的に運営していくためには、道と市町村及び北海道国保連合会の協力と連携が大変重要であり、それぞれが適切な役割分担の下、対等な立場で協議を行う場が必要です。

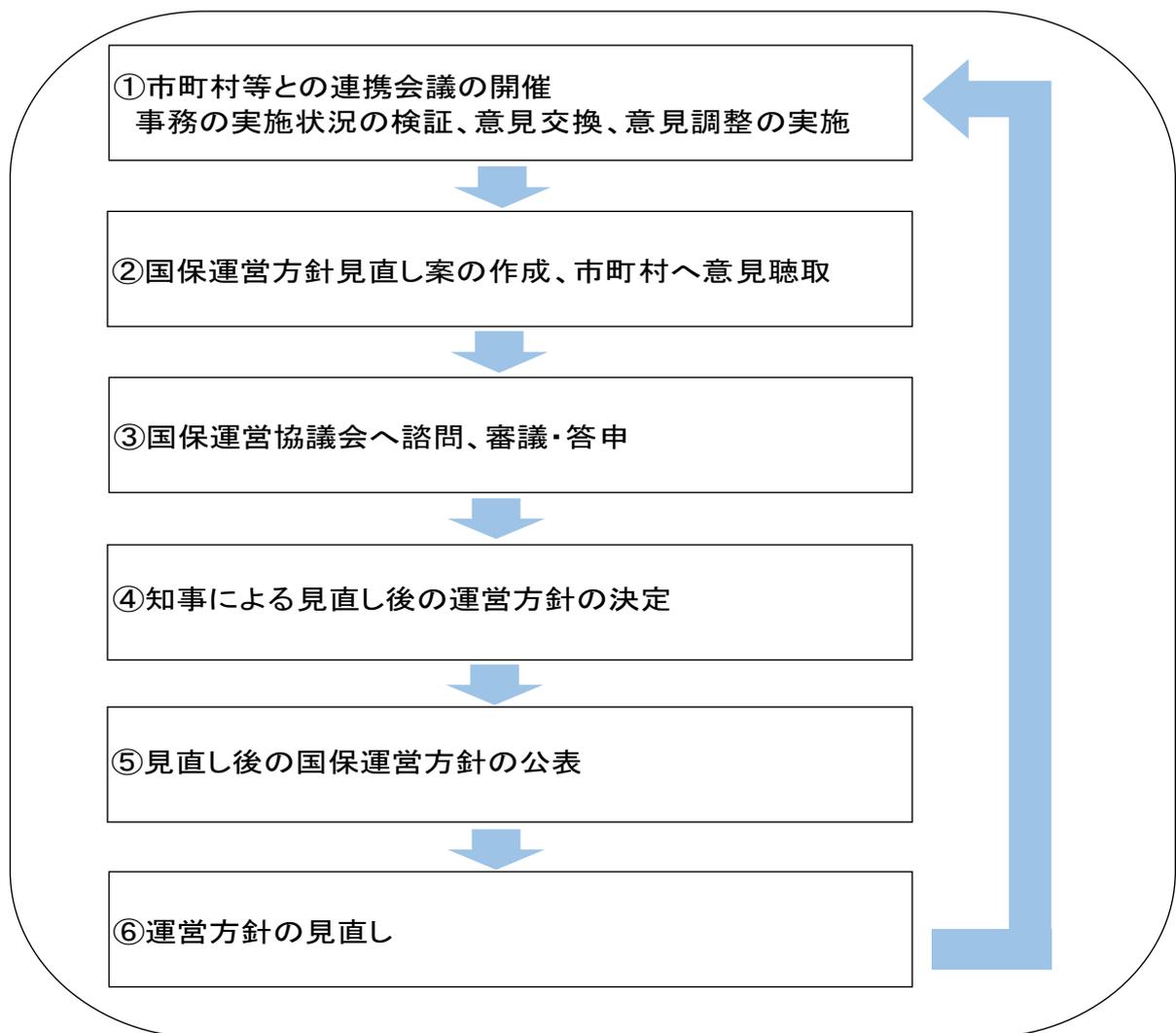
このため、「北海道国民健康保険市町村連携会議」を引き続き設置し、関係者間の意見交換や協議を行う場とします。

第2節 北海道国民健康保険運営方針の見直し等

運営方針は、3年ごとに検証して見直しを行うこととしますが、その検証等に当たっては、道及び市町村、北海道国保連合会等の関係機関の協議による合意形成が重要であることから、次のような手順を進めます。

なお、それ以前に見直しが必要な場合には、この手順を基に見直しを行います。

【国保運営方針の見直し手順】



【参照条文】

改正後の国民健康保険法（昭和33年第法律第192号）

第六十五条

4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

第七十五条の三

都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。）の提供を求めることができる。

第七十五条の四

都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれがあると認めるときは、理由を付して、当該市町村（事務委託の場合にあつては、当該委託を受けた国民健康保険団体連合会又は支払基金を含む。）に対し、当該市町村による保険給付について再度の審査を求めることができる。

2 市町村又は国民健康保険団体連合会若しくは支払基金は、前項の規定による再度の審査の求め（以下「再審査の求め」という。）を受けたときは、当該再審査の求めに係る保険給付について再度の審査を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第七十五条の五

都道府県は、再審査の求めをしたにもかかわらず、当該市町村が当該再審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であつて、当該保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（当該再審査の求めに基づく審査が第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（第四十五条第六項の規定により国民健康保険団体連合会が診療報酬請求書の審査に係る事務を同項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託した場合において、当該診療報酬請求書の審査を行う者を含む。）又は社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項に規定する審査委員会若しくは同法第二十一条第一項に規定する特別審査委員会において行われたときを除く。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができる。

2 都道府県は、前項の規定による勧告を行うに当たつては、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かなければならない。

第七十五条の六

都道府県は、前条第一項の規定により保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告したにもかかわらず、当該市町村が当該勧告に従わなかつたときは、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に当たり、政令で定めるところにより、国民健康保険保険給付費等交付金の額から当該保険給付（当該勧告に係る部分に限る。）に相当する額を減額することができる。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第七十五条の七

都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

（都道府県国民健康保険運営方針）

第八十二条の二

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- 四 前項各号（第一号を除く。）及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互

間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かななければならない。

7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

(標準保険料率)
 第八十二条の三
 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（第三項において「市町村標準保険料率」という。）を算定するものとする。
 2 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（次項において「都道府県標準保険料率」という。）を算定するものとする。
 3 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率（以下この条において「標準保険料率」という。）を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。
 4 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。

- ・ 都道府県国民健康保険運営方針策定要領
 （厚生労働省保険局長通知 平成28年4月28日付け保発0428第16号）
 「都道府県国民健康保険運営方針の策定等について」
- ・ 国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）
 （厚生労働省保険局長通知 平成28年4月28日付け保発0428第17号・
 平成29年6月5日付け保発0605第1号・平成29年7月10日付け保発0710第11号）
 「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について」

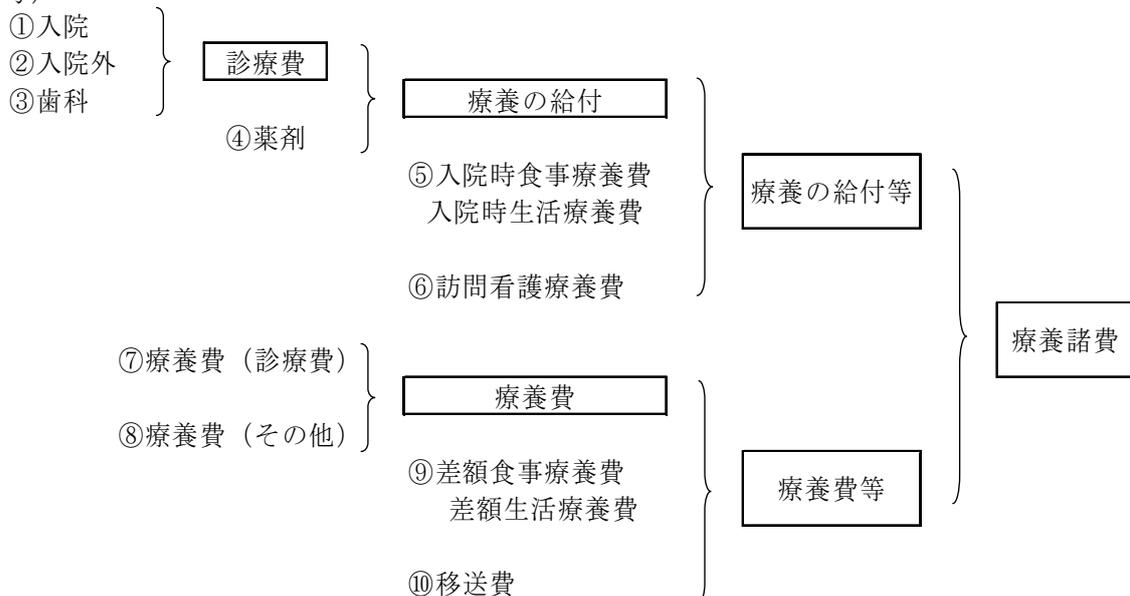
※国保運営方針と道条例との関係について

区 分	国保運営方針	道の条例
保険給付費等 交付金	激変緩和措置等と整合性を図り、 交付の基本的考え方等を規定。	国民健康保険条例において交付 の基本的な事項を規定。
納付金	納付金の算定に関する基本的考え 方等を規定。	国民健康保険条例において市町 村からの納付金の徴収に関する 基本的な事項を規定。
財政安定化基 金	基金の使用（交付・貸付等）の基 本的考え方等を規定。	北海道財政安定化基金条例にお いて基本的な事項を規定。

用語解説

- 被保険者（p. 1）
市町村（特別区を含む。以下同じ。）が運営する国民健康保険の場合、市町村の区域内に住所を有する者は、すべて被保険者となります。
ただし、健康保険などの被用者保険や後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている世帯に属する者、国民健康保険組合の被保険者、在留資格を有しない者などは対象になりません。なお、国民健康保険は世帯単位で加入します。
- 保険者（p. 1）
保険事業の運営主体であり、国民健康保険の保険者は市町村と国民健康保険組合ですが、道内では、複数の市町村が広域連合により運営しています。
国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で組織する団体で、市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って、都道府県知事の認可を受けて設立することができます。
- P D C A サイクル（p. 2）
Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）－実行（Do）－評価・検証（Check）－改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。
- 療養諸費（p. 5）
療養の給付等及び療養費等の合計であり、概念図で示すと次のとおりになります。

（参考）



主な用語は次のとおりです。

【療養の給付】

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関等が診療、薬剤の支給などといった給付を直接医療として給付します。（現物給付）

【療養費】

保険者が療養に関する給付を被保険者の請求に基づき、現金で支払う場合の給付費をいいます。

【入院時食事療養費】

被保険者が保険医療機関等で食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用については、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を入院時食事療養費として

支給します。

【入院時生活療養費】

療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費（食材料費及び調理コスト相当）及び居住費（光熱水費相当）について、標準負担額を控除した額を入院時生活療養費として支給します。

【訪問看護療養費】

被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合、必要と認められるときは、その指定訪問看護に要した額を支給します。

【移送費】

被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合、必要と認められるときは、その移送に要した費用について移送費を支給します。

【療養の給付等】

療養の給付、食事療養・生活療養（標準負担額差額支給された入院時食事療養費・入院時生活療養費を除く。）及び訪問看護の合計です

【療養費等】

療養費、標準負担額差額支給された入院時食事療養費・入院時生活療養費及び移送費の合計です。

○ 受診率（p. 6）

入院・入院外・歯科及び合計ごとに、年間分の件数を年間平均被保険者数で除して百分率により表したものであり、100人当たりの受診件数となります。

○ 寄与度（p. 6）

あるデータの構成要素の増減が全体の伸び率をどの程度押し上げているかを示すものです。

○ 受療率（p. 6）

厚生労働省が毎年公表している「患者調査」では、ある特定の日に疾病治療のために、すべての医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率を「受療率」と定義されています。「患者調査」では、病院あるいは診療所に入院又は外来患者として治療のために通院した患者の全国推計患者数を把握し、「受療率」を算出します。

$$\text{受療率} = \frac{\text{一日の全国推計患者数}}{\text{10月1日現在総人口}} \times 100,000$$

○ 地域差指数（p. 7）

地域差指数とは、その市町村の医療費の高さを数値で表す概念で次のとおり算出されます。

・地域差指数（控除前）＝実績給付費／基準給付費

・地域差指数（控除後）＝（実績給付費－災害その他の特別事情の額）／基準給付費

【基準給付費】

基準給付費とは、年齢階層別一人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の医療給付費で、具体的には、次に掲げる額をいいます（国民健康保険法施行規則第32条の8）。

(1) 前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上である場合

アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額

ア 年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

イ 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

(2) 平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合に掲げる額とイに掲げる額との合算額

ア (1)のAに掲げる額

イ 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

○ 社会保険表章用疾病分類（p. 7）

世界保健機関（WHO）より公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定められた分類方法であり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として広く用いられています。

○ 二次医療圏（p. 9）

医療圏とは、地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位のことです。北海道医療計画の中で定められています。

■医療圏の区域

	第三次	第二次	第一次
道南	南渡島		函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	南檜山		江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山		八雲町、長万部町、せたな町、今金町
道央	札幌		札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
	後志		小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知		夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中空知		芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知		深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振		室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
	東胆振		苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	日高		日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
道北	上川中部		旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
	上川北部		士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野		富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌		留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷		稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町	
オホーツク	北網		北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	遠紋		紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝	十勝		帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路・根室	釧路		釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根室		根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
6圏域	21圏域		179圏域

○ 推計新規入院発生率（p. 9）

加入者100人当たりの推計新規入院件数を表した数値です。

$$\text{推計新規入院発生率} = \frac{\text{一人当たり入院受診延日数}}{\text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{推計平均在院日数} = \text{入院の一件当たり日数} \times \left[\frac{\frac{365}{12} - 1}{\frac{365}{12} - \text{入院の一件当たり日数}} \right]$$

○ 高医療費市町村（p. 16）

災害等の特別事情の額を控除した後の地域差指数が1.14を超える市町村のことです。

○ 繰上充用金（p. 19）

会計年度経過後、当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合は、翌年度の歳入

を充てることができます。この場合の方法として、翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度（翌年度から見れば前年度）へ支出します。

- 地方単独事業（p. 20、50）

地方自治体が国庫からの補助を受けずに単独で実施する事業です。
国保では、重度障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児を対象として市町村が実施する一部負担金に対する助成のことを指し、市町村によって対象基準が異なります。
現在、道では地方単独事業を表す番号（法別番号）が設定されていませんが、この番号を設定することで、医療機関が1枚のレセプトで医療請求ができるなどの事務の効率化を図ります。
- 国民健康保険事業費納付金（p. 20）

国民健康保険法75条の7の規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金のほか、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、道が市町村から徴収するものです。
平成30年度からは、市町村が道に納める納付金を賄うため、市町村が国保加入世帯に対し、国民健康保険料（税）を賦課します。
- 所得割、被保険者均等割、世帯別平等割、資産割（p. 22）

所得割は世帯に属する被保険者の前年の総所得金額等に応じて、被保険者均等割は世帯に属する被保険者数に応じて算定されます。また、世帯別平等割は世帯単位で、算資産割は世帯における固定資産税等に応じて算定されます。
一般的に、所得割と被保険者均等割の合算額で保険料を算定する方式は二方式、これに世帯別平等割を加えたものの合算額で保険料を算定する方式は三方式、さらに資産割を加えたものの合算額で保険料を算定する方式は四方式と呼ばれています。
- 応能割、応益割（p. 22）

国民健康保険料（税）は、応能割と応益割で構成され、応能割には所得割と資産割があり、応益割には被保険者均等割と世帯別平等割があります。
保険料（税）は、医療費の支払に充てられる分、後期高齢者医療の医療費に充てられる分、介護保険の給付費に充てられる分ごとに、応能割と応益割に分けて算定されます。
- 賦課限度額（p. 23）

国民健康保険料（税）の算定においては、上限額が国民健康保険法施行令で定められており、医療分は54万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護納付金分が16万円と定められています（平成28年度）。
- 所得水準（p. 24）

国保加入者の所得水準は、産業構造の違いなどから市町村間で差がありますが、所得水準に応じた負担となるよう、納付金算定に所得水準を反映することとしています。
- 医療費水準（p. 24）

各市町村の国保加入者の一人当たり医療費には差がありますが、納付金算定においては、年齢構成の差を調整した上で、医療費水準の差を反映することとしています。なお、保険料水準を統一する場合は、医療費水準の差を反映しないこととなります。
- 都道府県繰入金（p. 24）

平成30年度に設置される都道府県国民健康保険特別会計の財源として、都道府県が一般会計から支出するお金のことです。
- 高額医療費（p. 25）

診療報酬請求書（レセプト）一件ごとに全体の医療費のうち、80万円を超えた部分に

相当する医療費です。

- 退職被保険者（p. 28）

国民健康保険の加入者のうち、老齢厚生年金など老齢又は退職を支給事由とする年金を受けることができる方で、厚生年金などのサラリーマンが加入する年金の加入期間が20年以上であるか、40歳に達した以降の加入期間が10年以上ある方が対象です。

退職被保険者に関する医療費は、保険料（税）のほか、社会保険診療報酬支払基金からの交付金により賄われます。
- 不正請求（p. 35）

診療報酬（調剤報酬を含む。）の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるものをいいます。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分されます。

 - ① 架空請求

実際に診療を行っていない者につき診療をしたごとく請求することです。

診療が継続している者であっても、当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月については架空請求となります。
 - ② 付増請求

診療行為の回数（日数）、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求することです。
 - ③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求することです。
 - ④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求することです。
 - ⑤ その他の請求

保険診療と認められないものを請求した場合です（患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬等）。
- 海外療養費（p. 35）

被保険者が海外渡航中に現地の病院等で診療等を受けた場合に、支給申請に基づき保険者が支給するものです。当該療養について算定した費用から一部負担金相当額を控除した額が支給されます。
- 国保情報集約システム（p. 36）

被保険者の資格情報や給付情報を、都道府県単位で管理し、同一都道府県内の市町村間の情報連携等を支援するためのシステムです。

被保険者が同一都道府県内で住所異動した場合に、資格所得・喪失年月日を転出先の市町村に提供する機能や、前住所地における高額療養費の多数回該当にかかる該当回数を引き継ぐ機能などを有します。
- 被保険者 I D（p. 36）

国保情報集約システムでは、被保険者の資格情報や給付の情報は、都道府県単位で、被保険者ごとに符号を付与して整理します。被保険者 I Dは、被保険者一人ひとりに付与されるその符号（番号）のことです。

○ 高額療養費（p. 38）

被保険者が療養の給付について支払った一部負担金の額が一定の額を超える場合に保険者から給付されます。

（高額療養費制度）	
・自己負担限度額	
（70歳未満の者）	
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
年収約370万円～約770万円の方	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
～年収約370万円の方	57,600円
住民税非課税の方	35,400円
（70歳以上75歳未満の者） 制度改正あり	
【平成29年8月～平成30年7月】	
（現役並み所得者）	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%、 外来（個人ごと） 57,600円
（一般）	57,600円、 外来（個人ごと） 14,000円（年間144,000円上限）
（低所得者）	24,600円、外来（個人ごと） 8,000円
（低所得者のうち特に所得の低い者）	15,000円、外来（個人ごと） 8,000円
【平成30年8月～】	
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
年収約370万円～約770万円の方	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
～年収約370万円の方	57,600円、 外来（個人ごと） 18,000円（年間144,000円上限）
（低所得者）	24,600円、外来（個人ごと） 8,000円
（低所得者のうち特に所得の低い者）	15,000円、外来（個人ごと） 8,000円
・世帯合算基準額	
70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給	
・多数回該当の負担軽減	
12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額	
（70歳未満の者）	
年収約1,160万円～の方	140,100円
年収約770万円～約1,160万円の方	93,000円
～年収約770万円の方	44,400円
住民税非課税の方	24,600円
（70歳以上75歳未満の者） 制度改正あり	
【平成29年8月～平成30年7月】	
（現役並み所得者及び一般）	44,400円
【平成30年8月～】	
年収約1,160万円～の方	140,100円
年収約770万円～約1,160万円の方	93,000円
～年収約770万円の方	44,400円
・長期高額疾病患者の負担軽減	
血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円 （ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額 20,000円）	
（高額医療・高額介護合算制度）	
1年間（毎年8月～翌年7月）の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。	

○ 特定健康診査、特定保健指導（p. 39、p. 40）

特定健康診査とは、平成20年4月から医療保険者に義務づけられた、40歳から74歳までの加入者に対する糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査のことで、特定保健指導とは、その診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対して行う保健指導のことをいいます。

○ 生活習慣病（p. 39）

疾病の発症には、様々な要因が関係していますが、そのうち、生活習慣は、「悪性新生物」、「脳血管疾患」、「心疾患」などの発症に深くかかわっていることが明らかになってきています。例えば、生活習慣の与える影響が大きい疾病には、喫煙による「肺がん」、食事の偏りによる「脳卒中」や「高血圧」、運動不足などによる「糖尿病」などがあります。このような生活習慣がその発症・進行に深く関与する疾患群を生活習慣病と呼んでいます。

○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品 p. 42）

先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。

○ 保健事業実施計画（データヘルス計画 p. 45）

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）に基づき、各保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、レセプトデータや国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用して策定する計画です。

○ ノルディックウォーキング（p. 46）

約80年前にクロスカン트리スキーチームの夏場のトレーニングとしてフィンランドで始まった、ポールを使用して行う運動です。

○ 生活歯援プログラム（p. 47）

日本歯科医師会が提唱する歯科健診プログラムで、受診された方の生活習慣などの問題点を見つけ、一緒に改善していく一次予防を目的としており、20の質問に回答することで従来の疾病発見型から、受診者に必要な類型化を行う支援型歯科健診へと転換するものです。

○ お薬手帳（p. 47）

病院や薬局などで医療用の薬をもらった時や、市販の薬を購入した時に、薬の名称や飲む量、回数などを記録するための手帳のことです。医療機関に受診する際に、医師・薬剤師がお薬手帳の記録をチェックし、薬の飲み合わせや副作用を防ぐことや、新しく処方された薬の情報等を記入してもらうことができます。

○ 一部負担金（p. 50）

保険医療機関等において、国保加入者が治療を受けた際に支払うものです。

下記以外の方		3割相当額
義務教育就学前の者（未就学児）		2割相当額
70歳以上の高齢者	一般	2割相当額 （平成26年3月までに70歳に達している方は1割相当額）
	現役並み所得者	3割相当額

○ 地域包括ケアシステム（p. 52）

高齢者が地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で個々人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

統計数値

(1) 保険者別の加入世帯数及び被保険者数	65
(2) 保険者別一人当たり療養諸費	69
(3) 保険者別一人当たり医療費の状況(平成26年度)	72
(4) 保険者別受診率の状況(平成27年度)	75
(5) 賦課状況における市町村別の標準割合(平成27年度 医療分・一般)	78
(6) 保険者別一人当たり所得等の状況(平成27年度)	82
(7) 保険料(税)率の状況(平成28年度 現年分)	85
(8) 収納率の状況(現年度、全被保険者)	88
(9) レセプト点検の状況(平成27年度)	91
(10) 交通事故に係る第三者求償実績(被保険者1,000人当たり)	92
(11) 海外療養費の支給実績	95
(12) 特定健康診査、特定保健指導の状況	96
(13) 医療費通知、後発医薬品差額通知実施状況	100

(1) 保険者別の加入世帯数及び被保険者数

(単位:世帯、人)

保険者 番号	保険者名	H23		H24		H25		H26		H27	
		世帯数	被保険者数								
001	札幌市	299,651	468,637	300,685	466,934	299,397	460,934	296,282	451,017	291,322	438,524
002	函館市	48,753	78,399	48,333	77,105	47,507	75,033	46,168	71,794	44,809	68,603
003	小樽市	22,430	34,153	22,156	33,558	21,558	32,379	20,860	31,071	20,238	29,950
004	旭川市	57,939	93,707	57,386	92,211	56,540	89,909	55,318	86,785	53,785	83,345
005	室蘭市	15,010	23,174	14,785	22,658	14,471	21,973	14,185	21,247	13,724	20,330
006	釧路市	30,092	47,369	30,163	47,180	29,328	45,398	28,663	43,732	27,996	42,138
007	帯広市	27,295	45,913	27,121	45,234	26,620	44,038	26,075	42,473	25,475	41,015
008	北見市	21,372	36,336	21,033	35,326	20,542	34,130	20,044	32,802	19,432	31,410
009	夕張市	2,347	3,676	2,200	3,417	2,100	3,200	1,998	3,011	1,879	2,829
010	岩見沢市	14,371	24,258	14,253	23,910	13,938	23,132	13,630	22,387	13,206	21,495
011	網走市	6,023	11,085	5,970	10,930	5,897	10,668	5,838	10,456	5,730	10,136
012	留萌市	3,460	5,449	3,384	5,253	3,305	5,079	3,181	4,854	3,059	4,605
013	苫小牧市	26,468	42,856	26,439	42,373	26,278	41,573	25,958	40,659	25,326	39,192
014	稚内市	6,182	10,566	6,006	10,168	5,779	9,669	5,589	9,209	5,387	8,785
015	美唄市	4,776	8,121	4,643	7,836	4,519	7,517	4,356	7,184	4,209	6,866
016	芦別市	3,224	4,972	3,127	4,798	3,025	4,595	2,898	4,385	2,778	4,138
017	江別市	17,988	30,605	18,037	30,364	18,033	30,046	17,852	29,392	17,596	28,628
018	赤平市	2,428	3,632	2,340	3,456	2,198	3,204	2,078	2,971	1,969	2,768
019	紋別市	4,195	7,101	4,156	6,954	4,067	6,730	3,986	6,530	3,879	6,292
020	士別市	3,650	6,576	3,518	6,288	3,435	6,034	3,279	5,710	3,168	5,450
021	名寄市	4,263	7,226	4,200	7,086	4,127	6,888	4,011	6,614	3,874	6,340
022	三笠市	2,039	3,108	1,968	2,970	1,902	2,854	1,831	2,735	1,721	2,536
023	根室市	5,048	10,201	4,936	9,889	4,833	9,609	4,728	9,283	4,601	8,910
024	千歳市	12,137	19,980	12,212	19,937	12,143	19,594	11,941	19,023	11,736	18,418
025	滝川市	6,977	11,289	6,894	11,056	6,763	10,690	6,565	10,265	6,371	9,854
026	砂川市	3,103	4,984	3,039	4,886	2,988	4,754	2,928	4,607	2,801	4,355
028	深川市	4,223	7,349	4,139	7,118	4,014	6,826	3,899	6,578	3,778	6,275
029	富良野市	3,893	7,418	3,777	7,109	3,674	6,824	3,592	6,588	3,550	6,389
030	登別市	8,091	13,133	8,013	12,918	7,889	12,679	7,819	12,416	7,656	12,005
031	恵庭市	9,609	16,213	9,795	16,266	9,735	15,927	9,474	15,314	9,265	14,761
033	伊達市	6,388	10,472	6,333	10,303	6,236	9,999	6,119	9,717	6,026	9,490
034	北広島市	8,997	15,302	9,069	15,307	9,064	15,167	8,953	14,774	8,852	14,359
035	石狩市	9,942	17,684	10,156	17,906	10,133	17,616	9,932	17,045	9,700	16,366
036	当別町	2,896	5,551	2,873	5,440	2,829	5,276	2,794	5,151	2,739	4,922
037	新篠津村	656	1,543	647	1,505	620	1,447	611	1,404	602	1,386
040	松前町	1,937	3,363	1,906	3,265	1,844	3,112	1,791	2,984	1,719	2,783
041	福島町	1,025	1,839	1,009	1,792	983	1,704	951	1,629	907	1,532
042	知内町	835	1,581	817	1,540	797	1,495	770	1,433	746	1,364
043	木古内町	1,021	1,729	971	1,644	942	1,555	893	1,453	852	1,335
044	北斗市	7,664	13,345	7,651	13,147	7,561	12,790	7,381	12,333	7,173	11,884
046	七飯町	4,641	8,365	4,667	8,333	4,671	8,184	4,595	7,882	4,518	7,614
051	鹿部町	996	2,388	992	2,327	960	2,183	933	2,083	912	1,992

(単位:世帯、人)

保険者 番号	保険者名	H23		H24		H25		H26		H27	
		世帯数	被保険者数								
053	森町	3,377	6,932	3,340	6,703	3,245	6,392	3,171	6,151	3,082	5,887
054	八雲町	3,289	6,425	3,216	6,200	3,156	6,006	3,058	5,721	2,982	5,524
055	長万部町	1,130	2,066	1,105	1,993	1,045	1,860	1,016	1,791	990	1,696
056	江差町	1,483	2,509	1,477	2,458	1,428	2,337	1,363	2,197	1,318	2,066
057	上ノ国町	1,021	1,769	1,019	1,749	973	1,612	917	1,505	890	1,422
058	厚沢部町	820	1,534	796	1,480	768	1,408	749	1,352	734	1,297
059	乙部町	776	1,350	766	1,318	742	1,260	697	1,163	661	1,083
062	奥尻町	577	1,021	563	973	549	932	534	895	516	845
064	せたな町	1,878	3,439	1,843	3,326	1,782	3,171	1,676	2,953	1,590	2,761
065	今金町	1,099	2,140	1,082	2,093	1,051	2,014	1,000	1,915	963	1,844
067	寿都町	640	1,005	629	996	600	936	577	892	565	849
077	岩内町	2,562	4,250	2,489	4,109	2,325	3,748	2,145	3,396	2,051	3,194
083	余市町	3,615	6,134	3,543	5,949	3,504	5,840	3,398	5,607	3,289	5,399
087	南幌町	1,226	2,441	1,249	2,435	1,236	2,364	1,235	2,313	1,202	2,178
090	由仁町	1,161	2,408	1,140	2,340	1,122	2,252	1,091	2,172	1,057	2,092
091	長沼町	1,955	3,994	1,930	3,923	1,898	3,835	1,877	3,744	1,845	3,601
092	栗山町	2,316	4,211	2,279	4,123	2,230	4,007	2,158	3,850	2,079	3,655
093	月形町	644	1,205	644	1,189	634	1,155	607	1,099	593	1,051
094	空知中部広域連合	4,678	8,193	4,570	7,948	4,377	7,539	4,178	7,108	4,014	6,748
096	妹背牛町	670	1,351	655	1,302	624	1,242	603	1,178	591	1,148
097	秩父別町	498	978	482	940	464	899	460	892	456	875
099	北竜町	391	854	394	837	393	819	389	791	377	758
100	沼田町	577	1,173	581	1,171	561	1,134	533	1,085	512	1,046
101	幌加内町	307	570	302	560	287	531	276	513	271	498
102	鷹栖町	1,192	2,162	1,194	2,144	1,169	2,102	1,156	2,078	1,125	1,977
104	当麻町	1,293	2,405	1,280	2,341	1,249	2,267	1,203	2,168	1,155	2,074
105	比布町	783	1,414	776	1,372	739	1,289	690	1,199	671	1,143
106	愛別町	640	1,177	630	1,139	615	1,111	590	1,056	581	1,027
107	上川町	733	1,191	716	1,148	699	1,098	672	1,039	641	980
110	上富良野町	1,753	3,250	1,734	3,201	1,696	3,101	1,672	2,984	1,609	2,840
111	中富良野町	947	2,090	943	2,049	932	2,023	907	1,959	882	1,888
112	南富良野町	470	806	470	791	455	764	436	725	425	710
113	占冠村	180	305	194	320	202	325	201	321	217	334
114	和寒町	761	1,539	756	1,498	739	1,439	718	1,375	701	1,320
115	剣淵町	732	1,437	718	1,379	689	1,315	656	1,245	638	1,212
118	下川町	668	1,132	656	1,110	636	1,067	617	1,033	625	987
119	美深町	889	1,548	864	1,481	832	1,411	801	1,330	775	1,284
120	音威子府村	107	193	104	183	101	180	98	172	93	163
121	中川町	300	554	289	522	279	485	265	457	250	436
122	増毛町	812	1,340	807	1,319	785	1,268	756	1,216	717	1,151
123	小平町	653	1,172	645	1,130	627	1,090	589	1,029	579	1,000
124	苫前町	665	1,258	654	1,226	628	1,157	593	1,094	552	1,017

(単位:世帯、人)

保険者 番号	保険者名	H23		H24		H25		H26		H27	
		世帯数	被保険者数								
125	羽幌町	1,415	2,437	1,392	2,419	1,345	2,303	1,308	2,189	1,257	2,091
126	初山別村	242	431	237	420	237	403	239	399	230	378
127	遠別町	482	922	470	880	453	844	445	826	410	746
128	天塩町	609	1,217	597	1,175	584	1,125	561	1,077	543	1,024
129	幌延町	395	725	386	713	376	683	360	653	354	629
130	猿払村	431	1,158	422	1,128	424	1,121	426	1,105	434	1,127
131	浜頓別町	669	1,247	670	1,201	675	1,183	670	1,148	603	1,087
132	中頓別町	351	615	331	579	321	554	307	524	295	492
133	枝幸町	1,663	3,445	1,661	3,362	1,632	3,271	1,572	3,146	1,530	3,071
135	豊富町	794	1,616	787	1,567	756	1,476	736	1,421	726	1,381
136	礼文町	584	1,158	561	1,094	540	1,051	537	1,024	532	1,000
137	利尻町	444	745	431	719	419	702	421	695	406	670
138	利尻富士町	580	1,065	579	1,037	563	989	548	946	520	880
140	大空町	1,369	3,329	1,337	3,237	1,314	3,163	1,279	3,060	1,256	2,953
141	美幌町	3,526	6,462	3,492	6,335	3,382	6,112	3,314	5,941	3,213	5,714
142	津別町	1,031	1,988	1,016	1,962	994	1,904	962	1,832	933	1,774
143	斜里町	2,334	4,893	2,322	4,821	2,269	4,690	2,156	4,456	2,105	4,344
144	清里町	812	1,919	799	1,868	778	1,824	756	1,766	725	1,700
145	小清水町	1,033	2,439	1,016	2,363	988	2,282	947	2,194	927	2,149
147	訓子府町	1,028	2,450	1,003	2,399	987	2,323	970	2,238	946	2,167
148	置戸町	619	1,281	604	1,251	600	1,225	574	1,172	563	1,146
150	佐呂間町	1,074	2,301	1,051	2,240	1,016	2,151	956	2,054	927	2,001
153	遠軽町	3,609	5,955	3,575	5,835	3,477	5,617	3,358	5,378	3,266	5,187
157	湧別町	1,799	3,946	1,786	3,872	1,748	3,782	1,717	3,643	1,684	3,543
158	滝上町	513	883	494	834	470	777	459	759	444	719
159	興部町	758	1,553	746	1,523	721	1,475	701	1,439	670	1,371
160	西興部村	178	283	178	284	181	276	176	264	166	245
161	雄武町	920	1,903	899	1,838	887	1,795	868	1,720	855	1,686
162	豊浦町	864	1,575	849	1,524	851	1,508	850	1,488	826	1,442
163	洞爺湖町	1,881	3,188	1,852	3,109	1,804	2,969	1,747	2,838	1,710	2,727
166	壮瞥町	502	939	503	941	508	942	500	922	485	865
167	白老町	3,968	6,604	3,919	6,479	3,843	6,298	3,766	6,108	3,687	5,869
169	安平町	1,528	2,736	1,504	2,669	1,483	2,596	1,487	2,557	1,469	2,476
170	厚真町	847	1,701	835	1,671	817	1,607	808	1,558	794	1,497
171	むかわ町	1,910	3,525	1,894	3,464	1,859	3,349	1,795	3,197	1,706	3,043
174	平取町	1,098	2,080	1,089	2,060	1,065	2,012	1,011	1,895	991	1,828
175	日高町	2,639	4,822	2,565	4,623	2,532	4,456	2,451	4,273	2,384	4,105
176	新冠町	1,117	2,240	1,130	2,209	1,099	2,131	1,060	2,045	1,031	1,983
177	新ひだか町	4,588	8,268	4,538	8,101	4,412	7,836	4,193	7,369	4,021	6,958
179	浦河町	2,420	4,268	2,384	4,147	2,312	3,981	2,270	3,865	2,187	3,695
180	様似町	862	1,647	860	1,628	853	1,615	828	1,535	808	1,447
181	えりも町	1,024	2,583	1,018	2,549	1,014	2,503	1,009	2,448	981	2,352

(単位:世帯、人)

保険者 番号	保険者名	H23		H24		H25		H26		H27	
		世帯数	被保険者数								
182	音更町	6,765	12,863	6,748	12,766	6,674	12,468	6,530	12,081	6,448	11,766
183	士幌町	1,098	2,816	1,080	2,728	1,054	2,641	1,023	2,548	1,012	2,490
184	上士幌町	984	2,005	963	1,946	931	1,864	911	1,789	876	1,701
185	鹿追町	950	2,136	949	2,120	939	2,088	920	2,012	911	1,958
186	新得町	1,141	1,971	1,117	1,920	1,091	1,856	1,056	1,785	1,022	1,715
187	清水町	1,790	3,545	1,762	3,474	1,726	3,394	1,706	3,314	1,662	3,200
188	芽室町	2,956	6,604	2,969	6,558	2,926	6,395	2,868	6,204	2,800	6,020
189	中札内村	673	1,392	674	1,385	667	1,378	657	1,317	632	1,249
190	更別村	564	1,536	550	1,496	530	1,439	515	1,402	513	1,367
192	大樹町	1,082	2,256	1,043	2,160	1,020	2,103	991	2,001	966	1,905
193	広尾町	1,473	2,823	1,443	2,723	1,384	2,599	1,337	2,472	1,293	2,357
194	幕別町	4,476	8,651	4,477	8,553	4,425	8,330	4,359	8,050	4,215	7,720
195	池田町	1,464	2,907	1,450	2,827	1,415	2,735	1,402	2,643	1,384	2,549
196	豊頃町	680	1,531	659	1,484	645	1,408	645	1,386	625	1,345
197	本別町	1,488	2,900	1,458	2,817	1,412	2,683	1,378	2,603	1,340	2,503
198	足寄町	1,456	2,757	1,417	2,690	1,359	2,535	1,320	2,402	1,267	2,290
199	陸別町	508	866	501	865	485	822	474	799	468	779
200	浦幌町	1,092	2,229	1,059	2,142	1,022	2,046	990	1,963	939	1,841
201	釧路町	3,090	5,721	3,119	5,682	3,107	5,533	3,032	5,287	2,952	5,113
202	厚岸町	1,946	4,104	1,888	3,918	1,836	3,730	1,791	3,564	1,741	3,388
203	浜中町	1,340	3,368	1,304	3,263	1,275	3,181	1,249	3,044	1,226	2,958
204	標茶町	1,754	3,306	1,732	3,216	1,702	3,102	1,675	2,990	1,639	2,899
205	弟子屈町	1,611	2,911	1,581	2,815	1,543	2,739	1,481	2,623	1,439	2,522
207	鶴居村	432	911	437	923	442	943	437	928	433	887
208	白糠町	1,694	3,014	1,647	2,847	1,583	2,721	1,505	2,573	1,451	2,431
210	別海町	3,075	7,925	3,080	7,839	3,078	7,705	3,037	7,472	2,950	7,205
211	中標津町	3,942	7,970	4,002	7,864	3,947	7,633	3,858	7,369	3,727	7,017
212	標津町	1,124	2,595	1,118	2,540	1,100	2,472	1,079	2,402	1,054	2,327
213	羅臼町	1,293	3,331	1,269	3,215	1,232	3,057	1,197	2,916	1,155	2,764
251	大雪地区広域連合	4,665	9,096	4,645	8,962	4,584	8,774	4,513	8,489	4,492	8,306
252	後志広域連合	10,728	19,576	10,598	19,145	10,380	18,559	10,107	17,894	9,789	17,152
	北海道	896,147	1,503,731	891,844	1,483,178	879,414	1,447,036	862,218	1,401,232	841,951	1,351,715
	全国	20,513,117	35,617,328	20,435,101	35,149,258	20,313,719	34,547,885	20,089,522	33,734,718	19,752,072	32,665,259

※ 世帯数・被保険者数ともに年度平均である。

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(2) 保険者別一人当たり療養諸費

(単位:円)

保険者番号	保険者名	H23	H24	H25	H26	H27
001	札幌市	340,848	345,717	356,323	363,482	377,968
002	函館市	371,656	370,435	381,648	389,142	403,065
003	小樽市	435,882	431,411	444,066	457,387	475,512
004	旭川市	363,383	373,821	381,750	384,558	405,333
005	室蘭市	410,220	427,739	429,633	442,395	449,413
006	釧路市	354,366	359,343	374,264	371,960	381,920
007	帯広市	320,912	318,459	329,143	334,256	347,000
008	北見市	333,803	333,135	349,402	345,305	363,597
009	夕張市	431,197	422,066	452,217	442,189	455,562
010	岩見沢市	354,056	360,913	369,324	381,887	390,355
011	網走市	323,153	325,599	338,377	331,640	341,292
012	留萌市	422,532	420,480	460,584	470,832	464,285
013	苫小牧市	333,225	338,898	347,340	354,341	371,416
014	稚内市	312,418	328,218	353,646	346,255	361,989
015	美唄市	393,828	404,474	418,266	421,338	424,052
016	芦別市	436,344	444,550	481,894	485,505	493,576
017	江別市	353,218	347,052	360,371	372,878	398,752
018	赤平市	438,751	444,019	483,938	494,524	520,414
019	紋別市	341,149	374,969	360,784	349,732	364,216
020	士別市	339,151	351,534	362,753	370,816	380,396
021	名寄市	373,506	386,294	403,540	432,817	424,321
022	三笠市	447,625	479,843	479,700	487,239	493,694
023	根室市	320,431	321,460	326,965	345,067	357,922
024	千歳市	347,241	347,275	355,552	359,866	378,309
025	滝川市	399,885	403,238	409,550	417,036	435,102
026	砂川市	427,328	440,681	428,533	445,003	488,490
028	深川市	402,282	391,080	426,582	418,658	438,627
029	富良野市	349,099	341,833	349,083	338,841	339,497
030	登別市	406,585	424,991	432,757	442,885	439,092
031	恵庭市	351,597	358,788	367,854	391,893	404,568
033	伊達市	406,183	420,898	410,152	417,942	423,359
034	北広島市	365,009	372,658	395,731	403,141	407,559
035	石狩市	343,736	346,623	354,534	366,933	385,927
036	当別町	336,130	328,426	344,127	337,593	341,758
037	新篠津村	279,125	288,091	337,311	334,008	334,335
040	松前町	359,611	392,853	408,120	451,958	466,794
041	福島町	406,472	422,316	438,076	430,026	454,537
042	知内町	370,138	348,415	324,784	363,529	414,278
043	木古内町	353,224	363,354	373,128	393,529	408,509
044	北斗市	368,641	371,647	378,240	368,183	390,584
046	七飯町	347,497	366,514	389,773	384,558	410,859
051	鹿部町	283,729	301,297	322,072	302,027	321,931
053	森町	343,527	352,318	364,736	362,632	384,705
054	八雲町	368,000	381,058	402,771	397,608	419,033
055	長万部町	387,745	349,333	358,878	380,538	396,013
056	江差町	346,527	345,359	337,604	366,903	358,623
057	上ノ国町	371,174	397,913	394,741	388,488	401,607
058	厚沢部町	337,653	325,717	354,889	388,879	377,599
059	乙部町	307,334	371,042	381,513	394,543	386,108
062	奥尻町	413,634	367,209	373,563	409,167	419,560
064	せたな町	397,861	420,287	430,305	461,575	436,934
065	今金町	355,475	369,710	395,575	383,139	405,387
067	寿都町	432,512	447,057	456,264	457,760	449,532
077	岩内町	382,112	407,093	418,241	440,251	437,043

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	H23	H24	H25	H26	H27
083	余市町	396,342	414,539	430,706	437,193	465,334
087	南幌町	333,722	313,016	358,030	407,107	410,632
090	由仁町	374,688	417,753	410,933	420,054	425,531
091	長沼町	335,692	366,882	400,382	373,710	376,782
092	栗山町	358,787	371,387	392,219	401,725	418,267
093	月形町	347,171	338,706	338,954	340,024	351,309
094	空知中部広域連合	426,295	420,047	416,453	428,380	465,980
096	妹背牛町	391,909	394,144	362,583	339,085	368,713
097	秩父別町	347,124	331,498	333,656	336,477	361,280
099	北竜町	337,478	347,520	338,909	430,361	397,297
100	沼田町	363,202	345,929	322,124	348,296	365,256
101	幌加内町	354,410	286,730	335,554	396,405	389,534
102	鷹栖町	338,878	324,012	351,275	351,986	345,241
104	当麻町	347,836	347,259	347,428	338,109	395,552
105	比布町	397,039	400,912	384,118	401,346	429,747
106	愛別町	366,126	353,653	358,797	384,701	396,491
107	上川町	412,176	382,382	413,008	412,343	431,309
110	上富良野町	327,021	332,059	348,703	361,536	369,326
111	中富良野町	303,025	299,125	305,596	286,068	302,887
112	南富良野町	454,270	397,459	401,899	390,983	361,036
113	占冠村	304,142	272,737	271,328	330,995	315,939
114	和寒町	354,343	341,014	315,761	343,921	361,667
115	剣淵町	310,420	320,076	325,447	344,011	367,832
118	下川町	422,802	436,920	438,765	439,012	394,071
119	美深町	407,434	413,633	357,443	340,557	340,367
120	音威子府村	438,604	376,124	472,306	386,379	457,224
121	中川町	284,167	366,448	346,047	322,334	394,466
122	増毛町	401,286	420,671	415,866	399,856	423,609
123	小平町	412,531	462,644	430,780	420,669	402,098
124	苫前町	344,941	358,169	381,533	395,925	339,836
125	羽幌町	390,354	395,997	423,721	393,368	419,050
126	初山別村	499,742	543,834	526,295	645,052	657,915
127	遠別町	298,357	330,233	311,488	310,464	376,445
128	天塩町	362,093	340,975	371,204	407,270	412,794
129	幌延町	289,453	271,554	281,522	310,876	290,629
130	猿払村	275,762	264,850	292,124	274,836	285,362
131	浜頓別町	359,657	353,665	361,495	375,155	393,951
132	中頓別町	413,472	380,343	417,924	402,329	444,221
133	枝幸町	342,795	318,508	320,837	321,816	333,582
135	豊富町	278,574	248,225	270,520	285,404	275,448
136	礼文町	313,898	330,628	302,821	318,801	307,679
137	利尻町	377,381	378,624	396,365	398,285	375,676
138	利尻富士町	315,443	315,423	337,655	336,449	378,889
140	大空町	271,538	253,614	281,171	289,773	314,840
141	美幌町	360,200	372,464	360,656	363,605	385,320
142	津別町	361,645	365,493	382,192	375,605	361,596
143	斜里町	306,950	303,293	307,449	319,487	332,609
144	清里町	332,393	324,174	322,312	314,453	364,037
145	小清水町	311,882	301,209	314,210	291,108	316,143
147	訓子府町	314,284	299,036	312,147	329,925	326,858
148	置戸町	301,816	329,446	332,022	323,246	326,356
150	佐呂間町	282,452	288,009	312,346	334,323	315,612
153	遠軽町	365,649	344,472	353,789	361,317	385,620
157	湧別町	273,059	295,474	308,916	302,569	281,756
158	滝上町	405,164	429,965	397,571	419,130	393,398

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	H23	H24	H25	H26	H27
159	興部町	302,891	326,676	332,955	357,788	333,250
160	西興部村	320,218	401,974	459,370	358,226	345,836
161	雄武町	289,963	279,553	308,740	281,551	303,585
162	豊浦町	379,387	424,378	401,080	423,485	398,829
163	洞爺湖町	400,719	408,871	449,288	446,617	431,021
166	壮瞥町	384,721	422,061	436,641	424,135	500,724
167	白老町	389,221	401,292	422,071	425,776	439,025
169	安平町	342,581	334,845	348,902	374,677	389,111
170	厚真町	300,814	310,186	326,147	351,951	356,930
171	むかわ町	319,435	313,213	344,956	344,220	374,426
174	平取町	270,622	286,339	293,323	297,050	299,381
175	日高町	294,557	304,615	333,138	294,672	312,462
176	新冠町	287,692	264,187	286,849	281,822	322,433
177	新ひだか町	321,064	336,906	333,494	337,326	357,224
179	浦河町	329,574	331,398	343,936	364,758	355,044
180	様似町	315,109	348,976	372,375	399,934	380,994
181	えりも町	288,692	278,712	302,441	318,537	366,264
182	音更町	328,646	323,342	333,020	323,856	338,694
183	士幌町	283,071	299,965	287,063	286,194	291,936
184	上士幌町	271,030	296,270	341,850	336,906	328,242
185	鹿追町	277,550	303,328	298,376	319,223	320,417
186	新得町	325,369	331,921	341,455	346,235	386,371
187	清水町	307,615	322,284	327,827	339,390	327,244
188	芽室町	301,611	284,003	303,897	304,447	321,820
189	中札内村	283,508	302,366	284,874	327,209	305,594
190	更別村	221,979	245,580	279,084	239,997	253,928
192	大樹町	284,356	307,578	328,556	313,957	328,803
193	広尾町	332,205	339,961	366,493	337,898	352,155
194	幕別町	305,923	309,432	313,140	325,223	329,505
195	池田町	329,260	307,854	312,153	344,918	350,387
196	豊頃町	309,483	335,658	310,894	333,386	313,960
197	本別町	324,681	326,701	315,089	343,961	354,359
198	足寄町	319,446	328,813	327,473	356,815	328,721
199	陸別町	395,226	404,159	418,265	432,367	417,553
200	浦幌町	282,724	302,819	313,971	308,583	334,973
201	釧路町	318,608	326,868	340,187	351,391	345,001
202	厚岸町	308,691	311,068	323,760	340,013	350,177
203	浜中町	274,276	272,779	281,061	285,364	292,561
204	標茶町	263,019	298,468	272,502	278,546	296,231
205	弟子屈町	338,071	353,559	330,069	358,261	360,973
207	鶴居村	272,381	301,704	330,789	295,750	308,354
208	白糠町	342,941	341,598	359,543	398,262	389,581
210	別海町	228,475	228,478	239,964	237,800	253,609
211	中標津町	269,846	272,998	279,311	268,683	299,686
212	標津町	273,536	277,384	279,141	279,411	319,324
213	羅臼町	248,572	237,381	224,090	235,623	292,375
251	大雪地区広域連合	317,721	336,417	344,262	336,308	329,651
252	後志広域連合	354,744	363,111	362,393	373,397	373,577
	北海道	348,960	353,697	364,012	369,929	383,551
	全国	308,668	315,858	324,543	333,461	349,697

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(3) 保険者別一人当たり医療費の状況(平成26年度)

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	一人当たり医療費			
		計	入院	入院外+調剤	歯科
001	札幌市	358,837	158,079	174,004	26,754
002	函館市	385,087	164,320	196,989	23,778
003	小樽市	452,276	212,879	210,371	29,026
004	旭川市	379,645	160,391	195,289	23,965
005	室蘭市	439,339	210,402	203,427	25,511
006	釧路市	369,473	151,038	192,097	26,337
007	帯広市	330,561	127,214	176,113	27,234
008	北見市	341,487	130,015	188,742	22,730
009	夕張市	439,812	204,423	207,921	27,468
010	岩見沢市	379,731	163,494	191,174	25,062
011	網走市	328,683	137,249	169,955	21,478
012	留萌市	468,504	219,511	229,780	19,213
013	苫小牧市	352,036	143,000	185,545	23,490
014	稚内市	342,592	143,859	175,553	23,180
015	美唄市	418,708	166,165	227,192	25,351
016	芦別市	482,840	247,507	207,010	28,323
017	江別市	368,935	153,130	189,858	25,947
018	赤平市	491,420	263,492	205,040	22,888
019	紋別市	345,920	151,344	173,605	20,970
020	士別市	363,839	143,923	196,839	23,077
021	名寄市	428,247	194,318	208,386	25,543
022	三笠市	485,145	246,329	216,400	22,416
023	根室市	342,928	161,132	159,182	22,613
024	千歳市	356,958	149,199	184,843	22,916
025	滝川市	413,966	192,688	194,589	26,689
026	砂川市	441,989	206,507	213,089	22,393
028	深川市	415,609	190,305	196,995	28,309
029	富良野市	334,917	146,396	163,848	24,673
030	登別市	439,132	211,256	201,843	26,032
031	恵庭市	388,735	170,603	190,366	27,766
033	伊達市	414,714	191,008	200,548	23,158
034	北広島市	399,151	171,362	199,646	28,144
035	石狩市	363,788	162,873	176,552	24,362
036	当別町	333,032	145,133	165,278	22,621
037	新篠津村	332,280	108,351	197,777	26,152
040	松前町	450,529	230,532	197,152	22,845
041	福島町	429,019	175,563	232,070	21,386
042	知内町	359,594	149,543	194,112	15,939
043	木古内町	388,877	153,957	214,492	20,428
044	北斗市	364,314	138,762	201,336	24,216
046	七飯町	378,952	150,622	206,273	22,056
051	鹿部町	298,503	103,936	176,252	18,316
053	森町	359,276	152,156	187,169	19,951
054	八雲町	394,487	209,248	164,871	20,368
055	長万部町	377,287	170,315	181,528	25,445
056	江差町	364,564	151,700	183,674	29,190
057	上ノ国町	385,106	168,423	193,088	23,595
058	厚沢部町	385,884	181,512	182,428	21,944
059	乙部町	392,132	169,270	200,340	22,523
062	奥尻町	404,736	196,291	183,887	24,557
064	せたな町	459,086	248,396	187,982	22,708
065	今金町	380,455	191,789	166,272	22,394
067	寿都町	455,737	224,330	207,422	23,984
077	岩内町	436,083	225,233	189,579	21,271

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	一人当たり医療費			
		計	入院	入院外+調剤	歯科
083	余市町	432,951	208,695	197,953	26,303
087	南幌町	403,250	172,587	199,865	30,798
090	由仁町	417,829	184,259	208,691	24,879
091	長沼町	371,048	156,283	185,364	29,400
092	栗山町	397,837	163,529	205,737	28,571
093	月形町	338,867	121,186	194,597	23,085
094	空知中部広域連合	426,023	192,233	211,352	22,437
096	妹背牛町	337,095	130,915	176,541	29,638
097	秩父別町	335,360	118,961	185,608	30,790
099	北竜町	427,537	212,029	192,893	22,615
100	沼田町	346,278	149,073	164,348	32,857
101	幌加内町	394,933	192,516	185,675	16,742
102	鷹栖町	343,092	143,738	177,731	21,623
104	当麻町	332,498	125,036	182,827	24,635
105	比布町	396,346	181,028	191,868	23,451
106	愛別町	380,448	167,884	187,438	25,127
107	上川町	408,072	190,563	190,286	27,224
110	上富良野町	355,227	153,611	176,810	24,805
111	中富良野町	282,603	103,949	159,268	19,386
112	南富良野町	388,387	170,763	195,013	22,611
113	占冠村	330,091	151,874	165,579	12,638
114	和寒町	337,543	140,294	174,477	22,772
115	剣淵町	339,697	106,409	203,701	29,587
118	下川町	433,353	205,175	206,654	21,524
119	美深町	337,219	125,417	190,627	21,175
120	音威子府村	386,063	116,975	237,766	31,322
121	中川町	321,609	114,532	183,842	23,236
122	増毛町	398,709	163,756	211,889	23,064
123	小平町	418,871	176,400	223,997	18,474
124	苫前町	392,030	180,654	190,385	20,991
125	羽幌町	391,160	163,942	207,621	19,597
126	初山別村	643,715	249,133	375,357	19,225
127	遠別町	309,175	115,674	173,177	20,323
128	天塩町	405,857	199,933	185,246	20,677
129	幌延町	309,831	141,419	146,037	22,375
130	猿払村	273,405	102,311	143,884	27,210
131	浜頓別町	370,579	158,467	188,667	23,445
132	中頓別町	400,506	137,289	232,654	30,564
133	枝幸町	318,537	134,416	159,256	24,865
135	豊富町	284,594	120,141	145,552	18,901
136	礼文町	317,749	140,359	155,076	22,314
137	利尻町	397,249	197,289	175,133	24,826
138	利尻富士町	334,342	160,379	140,500	33,463
140	大空町	286,888	106,179	158,437	22,272
141	美幌町	358,223	146,432	188,266	23,526
142	津別町	372,541	138,381	210,532	23,627
143	斜里町	316,019	143,678	152,266	20,075
144	清里町	311,602	128,945	162,106	20,552
145	小清水町	289,173	97,081	171,856	20,236
147	訓子府町	325,283	138,058	163,893	23,331
148	置戸町	316,619	130,940	163,303	22,376
150	佐呂間町	331,101	149,256	160,507	21,339
153	遠軽町	358,895	161,494	174,689	22,712
157	湧別町	299,989	142,694	134,861	22,433
158	滝上町	415,355	183,365	205,907	26,083

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	計	一人当たり医療費		
			入院	入院外+調剤	歯科
159	興部町	355,728	182,523	150,229	22,976
160	西興部村	356,319	135,045	202,796	18,478
161	雄武町	278,820	111,525	145,758	21,537
162	豊浦町	421,156	207,220	190,999	22,937
163	洞爺湖町	443,376	205,368	213,842	24,166
166	壮瞥町	421,457	211,071	188,032	22,354
167	白老町	420,675	201,139	194,281	25,254
169	安平町	372,642	157,141	190,359	25,141
170	厚真町	350,947	158,552	168,558	23,837
171	むかわ町	341,753	137,779	181,550	22,424
174	平取町	294,391	112,662	162,159	19,570
175	日高町	291,733	111,139	157,757	22,837
176	新冠町	277,668	108,647	151,028	17,993
177	新ひだか町	334,139	141,518	171,170	21,451
179	浦河町	360,194	165,647	169,017	25,529
180	様似町	394,967	186,896	185,567	22,504
181	えりも町	315,221	132,803	161,731	20,686
182	音更町	320,911	108,633	185,758	26,520
183	士幌町	284,266	95,132	165,316	23,818
184	上士幌町	334,270	150,860	155,279	28,131
185	鹿追町	317,327	129,940	163,722	23,664
186	新得町	342,877	135,168	182,503	25,207
187	清水町	336,711	141,705	168,380	26,626
188	芽室町	300,887	107,242	166,561	27,084
189	中札内村	322,777	141,297	151,950	29,530
190	更別村	237,227	68,022	144,034	25,171
192	大樹町	312,368	111,087	180,659	20,622
193	広尾町	336,487	125,951	188,465	22,071
194	幕別町	320,527	121,523	173,997	25,007
195	池田町	340,842	144,721	168,308	27,813
196	豊頃町	331,267	129,693	178,154	23,420
197	本別町	340,297	142,764	176,820	20,713
198	足寄町	352,197	147,441	182,816	21,940
199	陸別町	430,558	213,451	179,683	37,423
200	浦幌町	306,937	123,641	161,927	21,369
201	釧路町	348,924	154,819	165,711	28,394
202	厚岸町	337,357	149,508	166,081	21,768
203	浜中町	284,025	123,136	142,400	18,489
204	標茶町	276,105	116,281	136,835	22,989
205	弟子屈町	356,770	160,575	174,949	21,246
207	鶴居村	293,894	126,570	137,561	29,764
208	白糠町	394,754	177,401	194,134	23,220
210	別海町	236,743	101,904	111,918	22,921
211	中標津町	266,734	106,058	140,409	20,266
212	標津町	278,563	104,309	150,223	24,031
213	羅臼町	233,936	95,701	119,420	18,815
251	大雪地区広域連合	331,586	138,450	168,948	24,188
252	後志広域連合	369,844	173,916	171,763	24,165
	北海道	366,067	158,376	182,525	25,165
	全国	333,461	126,108	177,088	24,258

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

(4) 保険者別受診率の状況(平成27年度)

(単位:件/100人当たり)

保険者 番号	保険者名	受診率			
		計	入院	入院外	歯科
001	札幌市	967.51	27.79	769.16	170.56
002	函館市	1,070.05	28.55	881.21	160.30
003	小樽市	1,160.00	39.19	935.49	185.32
004	旭川市	1,016.28	28.41	846.08	141.80
005	室蘭市	1,038.32	34.90	849.34	154.08
006	釧路市	999.03	26.25	798.74	174.05
007	帯広市	1,013.10	21.98	819.07	172.06
008	北見市	966.32	24.44	801.84	140.04
009	夕張市	1,042.98	37.89	845.85	159.24
010	岩見沢市	1,036.08	30.79	849.94	155.35
011	網走市	917.44	25.53	748.45	143.46
012	留萌市	999.28	38.35	846.69	114.25
013	苫小牧市	1,001.01	25.43	826.53	149.05
014	稚内市	819.44	27.57	676.38	115.49
015	美唄市	1,067.10	30.98	871.67	164.45
016	芦別市	1,110.56	50.44	838.06	222.06
017	江別市	1,027.69	28.14	832.11	167.44
018	赤平市	1,059.36	54.05	865.14	140.17
019	紋別市	836.01	29.77	686.16	120.09
020	士別市	977.76	26.86	807.98	142.92
021	名寄市	924.18	30.65	723.77	169.76
022	三笠市	998.50	45.94	820.98	131.59
023	根室市	823.13	30.55	669.78	122.81
024	千歳市	980.74	26.75	802.76	151.23
025	滝川市	1,037.78	36.34	813.77	187.67
026	砂川市	1,063.81	43.74	851.92	168.15
028	深川市	1,113.31	37.00	880.77	195.54
029	富良野市	892.16	27.49	710.30	154.38
030	登別市	1,065.88	34.94	868.49	162.45
031	恵庭市	1,006.32	30.10	796.88	179.34
033	伊達市	1,012.24	32.72	841.96	137.57
034	北広島市	1,069.29	28.29	860.33	180.67
035	石狩市	965.46	28.49	775.77	161.21
036	当別町	980.88	25.03	793.89	161.97
037	新篠津村	1,068.11	18.98	866.60	182.54
040	松前町	993.71	39.42	808.59	145.71
041	福島町	1,153.26	36.68	1,000.78	115.80
042	知内町	1,070.38	31.60	923.31	115.47
043	木古内町	1,040.75	29.66	877.15	133.93
044	北斗市	1,093.81	25.68	936.60	131.52
046	七飯町	1,078.09	27.32	892.65	158.13
051	鹿部町	870.68	21.84	744.58	104.27
053	森町	974.28	29.15	822.41	122.73
054	八雲町	815.75	36.37	668.43	110.95
055	長万部町	893.10	30.31	711.50	151.30
056	江差町	932.14	24.40	751.94	155.81
057	上ノ国町	1,009.42	30.38	841.77	137.27
058	厚沢部町	926.21	26.99	786.97	112.26
059	乙部町	995.75	25.12	860.57	110.07
062	奥尻町	970.77	36.81	819.05	114.91
064	せたな町	935.97	41.33	734.01	160.63
065	今金町	905.26	35.14	744.31	125.81
067	寿都町	1,102.47	38.99	864.90	198.59
077	岩内町	1,014.78	36.38	857.42	120.98

(単位:件/100人当たり)

保険者 番号	保険者名	受診率			
		計	入院	入院外	歯科
083	余市町	1,093.09	40.82	901.15	151.12
087	南幌町	1,010.19	29.89	811.62	168.69
090	由仁町	996.13	37.52	819.07	139.53
091	長沼町	1,042.18	30.71	825.63	185.84
092	栗山町	1,058.03	30.64	851.87	175.51
093	月形町	997.81	26.36	792.29	179.16
094	空知中部広域連合	1,034.16	37.49	850.45	146.22
096	妹背牛町	1,027.53	28.40	801.13	198.00
097	秩父別町	1,042.06	26.86	842.86	172.34
099	北竜町	1,007.78	33.64	812.14	162.01
100	沼田町	1,108.70	27.73	859.37	221.61
101	幌加内町	883.94	33.53	757.23	93.17
102	鷹栖町	1,027.37	21.60	870.71	135.05
104	当麻町	973.05	25.60	822.85	124.59
105	比布町	1,039.37	31.93	898.08	109.36
106	愛別町	1,063.88	28.14	900.39	135.35
107	上川町	939.69	33.88	769.49	136.33
110	上富良野町	935.81	31.76	795.25	108.80
111	中富良野町	875.21	24.89	736.28	114.04
112	南富良野町	989.30	30.56	824.79	133.94
113	占冠村	713.77	20.06	608.68	85.03
114	和寒町	936.44	26.06	796.82	113.56
115	剣淵町	927.72	19.72	769.31	138.70
118	下川町	998.28	30.29	822.09	145.90
119	美深町	937.85	26.71	752.49	158.65
120	音威子府村	1,038.04	31.29	831.29	175.46
121	中川町	1,027.98	26.84	874.08	127.06
122	増毛町	1,010.69	32.75	866.38	111.56
123	小平町	1,048.50	32.60	905.30	110.60
124	苫前町	916.13	28.12	777.88	110.13
125	羽幌町	927.02	33.62	779.10	114.30
126	初山別村	1,032.54	42.59	883.60	106.35
127	遠別町	896.92	34.72	738.47	123.73
128	天塩町	784.86	36.13	619.34	129.40
129	幌延町	797.46	24.64	632.27	140.54
130	猿払村	869.30	24.31	697.34	147.65
131	浜頓別町	894.66	30.36	763.29	101.01
132	中頓別町	937.60	33.13	772.76	131.71
133	枝幸町	779.06	28.00	631.62	119.44
135	豊富町	730.49	20.85	596.09	113.54
136	礼文町	853.90	26.80	730.20	96.90
137	利尻町	808.06	34.78	655.37	117.91
138	利尻富士町	745.57	34.55	612.39	98.64
140	大空町	937.56	23.87	782.05	131.63
141	美幌町	970.02	29.45	793.68	146.89
142	津別町	1,029.71	20.35	839.52	169.84
143	斜里町	863.86	27.79	702.69	133.38
144	清里町	913.88	31.24	743.94	138.71
145	小清水町	842.72	23.13	692.42	127.18
147	訓子府町	881.40	22.10	733.27	126.03
148	置戸町	938.48	25.48	784.90	128.10
150	佐呂間町	802.80	24.89	659.37	118.54
153	遠軽町	863.49	32.99	693.50	137.00
157	湧別町	734.77	23.91	605.11	105.76
158	滝上町	1,016.83	32.82	790.68	193.32

(単位:件/100人当たり)

保険者 番号	保険者名	受診率			
		計	入院	入院外	歯科
159	興部町	801.90	30.56	605.91	165.43
160	西興部村	965.71	21.63	807.35	136.74
161	雄武町	810.56	24.08	667.20	119.28
162	豊浦町	970.39	34.12	792.23	144.04
163	洞爺湖町	1,020.43	32.45	836.30	151.67
166	壮瞥町	952.83	43.93	787.86	121.04
167	白老町	995.03	35.49	803.37	156.16
169	安平町	993.58	31.10	822.74	139.74
170	厚真町	925.72	28.39	769.41	127.92
171	むかわ町	875.49	27.44	727.60	120.44
174	平取町	836.05	21.06	702.90	112.09
175	日高町	807.21	23.31	664.12	119.78
176	新冠町	782.60	23.20	657.34	102.07
177	新ひだか町	925.67	27.47	761.08	137.12
179	浦河町	895.67	27.79	725.47	142.41
180	様似町	958.74	29.44	794.47	134.83
181	えりも町	801.32	27.04	655.57	118.71
182	音更町	1,060.78	19.83	868.87	172.08
183	士幌町	932.01	18.55	770.04	143.41
184	上士幌町	998.82	24.63	817.52	156.67
185	鹿追町	964.45	20.89	800.87	142.70
186	新得町	1,009.16	27.81	820.64	160.70
187	清水町	979.16	21.19	796.22	161.75
188	芽室町	962.74	20.63	774.80	167.31
189	中札内村	1,023.30	18.42	816.09	188.79
190	更別村	886.32	17.12	704.54	164.67
192	大樹町	936.01	22.00	756.01	158.01
193	広尾町	963.26	25.07	801.27	136.91
194	幕別町	1,024.34	21.06	848.02	155.26
195	池田町	1,043.94	24.56	837.70	181.68
196	豊頃町	976.58	18.59	812.42	145.58
197	本別町	985.10	24.41	818.62	142.07
198	足寄町	989.52	23.45	809.08	156.99
199	陸別町	1,065.08	29.53	842.62	192.94
200	浦幌町	888.00	24.55	743.46	119.99
201	釧路町	940.25	24.84	748.68	166.73
202	厚岸町	905.25	26.27	743.68	135.30
203	浜中町	824.14	22.38	691.18	110.58
204	標茶町	806.59	23.35	630.08	153.16
205	弟子屈町	898.89	27.52	765.78	105.59
207	鶴居村	836.75	26.72	666.52	143.52
208	白糠町	1,005.43	26.66	833.07	145.70
210	別海町	688.98	21.04	516.77	151.17
211	中標津町	713.52	22.39	555.59	135.54
212	標津町	798.54	25.31	634.47	138.76
213	羅臼町	620.41	23.08	487.48	109.84
251	大雪地区広域連合	932.76	23.06	762.02	147.69
252	後志広域連合	938.18	30.73	776.35	131.10
	北海道	982.64	28.36	796.29	157.99
	市計	997.07	28.61	805.48	162.99
	町村計	934.79	27.51	765.86	141.42

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

※ 本文表5(p. 7)は、「医療費の地域差分析」のデータを用いており、市町村別の数値がない。
本表は「国民健康保険事業年報」のデータを用いていることにより、全道計の数値が異なる。

(5) 賦課状況における市町村別の標準割合(平成27年度 医療分・一般)

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
001	札幌市	54.22	54.22	-	45.78	20.60	25.18
002	函館市	53.01	53.01	-	46.99	28.16	18.83
003	小樽市	57.54	57.54	-	42.46	25.68	16.78
004	旭川市	53.42	53.42	-	46.58	29.79	16.79
005	室蘭市	45.98	45.98	-	54.02	29.27	24.75
006	釧路市	50.99	50.99	-	49.01	34.22	14.79
007	帯広市	56.24	56.24	-	43.76	26.13	17.63
008	北見市	58.13	58.13	-	41.87	27.69	14.18
009	夕張市	54.06	54.06	-	45.94	32.06	13.88
010	岩見沢市	53.28	53.28	-	46.72	28.01	18.71
011	網走市	62.05	56.41	5.64	37.95	25.29	12.66
012	留萌市	49.15	44.48	4.67	50.85	29.91	20.94
013	苫小牧市	51.17	51.17	-	48.83	23.46	25.37
014	稚内市	61.42	58.32	3.10	38.58	19.15	19.43
015	美唄市	51.86	51.86	-	48.14	33.71	14.43
016	芦別市	52.10	52.10	-	47.90	26.86	21.04
017	江別市	50.57	50.57	-	49.43	30.44	18.99
018	赤平市	52.04	52.04	-	47.96	34.23	13.73
019	紋別市	66.97	63.49	3.48	33.03	20.53	12.50
020	士別市	57.38	53.05	4.33	42.62	27.61	15.01
021	名寄市	58.70	53.65	5.05	41.30	27.65	13.65
022	三笠市	51.98	45.81	6.17	48.02	27.52	20.50
023	根室市	62.40	62.40	-	37.60	24.69	12.91
024	千歳市	54.30	54.30	-	45.70	27.22	18.48
025	滝川市	49.94	49.94	-	50.06	31.42	18.64
026	砂川市	48.82	48.82	-	51.18	33.47	17.71
028	深川市	50.24	50.24	-	49.76	31.23	18.53
029	富良野市	66.30	66.30	-	33.70	22.21	11.49
030	登別市	44.73	44.73	-	55.27	34.97	20.30
031	恵庭市	53.05	53.05	-	46.95	28.71	18.24
033	伊達市	50.80	49.23	1.57	49.20	28.58	20.62
034	北広島市	47.45	47.45	-	52.55	32.01	20.54
035	石狩市	49.53	49.53	-	50.47	27.52	22.95
036	当別町	54.90	48.59	6.31	45.10	28.82	16.28
037	新篠津村	58.90	45.83	13.07	41.10	28.02	13.08
040	松前町	55.10	50.12	4.98	44.90	26.69	18.21
041	福島町	53.54	53.54	-	46.46	24.54	21.92
042	知内町	53.16	44.82	8.34	46.84	32.70	14.14
043	木古内町	50.98	44.57	6.41	49.02	33.43	15.59
044	北斗市	51.97	47.09	4.88	48.03	28.12	19.91
046	七飯町	52.88	44.37	8.51	47.12	29.01	18.11
051	鹿部町	62.32	55.91	6.41	37.68	25.59	12.09
053	森町	63.27	57.08	6.19	36.73	23.79	12.94
054	八雲町	64.20	57.86	6.34	35.80	22.18	13.62
055	長万部町	74.43	74.43	-	25.57	16.62	8.95
056	江差町	48.46	38.52	9.94	51.54	26.16	25.38
057	上ノ国町	50.11	50.11	-	49.89	27.30	22.59
058	厚沢部町	55.56	42.75	12.81	44.44	24.11	20.33
059	乙部町	46.80	46.80	-	53.20	26.87	26.33

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
062	奥尻町	53.86	49.51	4.35	46.14	21.08	25.06
064	せたな町	54.91	54.91	-	45.09	30.16	14.93
065	今金町	55.14	46.04	9.10	44.86	25.25	19.61
067	寿都町	57.59	52.40	5.19	42.41	24.31	18.10
077	岩内町	48.29	41.81	6.48	51.71	25.34	26.37
083	余市町	54.28	45.19	9.09	45.72	27.32	18.40
087	南幌町	60.45	49.07	11.38	39.55	23.53	16.02
090	由仁町	65.57	55.58	9.99	34.43	21.86	12.57
091	長沼町	68.89	58.84	10.05	31.11	19.54	11.57
092	栗山町	56.31	50.73	5.58	43.69	26.73	16.96
093	月形町	52.06	45.06	7.00	47.94	28.07	19.87
094	空知中部広域連合※	55.43	48.35	7.08	44.57	28.73	15.84
096	妹背牛町	57.27	48.64	8.63	42.73	30.70	12.03
097	秩父別町	55.68	45.82	9.86	44.32	34.52	9.80
099	北竜町	55.08	45.89	9.19	44.92	31.31	13.61
100	沼田町	52.64	37.66	14.98	47.36	32.88	14.48
101	幌加内町	55.54	45.96	9.58	44.46	34.42	10.04
102	鷹栖町	49.50	42.36	7.14	50.50	33.19	17.31
104	当麻町	51.66	45.94	5.72	48.34	28.74	19.60
105	比布町	52.44	44.63	7.81	47.56	27.16	20.40
106	愛別町	57.97	53.01	4.96	42.03	23.98	18.05
107	上川町	56.25	50.30	5.95	43.75	24.45	19.30
110	上富良野町	54.40	46.50	7.90	45.60	31.19	14.41
111	中富良野町	66.98	66.98	-	33.02	22.85	10.17
112	南富良野町	58.19	51.77	6.42	41.81	23.81	18.00
113	占冠村	56.23	47.67	8.56	43.77	23.93	19.84
114	和寒町	55.75	45.53	10.22	44.25	28.74	15.51
115	剣淵町	63.11	53.59	9.52	36.89	25.02	11.87
118	下川町	58.25	46.42	11.83	41.75	26.35	15.40
119	美深町	54.97	45.60	9.37	45.03	28.31	16.72
120	音威子府村	60.77	49.15	11.62	39.23	26.24	12.99
121	中川町	64.31	51.74	12.57	35.69	21.40	14.29
122	増毛町	57.40	54.69	2.71	42.60	31.33	11.27
123	小平町	52.72	45.74	6.98	47.28	30.56	16.72
124	苫前町	59.14	50.32	8.82	40.86	27.17	13.69
125	羽幌町	57.09	47.23	9.86	42.91	24.68	18.23
126	初山別村	60.80	56.48	4.32	39.20	21.57	17.63
127	遠別町	56.89	50.10	6.79	43.11	28.08	15.03
128	天塩町	69.47	64.32	5.15	30.53	19.51	11.02
129	幌延町	62.99	50.38	12.61	37.01	23.22	13.79
130	猿払村	88.64	87.38	1.26	11.36	8.37	2.99
131	浜頓別町	62.55	56.64	5.91	37.45	22.42	15.03
132	中頓別町	58.54	49.44	9.10	41.46	23.49	17.97
133	枝幸町	71.23	66.11	5.12	28.77	16.94	11.83
135	豊富町	60.42	54.18	6.24	39.58	25.34	14.24
136	礼文町	54.97	50.06	4.91	45.03	31.21	13.82
137	利尻町	60.19	56.05	4.14	39.81	24.46	15.35
138	利尻富士町	53.27	46.92	6.35	46.73	29.84	16.89
140	大空町	70.02	66.70	3.32	29.98	20.85	9.13
141	美幌町	63.94	57.69	6.25	36.06	22.76	13.30

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
142	津別町	63.75	57.83	5.92	36.25	24.19	12.06
143	斜里町	68.11	60.15	7.96	31.89	22.81	9.08
144	清里町	68.79	61.58	7.21	31.21	22.15	9.06
145	小清水町	74.47	63.92	10.55	25.53	16.96	8.57
147	訓子府町	62.21	59.97	2.24	37.79	26.66	11.13
148	置戸町	59.55	49.77	9.78	40.45	26.00	14.45
150	佐呂間町	69.43	66.23	3.20	30.57	21.21	9.36
153	遠軽町	53.64	44.48	9.16	46.36	29.47	16.89
157	湧別町	70.56	70.56	-	29.44	20.26	9.18
158	滝上町	59.31	46.60	12.71	40.69	19.42	21.27
159	興部町	70.65	65.17	5.48	29.35	18.82	10.53
160	西興部村	56.78	52.26	4.52	43.22	26.66	16.56
161	雄武町	70.88	63.82	7.06	29.12	19.61	9.51
162	豊浦町	64.84	59.03	5.81	35.16	19.46	15.70
163	洞爺湖町	61.99	57.33	4.66	38.01	19.73	18.28
166	壮瞥町	53.12	44.64	8.48	46.88	22.62	24.26
167	白老町	53.69	53.69	-	46.31	27.47	18.84
169	安平町	52.49	41.49	11.00	47.51	27.80	19.71
170	厚真町	59.89	50.28	9.61	40.11	25.00	15.11
171	むかわ町	58.95	52.47	6.48	41.05	25.49	15.56
174	平取町	72.36	66.35	6.01	27.64	15.61	12.03
175	日高町	60.13	51.35	8.78	39.87	22.17	17.70
176	新冠町	65.85	54.88	10.97	34.15	19.60	14.55
177	新ひだか町	56.63	45.19	11.44	43.37	23.56	19.81
179	浦河町	54.21	47.06	7.15	45.79	25.57	20.22
180	様似町	56.62	50.99	5.63	43.38	24.70	18.68
181	えりも町	70.82	62.59	8.23	29.18	17.64	11.54
182	音更町	60.75	60.75	-	39.25	25.22	14.03
183	士幌町	67.33	64.27	3.06	32.67	22.96	9.71
184	上士幌町	69.42	62.84	6.58	30.58	19.71	10.87
185	鹿追町	57.16	57.16	-	42.84	28.93	13.91
186	新得町	53.19	53.19	-	46.81	28.68	18.13
187	清水町	63.07	63.07	-	36.93	24.45	12.48
188	芽室町	64.07	64.07	-	35.93	25.06	10.87
189	中札内村	60.96	60.96	-	39.04	24.86	14.18
190	更別村	67.41	62.42	4.99	32.59	22.97	9.62
192	大樹町	59.59	59.59	-	40.41	25.88	14.53
193	広尾町	60.59	60.59	-	39.41	24.80	14.61
194	幕別町	57.27	57.27	-	42.73	26.20	16.53
195	池田町	54.48	54.48	-	45.52	28.18	17.34
196	豊頃町	66.86	62.13	4.73	33.14	22.29	10.85
197	本別町	62.27	53.80	8.47	37.73	24.58	13.15
198	足寄町	61.44	54.43	7.01	38.56	24.26	14.30
199	陸別町	63.02	56.67	6.35	36.98	23.76	13.22
200	浦幌町	67.29	62.19	5.10	32.71	16.18	16.53
201	釧路町	57.99	57.99	-	42.01	22.38	19.63
202	厚岸町	61.42	61.42	-	38.58	22.33	16.25
203	浜中町	68.81	68.81	-	31.19	21.16	10.03
204	標茶町	57.41	49.02	8.39	42.59	27.06	15.53
205	弟子屈町	57.38	57.38	-	42.62	23.49	19.13

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
207	鶴居村	57.43	48.94	8.49	42.57	28.16	14.41
208	白糠町	57.39	57.39	-	42.61	29.32	13.29
210	別海町	67.12	64.47	2.65	32.88	23.54	9.34
211	中標津町	61.51	61.51	-	38.49	23.69	14.80
212	標津町	67.44	67.44	-	32.56	20.59	11.97
213	羅臼町	63.73	63.73	-	36.27	25.40	10.87
251	大雪地区広域連合※	56.15	51.68	4.47	43.85	23.31	20.54
252	後志広域連合※	67.65	57.48	10.17	32.35	17.95	14.40
	北海道	56.24	54.57	1.67	43.76	24.64	19.12
	市計	54.05	53.75	0.30	45.95	24.98	20.97
	町村計	61.83	56.68	5.15	38.17	23.76	14.41

※空知中部広域連合、後志広域連合の値は、構成市町村の平均値である。(市町村別は下記のとおり)

※大雪地区広域連合は、統一保険料率を使用している。

— 参考 —

094 空知中部広域連合

027	歌志内市	47.83	44.77	3.06	52.17	30.87	21.30
088	奈井江町	53.71	44.65	9.06	46.29	30.88	15.41
089	上砂川町	40.91	38.80	2.11	59.09	35.71	23.38
094	浦臼町	65.69	56.74	8.95	34.31	19.38	14.93
095	新十津川町	58.19	47.90	10.29	41.81	28.19	13.62
098	雨竜町	51.31	51.31	-	48.69	34.32	14.37

252 後志広域連合

066	島牧村	52.8	45.64	7.16	47.2	26.9	20.3
068	黒松内町	56.02	44.42	11.6	43.98	27.14	16.84
069	蘭越町	76.24	65.48	10.76	23.76	12.96	10.8
070	二セコ町	61.9	50.23	11.67	38.1	22.29	15.81
071	真狩村	75.99	66.33	9.66	24.01	16.48	7.53
072	留寿都村	80.15	68.07	12.08	19.85	11.26	8.59
073	喜茂別町	50.19	36.71	13.48	49.81	27.48	22.33
074	京極町	59.2	50.95	8.25	40.8	24.27	16.53
075	倶知安町	82.47	74.1	8.37	17.53	7.77	9.76
076	共和町	65.15	52.69	12.46	34.85	20.76	14.09
078	泊村	75.39	65.56	9.83	24.61	9.45	15.16
079	神恵内村	49.27	39.29	9.98	50.73	26.06	24.67
080	積丹町	49.98	42.4	7.58	50.02	27.39	22.63
081	古平町	49.88	40.91	8.97	50.12	25.74	24.38
082	仁木町	64.81	54.51	10.3	35.19	18.83	16.36
084	赤井川村	49.35	36.47	12.88	50.65	26.55	24.1

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(6) 保険者別一人当たり所得等の状況(平成27年度)

保険者 番号	保険者名	一人当たり所得(円)		一人当たり調定額(円)		人口に占める被保険者数割合 (%)		65歳～74歳の割合(%)	
			順位		順位		順位		順位
001	札幌市	487,266	124	87,760	114	21.99	152	39.81	73
002	函館市	436,483	136	90,039	107	24.73	130	42.94	55
003	小樽市	357,048	152	80,916	135	23.56	142	50.48	8
004	旭川市	410,916	145	78,386	140	23.62	141	44.70	34
005	室蘭市	402,672	146	73,650	151	22.15	149	54.28	2
006	釧路市	421,957	141	83,690	128	23.30	146	44.68	35
007	帯広市	585,672	103	98,544	86	23.89	139	38.19	88
008	北見市	655,339	86	101,261	79	25.62	125	41.33	62
009	夕張市	453,376	133	77,138	142	30.34	72	47.53	20
010	岩見沢市	478,440	128	91,163	104	24.43	133	44.56	39
011	網走市	952,115	38	112,019	50	26.69	113	38.80	82
012	留萌市	342,794	154	77,739	141	20.21	155	52.35	7
013	苫小牧市	469,072	130	83,416	130	22.03	150	42.58	58
014	稚内市	1,039,117	32	92,468	102	24.23	137	41.18	63
015	美唄市	481,942	127	94,043	97	28.39	93	42.93	56
016	芦別市	347,530	153	63,267	155	26.67	114	53.39	3
017	江別市	488,942	123	79,967	136	23.42	143	44.70	33
018	赤平市	262,868	157	57,091	157	24.31	136	54.83	1
019	紋別市	1,121,874	23	106,247	66	27.76	101	39.88	72
020	士別市	640,062	89	108,644	60	26.99	107	45.45	30
021	名寄市	541,038	113	94,303	95	21.90	153	47.82	18
022	三笠市	306,414	156	58,013	156	26.27	119	52.66	4
023	根室市	735,000	74	107,871	63	31.35	60	32.29	126
024	千歳市	506,317	121	78,515	138	19.02	157	41.58	60
025	滝川市	422,672	140	78,440	139	23.41	144	47.99	17
026	砂川市	338,727	155	67,973	154	23.63	140	49.85	10
028	深川市	476,499	129	93,888	98	27.80	100	47.69	19
029	富良野市	701,736	76	112,886	47	27.92	98	36.87	99
030	登別市	397,133	148	74,291	150	23.28	147	52.56	6
031	恵庭市	484,707	125	86,209	119	21.20	154	46.00	27
033	伊達市	507,068	120	88,534	110	26.06	121	46.12	25
034	北広島市	461,473	131	76,769	144	23.90	138	49.05	12
035	石狩市	444,369	134	79,819	137	26.99	108	44.22	44
036	当別町	536,966	114	88,250	111	28.77	83	40.05	70
037	新篠津村	796,980	64	114,836	43	42.07	7	25.81	150
040	松前町	373,519	151	84,431	127	33.45	46	44.64	37
041	福島町	394,602	150	86,024	120	32.68	48	43.88	46
042	知内町	519,988	117	101,674	78	28.40	92	40.38	67
043	木古内町	401,520	147	86,874	118	28.39	94	48.45	13
044	北斗市	430,523	138	88,003	112	24.53	132	37.80	91
046	七飯町	437,804	135	82,479	131	25.78	123	43.19	49
051	鹿部町	756,867	70	132,172	17	46.82	3	33.47	120
053	森町	775,562	67	98,007	87	34.42	36	33.15	123
054	八雲町	847,107	55	114,731	44	31.30	62	34.23	116
055	長万部町	1,105,418	24	110,432	55	27.72	103	38.44	86
056	江差町	420,896	142	87,548	116	24.41	134	43.08	52
057	上ノ国町	415,283	143	69,722	153	26.37	117	47.17	21
058	厚沢部町	623,698	96	97,012	91	30.42	71	37.72	93
059	乙部町	395,517	149	71,703	152	26.28	118	48.33	14
062	奥尻町	429,058	139	84,910	126	28.98	82	44.51	40
064	せたな町	536,413	115	105,745	68	31.28	63	42.45	59
065	今金町	696,310	78	121,815	33	32.15	54	38.58	83
067	寿都町	483,369	126	85,484	123	25.69	124	43.38	48

保険者 番号	保険者名	一人当たり所得(円)		一人当たり調定額(円)		人口に占める被保険者数割合 (%)		65歳～74歳の割合(%)	
			順位		順位		順位		順位
077	岩内町	411,015	144	84,921	125	23.19	148	43.16	50
083	余市町	502,458	122	92,286	103	26.75	112	44.51	41
087	南幌町	699,326	77	110,866	54	26.78	111	36.21	103
090	由仁町	784,418	66	127,901	23	37.12	19	34.78	112
091	長沼町	951,654	39	141,206	8	30.97	66	35.49	107
092	栗山町	552,758	109	94,168	96	28.48	89	44.64	38
093	月形町	555,924	108	118,915	37	29.37	77	37.33	96
094	空知中部広域連合	435,708	137	150,696	5	27.18	106	45.68	29
096	妹背牛町	724,445	75	121,323	34	35.42	30	41.15	64
097	秩父別町	795,804	65	101,804	77	33.58	43	41.08	65
099	北竜町	691,336	80	132,310	16	36.09	27	38.89	80
100	沼田町	856,753	50	124,077	29	32.38	50	39.91	71
101	幌加内町	1,011,121	34	90,181	105	30.75	70	44.49	42
102	鷹栖町	576,156	104	93,322	100	26.81	110	42.90	57
104	当麻町	626,016	95	99,680	83	30.17	73	43.85	47
105	比布町	587,434	102	108,504	61	29.17	79	46.19	24
106	愛別町	673,585	82	102,110	76	33.48	45	44.35	43
107	上川町	522,118	116	81,896	133	24.61	131	52.62	5
110	上富良野町	630,438	93	111,698	51	25.18	128	43.10	51
111	中富良野町	924,485	43	110,334	56	36.33	25	31.28	134
112	南富良野町	555,990	107	82,081	132	26.86	109	33.38	122
113	占冠村	544,268	112	74,571	148	28.42	91	30.31	138
114	和寒町	695,656	79	87,628	115	36.87	22	39.73	74
115	剣淵町	854,613	52	125,799	27	37.20	17	34.20	117
118	下川町	630,801	92	98,873	85	28.31	95	44.89	31
119	美深町	670,595	83	94,638	94	28.14	97	43.01	54
120	音威子府村	773,506	68	83,615	129	19.90	156	48.08	16
121	中川町	839,767	58	85,749	121	25.31	127	44.84	32
122	増毛町	587,615	101	93,461	99	23.39	145	49.95	9
123	小平町	635,506	91	90,054	106	29.78	75	39.19	79
124	苫前町	822,339	63	154,170	3	29.78	76	36.00	105
125	羽幌町	630,325	94	97,396	89	27.38	105	46.45	23
126	初山別村	838,272	59	97,171	90	30.06	74	40.32	68
127	遠別町	837,935	60	88,788	109	26.59	115	38.06	89
128	天塩町	1,071,101	28	167,517	2	30.81	69	35.42	108
129	幌延町	980,622	37	123,734	30	25.94	122	34.02	118
130	猿払村	5,888,085	1	177,281	1	41.83	8	17.57	157
131	浜頓別町	1,230,106	19	110,311	57	29.32	78	38.47	85
132	中頓別町	610,354	97	81,420	134	27.64	104	45.78	28
133	枝幸町	2,161,605	2	124,284	28	36.99	20	31.58	132
135	豊富町	1,040,654	31	105,413	69	34.23	38	29.96	142
136	礼文町	1,084,666	26	145,385	7	37.17	18	31.56	133
137	利尻町	919,492	45	140,898	9	29.04	80	46.02	26
138	利尻富士町	593,717	100	114,720	45	31.31	61	33.41	121
140	大空町	1,338,999	16	131,748	18	38.15	16	31.26	135
141	美幌町	765,086	69	112,487	48	27.88	99	39.60	76
142	津別町	867,234	49	106,957	64	34.61	33	41.49	61
143	斜里町	2,097,289	4	130,849	20	36.70	23	30.24	139
144	清里町	1,431,711	14	130,350	21	39.23	13	29.59	144
145	小清水町	1,408,659	15	137,312	12	41.66	9	28.15	146
147	訓子府町	1,174,008	22	111,554	52	41.27	10	31.71	131
148	置戸町	873,476	48	99,721	82	36.18	26	37.58	94

保険者 番号	保険者名	一人当たり所得(円)		一人当たり調定額(円)		人口に占める被保険者数割合 (%)		65歳～74歳の割合(%)	
			順位		順位		順位		順位
150	佐呂間町	1,873,919	7	120,734	35	36.66	24	34.79	111
153	遠軽町	571,770	105	74,632	147	24.74	129	48.29	15
157	湧別町	1,637,615	9	131,284	19	38.47	15	30.57	137
158	滝上町	652,030	87	85,663	122	26.08	120	46.56	22
159	興部町	1,922,486	6	132,543	14	33.87	41	31.25	136
160	西興部村	981,339	36	98,957	84	22.01	151	34.65	113
161	雄武町	2,154,016	3	122,596	32	36.87	21	28.08	147
162	豊浦町	753,081	71	74,498	149	33.58	44	33.54	119
163	洞爺湖町	550,672	110	76,912	143	28.56	86	44.66	36
166	壮瞥町	519,131	118	75,428	145	31.82	56	38.35	87
167	白老町	460,286	132	75,135	146	32.06	55	49.64	11
169	安平町	565,560	106	87,825	113	28.68	84	44.19	45
170	厚真町	949,730	40	115,067	42	32.39	49	38.50	84
171	むかわ町	840,685	57	116,315	40	34.23	39	35.86	106
174	平取町	932,415	41	115,832	41	34.02	40	32.50	125
175	日高町	749,336	72	95,175	93	32.18	53	34.26	115
176	新冠町	830,252	61	120,558	36	34.57	34	27.50	148
177	新ひだか町	598,020	98	92,663	101	29.03	81	35.35	109
179	浦河町	596,927	99	104,735	71	28.52	88	34.29	114
180	様似町	644,942	88	109,665	58	31.18	64	36.12	104
181	えりも町	852,789	53	136,194	13	45.56	4	22.39	153
182	音更町	745,456	73	97,779	88	25.46	126	37.76	92
183	士幌町	1,594,586	10	128,433	22	38.74	14	25.62	151
184	上士幌町	1,519,122	12	118,853	38	34.57	35	31.79	129
185	鹿追町	1,545,405	11	106,137	67	34.38	37	29.29	145
186	新得町	677,400	81	87,547	117	26.59	116	40.06	69
187	清水町	1,048,419	30	108,169	62	32.33	51	36.30	101
188	芽室町	1,066,754	29	126,165	26	30.96	67	32.10	127
189	中札内村	1,318,621	18	105,147	70	30.91	68	31.76	130
190	更別村	2,001,660	5	126,875	25	41.06	11	21.99	154
192	大樹町	992,992	35	96,380	92	31.09	65	37.22	97
193	広尾町	844,843	56	103,394	73	31.46	59	36.28	102
194	幕別町	852,505	54	99,881	81	27.75	102	39.29	78
195	池田町	929,768	42	100,204	80	34.83	32	39.72	75
196	豊頃町	1,511,364	13	126,981	24	40.01	12	30.06	141
197	本別町	875,028	47	112,165	49	33.13	47	39.45	77
198	足寄町	923,676	44	103,488	72	32.27	52	38.81	81
199	陸別町	885,641	46	111,453	53	31.80	57	37.00	98
200	浦幌町	1,225,365	20	123,310	31	35.56	29	35.27	110
201	釧路町	549,264	111	103,308	74	24.39	135	37.46	95
202	厚岸町	1,079,580	27	118,041	39	33.81	42	31.95	128
203	浜中町	1,102,332	25	151,228	4	47.19	2	23.13	152
204	標茶町	1,215,437	21	108,974	59	35.86	28	30.10	140
205	弟子屈町	636,119	90	89,286	108	31.73	58	40.75	66
207	鶴居村	826,860	62	85,215	124	35.39	31	33.07	124
208	白糠町	517,918	119	102,297	75	28.53	87	43.05	53
210	別海町	1,714,107	8	138,552	10	44.89	5	21.62	155
211	中標津町	854,655	51	114,284	46	28.68	85	29.65	143
212	標津町	1,334,924	17	132,352	15	43.13	6	26.31	149
213	羅臼町	1,022,108	33	146,993	6	49.12	1	18.47	156
251	大雪地区広域連合	666,056	84	106,447	65	28.43	90	38.06	90
252	後志広域連合	658,305	85	137,983	11	28.30	96	36.72	100

出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「国民健康保険実態調査報告」
※人口に占める割合の分母は、「住民基本台帳(H28.1.1現在)」

(7) 保険料(税)率の状況(平成28年度 現年分)

保険者番号	保険者名	料 (税) 率												賦課限度額		
		所得割(%)			資産割(%)			均等割(円)			平等割(円)			(万円)		
		医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護
001	札幌市	9.02	2.75	2.85	—	—	—	17,550	5,490	6,240	33,150	10,360	8,990	54	19	16
002	函館市	10.15	4.14	3.23	—	—	—	22,390	8,910	8,770	23,340	9,260	6,940	54	19	16
003	小樽市	12.90	3.90	4.00	—	—	—	20,640	6,480	8,280	21,120	6,600	6,240	51	16	14
004	旭川市	9.90	2.72	2.33	—	—	—	23,100	6,520	6,620	20,890	5,900	4,410	53	18	14
005	室蘭市	8.40	2.90	2.80	—	—	—	20,220	12,820	13,270	26,290	—	—	54	19	16
006	釧路市	10.18	2.88	3.05	—	—	—	26,980	7,800	9,300	18,120	5,220	4,700	54	19	16
007	帯広市	10.10	2.40	2.00	—	—	—	27,400	7,500	8,600	30,000	8,400	7,000	54	19	16
008	北見市	8.80	2.80	2.10	—	—	—	27,800	9,000	9,300	23,600	6,800	6,200	54	19	16
009	夕張市	8.00	4.10	2.80	—	—	—	20,900	9,000	8,500	15,200	6,600	4,500	54	19	16
010	岩見沢市	9.90	2.70	2.20	—	—	—	25,200	6,900	13,100	29,100	8,000	—	54	19	16
011	網走市	6.30	2.20	2.00	32.00	6.00	7.50	27,500	9,500	13,400	25,500	7,500	6,900	54	19	16
012	留萌市	9.50	2.50	2.00	28.00	7.00	6.00	22,000	6,000	6,000	25,000	7,000	7,000	54	19	16
013	苫小牧市	8.22	2.50	2.23	—	—	—	17,700	7,300	6,800	30,700	5,800	6,400	51	15	13
014	稚内市	6.50	2.20	0.60	20.00	2.00	—	21,000	6,500	7,500	34,812	8,966	—	52	17	16
015	美唄市	9.50	2.90	2.30	—	—	—	30,000	8,900	10,700	23,100	6,800	6,000	54	19	16
016	芦別市	9.85	2.15	1.40	—	—	—	17,000	4,000	9,000	22,000	5,000	—	54	19	16
017	江別市	8.30	1.60	1.70	—	—	—	24,000	5,000	8,800	25,500	5,500	—	52	17	16
018	赤平市	8.86	4.02	3.80	—	—	—	15,700	6,900	9,300	10,200	4,400	—	54	19	16
019	紋別市	6.50	2.30	1.40	24.00	7.50	5.50	23,000	7,800	8,500	23,400	6,600	6,000	54	19	16
020	士別市	8.40	3.40	2.40	10.00	—	—	28,000	12,000	10,000	28,000	10,000	10,000	54	19	16
021	名寄市	7.40	3.00	2.40	20.00	9.00	4.00	21,000	10,000	10,000	18,000	8,000	8,000	54	19	16
022	三笠市	8.24	2.06	0.43	28.00	7.00	5.20	15,200	3,800	10,300	19,200	4,800	5,900	52	17	16
023	根室市	9.10	3.00	1.60	—	—	—	26,100	8,300	9,000	28,300	9,000	5,000	54	19	16
024	千歳市	8.01	2.50	2.51	—	—	—	20,900	6,600	8,100	23,000	7,300	6,400	54	19	16
025	滝川市	8.80	2.70	2.30	—	—	—	22,700	6,500	12,000	22,700	6,500	—	54	19	16
026	砂川市	8.50	3.00	2.50	—	—	—	19,900	5,900	7,000	18,300	6,500	5,000	54	19	16
028	深川市	8.40	3.20	2.40	—	—	—	25,000	10,000	13,000	27,000	12,000	—	52	17	16
029	富良野市	11.00	2.60	2.20	—	—	—	26,000	6,900	8,000	25,500	6,800	6,500	54	19	16
030	登別市	8.90	2.80	2.50	—	—	—	26,000	7,100	8,700	25,000	7,000	5,900	52	17	16
031	恵庭市	8.52	2.60	2.70	—	—	—	22,300	6,800	9,000	24,000	7,200	6,000	52	17	16
033	伊達市	8.50	2.00	2.00	7.30	2.30	1.90	25,000	6,000	6,000	30,000	7,000	7,000	54	19	16
034	北広島市	7.20	2.30	2.40	—	—	—	21,000	6,000	9,100	24,000	8,000	4,800	52	17	16
035	石狩市	8.05	2.00	2.10	—	—	—	20,000	5,400	7,100	29,500	7,600	6,900	52	17	16
036	当別町	8.30	0.70	1.50	25.00	3.00	3.00	27,000	3,000	7,000	29,000	2,500	5,500	54	19	16
037	新篠津村	4.30	1.60	1.10	5.00	—	—	24,500	8,000	6,000	28,500	8,500	6,500	54	19	16
040	松前町	11.00	3.00	1.60	40.00	10.00	10.00	21,000	7,000	7,000	25,000	5,000	5,000	52	17	16
041	福島町	11.00	3.00	2.70	—	—	—	20,000	10,000	13,000	32,000	—	—	54	19	16
042	知内町	8.80	2.90	2.00	44.00	7.50	4.50	31,000	9,000	7,500	32,000	10,000	10,000	54	19	16
043	木古内町	8.20	3.50	2.70	30.00	—	—	24,000	12,300	13,800	19,000	—	—	51	16	14
044	北斗市	9.30	2.40	1.80	26.00	7.00	—	23,800	6,200	10,000	29,100	7,600	—	54	19	16
046	七飯町	8.00	2.00	2.10	38.00	10.00	9.50	23,000	5,000	9,000	25,000	6,000	7,000	52	17	16
051	鹿部町	8.50	3.00	2.20	44.00	10.00	10.00	30,000	9,000	10,000	32,000	8,800	8,500	54	19	16
053	森町	7.50	2.00	1.10	42.00	—	2.00	24,000	8,000	6,000	26,000	5,000	5,000	52	15	14
054	八雲町	7.60	3.50	2.50	40.00	—	—	25,000	11,000	14,000	30,000	—	—	54	19	16
055	長万部町	11.50	3.75	1.50	—	—	—	27,800	8,500	6,400	27,500	8,300	6,000	50	15	13
056	江差町	7.60	2.00	1.10	56.00	14.00	7.00	21,600	5,400	6,500	32,800	8,200	7,000	52	17	16
057	上ノ国町	8.00	2.80	1.60	—	—	—	18,000	5,800	5,000	24,000	9,000	6,000	54	19	16
058	厚沢部町	5.50	1.75	0.95	47.50	17.50	7.00	20,000	6,300	6,000	30,000	9,500	7,000	54	19	16
059	乙部町	7.80	2.70	1.80	—	—	—	18,000	8,000	7,200	29,000	9,000	7,900	54	19	16
062	奥尻町	8.51	2.61	1.91	31.64	9.79	10.17	16,600	7,800	7,700	44,000	9,200	8,000	54	19	16
064	せたな町	9.64	3.21	2.06	—	—	—	28,000	9,000	9,400	24,000	7,600	5,600	54	19	16
065	今金町	7.31	2.48	1.25	49.50	12.00	10.50	27,680	9,200	8,300	41,150	9,800	8,500	54	19	16
067	寿都町	8.40	2.40	2.00	33.00	7.00	3.00	17,900	5,700	5,300	22,000	6,300	6,000	54	19	16
077	岩内町	8.20	2.30	1.25	50.00	12.00	6.50	21,000	6,400	4,600	36,000	8,700	5,600	54	19	16
083	余市町	8.30	2.20	2.50	60.00	15.00	3.00	24,500	5,800	7,200	28,600	9,000	7,000	44	12	9
087	南幌町	8.00	2.00	1.25	50.00	15.00	6.00	27,000	5,000	8,000	36,000	7,000	7,000	54	19	16
090	由仁町	11.50	2.30	2.00	57.00	13.00	6.00	32,000	9,000	10,000	40,000	7,000	8,000	54	19	16
091	長沼町	9.00	2.50	1.50	52.00	13.00	6.00	28,000	8,000	9,000	36,000	10,000	8,000	54	19	16
092	栗山町	8.10	2.10	1.50	25.00	4.00	3.00	24,000	7,000	7,000	30,000	8,000	8,000	54	19	16
093	月形町	9.50	1.80	1.80	48.00	9.00	10.00	32,000	8,000	11,000	44,000	8,000	10,000	54	19	16

保険者番号	保険者名	料 (税) 率												賦課限度額		
		所得割(%)			資産割(%)			均等割(円)			平等割(円)			(万円)		
		医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護
096	妹背牛町	8.26	0.57	0.83	54.70	5.56	8.43	44,400	5,200	11,900	37,100	4,400	7,100	54	19	16
097	秩父別町	3.58	1.24	0.87	30.19	10.50	8.48	30,000	10,400	13,000	17,400	6,000	5,100	54	19	16
099	北竜町	7.73	1.78	1.10	40.00	8.00	6.50	38,000	10,500	13,000	35,000	7,500	6,800	54	19	16
100	沼田町	3.20	2.08	0.93	50.00	—	—	30,100	13,100	19,600	30,100	11,200	—	54	19	16
101	幌加内町	1.59	0.48	0.47	29.17	8.74	—	22,700	6,800	12,000	12,800	3,800	—	54	19	16
102	鷹栖町	5.00	2.60	2.70	25.00	10.00	10.00	23,000	9,000	9,000	22,000	9,000	10,000	54	19	16
104	当麻町	8.60	2.20	1.50	27.50	9.00	5.50	29,000	8,000	7,500	36,000	9,500	7,000	54	19	16
105	比布町	6.00	4.00	4.00	30.00	10.00	5.00	20,000	11,000	12,500	28,000	13,000	10,000	54	19	16
106	愛別町	6.50	3.00	2.00	22.00	15.00	6.00	19,000	7,500	6,500	27,000	9,500	5,000	54	19	16
107	上川町	5.70	3.50	2.50	20.00	10.00	7.00	14,000	7,500	9,000	19,500	10,500	10,500	54	19	16
110	上富良野町	7.40	2.60	1.60	37.00	12.40	7.80	29,000	9,300	9,200	25,000	9,000	6,000	54	19	16
111	中富良野町	7.70	2.60	1.60	—	—	—	23,700	7,500	9,900	23,700	8,800	6,900	54	19	16
112	南富良野町	6.70	1.80	1.00	40.00	10.00	10.00	18,000	5,000	5,500	24,000	6,000	4,000	54	19	16
113	占冠村	5.50	1.80	1.00	38.00	14.00	8.00	17,000	6,000	6,000	23,000	8,600	5,000	54	19	16
114	和寒町	4.60	2.20	0.70	34.80	15.20	6.50	20,000	5,000	4,000	22,000	10,000	4,000	54	19	16
115	剣淵町	6.60	2.20	1.20	38.00	12.00	9.00	25,500	8,800	9,800	24,400	8,000	7,000	54	19	16
118	下川町	6.90	2.90	0.64	60.00	25.00	6.20	24,700	4,300	5,400	25,500	4,500	4,800	54	19	16
119	美深町	6.20	2.30	1.65	41.50	15.00	9.00	23,800	7,500	9,000	23,200	6,800	6,500	54	19	16
120	音威子府村	4.50	1.50	0.90	50.00	10.00	9.00	19,200	6,000	6,000	18,000	4,800	4,800	54	19	16
121	中川町	5.00	1.30	1.00	40.00	10.00	5.00	17,600	4,400	6,100	22,400	5,600	4,500	54	19	16
122	増毛町	8.30	2.15	1.10	20.00	15.00	5.00	24,000	8,000	7,000	18,000	6,000	6,000	54	19	16
123	小平町	6.50	1.20	0.60	40.00	9.00	6.60	27,800	7,000	4,400	28,000	6,000	3,800	54	19	16
124	苫前町	8.10	2.60	1.00	61.00	24.00	13.00	42,000	14,200	13,300	36,000	12,000	7,600	54	19	16
125	羽幌町	6.00	2.20	2.10	50.00	12.00	10.00	20,000	7,000	8,000	26,000	7,000	8,000	52	17	16
126	初山別村	6.80	1.00	0.60	30.00	7.00	7.00	26,000	4,800	6,400	38,000	6,000	3,900	54	19	16
127	遠別町	4.00	2.50	1.10	25.00	10.00	7.00	19,000	6,000	7,000	20,000	8,000	5,000	54	19	16
128	天塩町	10.60	5.20	2.00	35.00	8.00	7.00	34,600	12,800	12,200	38,400	14,200	10,200	54	19	16
129	幌延町	5.80	1.80	1.00	39.30	9.50	6.90	26,000	6,000	7,000	28,000	6,000	6,000	54	19	16
130	猿払村	6.50	1.10	0.50	20.00	5.00	5.00	37,000	8,000	8,000	32,000	6,000	6,000	54	19	16
131	浜頓別町	5.50	1.70	1.30	34.00	6.00	5.00	23,300	1,500	4,000	27,500	2,000	4,500	52	17	16
132	中頓別町	6.30	2.10	0.90	36.00	12.00	7.00	17,000	6,000	5,200	22,000	7,000	4,500	52	17	14
133	枝幸町	4.40	1.00	0.70	30.00	5.00	5.00	23,000	5,000	6,000	32,000	6,000	8,000	52	17	16
135	豊富町	5.50	1.50	0.40	20.00	5.00	4.00	26,000	2,000	5,000	28,000	2,000	6,000	52	17	16
136	礼文町	5.20	1.73	1.16	55.00	19.77	12.50	35,000	13,800	12,300	29,000	9,400	6,200	54	19	16
137	利尻町	6.50	1.90	1.40	50.00	—	8.00	30,000	8,000	7,000	31,000	7,000	6,000	54	19	16
138	利尻富士町	8.20	2.40	1.70	50.00	—	—	33,000	9,000	15,000	32,000	8,500	—	54	19	16
140	大空町	6.50	1.25	0.70	19.00	4.00	—	27,700	7,900	9,400	30,400	8,600	6,000	54	19	16
141	美幌町	7.00	2.10	1.00	30.00	5.00	2.00	24,500	7,000	8,000	26,000	10,000	8,000	54	19	16
142	津別町	6.80	1.55	0.77	30.00	8.20	7.00	24,700	6,800	8,400	24,700	6,400	5,600	54	19	16
143	斜里町	4.10	1.00	0.60	57.50	16.00	12.50	30,400	10,600	12,600	26,500	9,000	7,000	54	19	16
144	清里町	5.50	1.40	1.00	36.00	9.00	5.00	27,000	7,000	8,000	27,000	7,000	5,000	54	19	16
145	小清水町	5.78	1.27	0.90	56.75	12.40	10.25	21,100	5,700	7,000	25,900	6,900	5,100	54	19	16
147	訓子府町	5.60	1.40	0.70	10.00	20.00	4.00	29,000	3,000	7,000	29,000	3,000	5,000	54	19	16
148	置戸町	4.65	1.65	1.00	35.50	11.50	7.75	24,800	7,400	8,400	27,200	8,400	7,400	54	19	16
150	佐呂間町	5.00	1.20	0.80	16.00	6.00	3.00	28,000	7,000	9,000	28,000	7,500	5,500	54	19	16
153	遠軽町	5.60	2.00	0.70	35.00	15.00	6.00	20,000	6,000	7,000	19,400	6,400	5,000	54	19	16
157	湧別町	6.60	1.50	0.87	—	—	—	30,000	8,000	9,000	30,000	7,000	6,000	54	19	16
158	滝上町	6.00	1.90	0.91	50.00	10.00	—	15,500	6,600	12,100	29,000	5,000	—	54	19	16
159	興部町	5.50	1.15	0.62	40.00	10.55	5.40	29,000	7,700	5,300	35,000	6,800	4,000	54	19	16
160	西興部村	4.50	3.20	1.30	22.50	9.10	6.30	24,000	11,000	11,000	24,000	12,000	11,000	54	19	16
161	雄武町	3.80	1.20	0.83	30.00	10.00	—	23,000	7,000	9,000	22,000	6,000	6,000	54	19	16
162	豊浦町	6.00	1.60	0.60	41.00	11.00	10.00	15,000	4,000	6,000	22,000	6,000	3,800	54	19	16
163	洞爺湖町	8.70	2.00	1.10	23.40	9.00	4.90	16,000	4,000	4,500	25,000	6,000	4,500	52	17	16
166	壮瞥町	4.91	3.00	1.70	23.50	15.00	12.00	13,500	11,000	11,000	27,000	9,500	7,000	52	17	16
167	白老町	8.58	1.80	1.60	—	—	—	20,100	4,000	4,000	23,100	7,000	7,000	54	19	16
169	安平町	5.20	2.55	1.40	45.00	5.00	7.50	20,500	8,000	7,500	26,000	9,000	7,500	54	19	16
170	厚真町	4.27	1.03	0.70	41.67	10.08	9.86	25,415	6,149	7,209	28,518	6,899	5,879	54	19	16
171	むかわ町	6.50	2.00	0.95	40.00	40.00	15.00	26,000	7,000	8,000	30,000	9,000	6,000	51	14	12
174	平取町	8.70	2.10	0.80	45.00	14.00	9.00	19,000	5,000	6,000	28,000	5,000	5,000	54	19	16
175	日高町	5.50	2.20	1.00	50.00	20.00	5.00	18,000	5,000	5,500	26,000	7,000	5,500	54	19	16
176	新冠町	7.50	2.00	1.00	57.00	18.00	6.00	22,000	7,000	6,000	33,000	8,000	6,000	54	19	16

保険者番号	保険者名	料 (税) 率												賦課限度額		
		所得割(%)			資産割(%)			均等割(円)			平等割(円)			(万円)		
		医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護
177	新ひだか町	7.20	1.30	1.10	78.00	7.00	9.00	22,200	6,300	5,700	33,900	4,400	6,500	54	19	16
179	浦河町	8.00	1.90	1.20	53.00	13.60	11.30	26,000	7,000	6,000	36,000	7,000	6,000	54	19	16
180	様似町	8.40	2.40	1.40	38.00	12.00	12.00	26,000	4,000	7,000	36,000	4,000	4,000	54	19	16
181	えりも町	9.00	2.00	1.23	70.00	12.00	10.00	22,000	6,000	6,000	36,000	7,000	5,000	54	19	16
182	音更町	8.10	2.30	1.40	—	—	—	24,500	6,700	8,800	26,000	6,400	6,700	54	19	16
183	士幌町	4.46	2.30	0.58	11.18	9.82	4.30	26,400	9,500	9,500	28,400	11,800	9,200	54	19	16
184	上士幌町	5.60	1.50	1.00	28.50	8.70	7.00	27,000	7,500	9,600	30,200	7,700	7,800	54	19	16
185	鹿追町	3.20	1.50	0.66	—	—	—	25,000	7,800	9,600	26,000	9,800	7,200	54	19	16
186	新得町	6.50	1.80	1.07	—	—	—	24,000	6,400	8,100	27,000	8,500	6,200	54	19	16
187	清水町	6.30	1.90	1.00	—	—	—	26,000	7,000	9,500	27,000	8,000	6,900	54	19	16
188	芽室町	8.70	1.71	1.22	—	—	—	36,200	9,400	13,900	35,300	9,200	8,500	54	19	16
189	中札内村	4.10	1.45	0.60	—	—	—	22,000	6,000	12,000	26,500	8,000	—	54	19	16
190	更別村	3.20	1.60	0.55	15.00	5.00	3.60	23,000	4,000	7,200	27,000	6,000	5,400	54	19	16
192	大樹町	5.20	1.60	0.60	—	—	—	23,000	5,000	6,000	27,000	6,000	4,000	54	19	16
193	広尾町	6.83	2.31	0.69	—	—	—	24,000	7,000	5,900	27,000	8,000	3,700	54	19	16
194	幕別町	6.60	2.30	1.50	—	—	—	25,000	7,400	9,100	30,200	8,200	7,000	54	19	16
195	池田町	5.70	2.00	1.40	—	—	—	25,000	8,300	10,000	28,000	10,000	9,000	54	19	16
196	豊頃町	5.00	1.20	0.70	20.00	10.00	4.00	27,000	7,000	7,500	30,000	8,000	9,000	54	19	16
197	本別町	6.30	1.70	0.75	40.00	10.00	3.50	25,200	6,800	7,500	26,800	7,200	5,500	54	19	16
198	足寄町	5.60	2.20	0.90	25.00	—	—	24,000	7,500	7,000	24,500	8,500	6,000	54	19	16
199	陸別町	6.10	3.90	1.60	31.50	8.50	6.00	22,000	9,000	10,500	22,000	9,000	9,500	54	19	16
200	浦幌町	6.30	1.20	1.00	30.00	10.00	4.00	19,800	5,200	8,500	42,000	8,000	4,500	54	19	16
201	釧路町	9.90	3.00	2.50	—	—	—	20,400	7,700	7,600	32,200	10,000	10,400	54	19	16
202	厚岸町	7.50	3.10	1.50	—	—	—	24,000	6,000	7,000	36,000	6,000	10,000	54	19	16
203	浜中町	10.50	2.60	1.50	—	—	—	38,000	12,000	12,000	44,000	10,000	10,000	54	19	16
204	標茶町	3.40	2.30	2.20	22.00	—	—	21,000	8,500	10,000	25,000	9,000	11,000	54	19	16
205	弟子屈町	7.30	3.10	1.95	—	—	—	18,000	10,000	9,000	27,000	9,000	8,000	54	19	16
207	鶴居村	4.40	1.46	1.10	20.00	—	—	20,000	4,500	6,500	22,000	9,500	7,900	54	19	16
208	白糖町	9.95	3.05	2.25	—	—	—	26,300	9,000	10,000	21,500	8,000	5,700	54	19	16
210	別海町	4.90	1.60	1.00	10.00	5.00	2.00	30,000	7,000	6,000	30,000	9,000	4,000	54	19	16
211	中標津町	8.30	1.90	1.80	—	—	—	27,000	6,400	8,000	33,000	7,000	8,000	54	19	16
212	標津町	6.50	2.50	1.50	—	—	—	26,000	8,600	6,000	35,000	10,200	5,700	54	19	16
213	羅臼町	8.00	2.50	1.30	—	—	—	32,000	6,000	8,000	34,000	7,000	7,000	54	19	16
251	大雪地区広域連合	5.60	1.50	1.10	20.00	8.00	4.30	20,000	7,000	7,000	37,000	9,800	9,000	54	19	16

— 参考 —

094 空知中部広域連合

027	歌志内市	8.30	2.20	1.60	23.60	6.40	—	15,700	4,300	5,900	17,300	4,700	3,700	54	19	16
088	奈井江町	8.80	1.20	1.60	40.00	10.00	5.00	25,000	4,500	8,000	22,000	3,000	5,000	52	17	16
089	上砂川町	12.00	1.05	1.85	40.00	—	—	25,000	3,000	6,200	26,000	2,000	3,400	54	19	16
094	浦臼町	14.00	2.00	1.60	50.00	5.00	5.00	33,000	5,000	8,000	40,000	5,000	8,000	54	19	16
095	新十津川町	10.00	1.70	1.50	46.00	8.00	9.00	31,000	7,500	9,000	31,000	5,500	7,000	54	19	16
098	雨竜町	9.50	2.00	1.50	—	—	—	32,000	12,000	12,000	30,000	—	—	54	19	16

252 後志広域連合

066	島牧村	8.60	2.20	1.10	64.40	16.10	10.00	23,000	6,000	4,500	30,000	8,000	4,000	54	19	16
068	黒松内町	7.34	1.83	1.04	59.92	15.24	11.99	24,800	7,100	6,900	24,300	7,000	5,300	51	19	16
069	蘭越町	8.00	2.00	1.80	45.00	15.00	14.00	10,000	7,000	12,000	15,600	7,000	10,000	44	12	11
070	二七〇町	8.30	2.10	2.20	64.00	16.00	3.00	22,000	5,600	9,700	28,500	7,000	9,700	54	19	16
071	真狩村	10.00	1.00	1.00	80.00	—	—	24,000	8,000	7,000	25,000	10,000	10,000	51	16	14
072	留寿都村	10.00	1.80	2.50	80.00	—	—	18,000	6,000	9,000	30,000	8,000	10,000	52	17	16
073	喜茂別町	7.40	3.30	1.80	60.00	—	—	21,000	6,000	6,000	28,000	8,000	7,000	52	17	16
074	京極町	8.00	3.50	1.00	50.00	30.00	7.00	25,000	2,000	7,000	33,000	2,000	7,000	54	19	16
075	倶知安町	8.20	1.80	1.50	37.00	8.00	3.00	16,000	4,000	4,200	26,000	5,000	3,600	52	17	16
076	共和町	8.80	3.50	2.00	68.00	10.00	7.00	24,000	7,000	7,000	32,000	11,000	7,000	54	19	16
078	泊村	12.30	0.88	1.30	84.30	4.41	9.20	7,200	6,200	2,200	19,700	4,800	3,600	54	19	16
079	神恵内村	7.00	1.20	1.30	64.00	12.50	8.70	20,000	3,400	5,600	33,000	5,800	7,700	54	19	16
080	積丹町	7.50	1.80	1.40	60.00	19.00	13.00	24,000	7,500	9,400	38,000	6,300	6,000	51	16	14
081	古平町	8.50	3.00	1.50	80.00	10.00	14.00	20,000	5,000	7,500	30,200	7,000	4,500	54	19	16
082	仁木町	11.00	2.90	2.10	69.00	13.00	13.00	25,500	8,000	10,000	38,000	9,000	8,500	54	19	16
084	赤井川村	6.20	1.80	1.70	60.00	10.00	10.00	19,000	6,000	6,000	30,000	7,000	7,000	54	19	16

出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(8) 収納率の状況(現年度、全被保険者)

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	H23	H24	H25	H26	H27
001	札幌市	89.87	90.59	91.17	91.77	91.94
002	函館市	80.83	81.44	82.49	85.01	87.88
003	小樽市	93.80	93.96	94.30	94.88	95.17
004	旭川市	84.43	86.08	86.99	87.46	88.10
005	室蘭市	91.95	92.93	93.59	93.72	94.02
006	釧路市	83.32	83.69	84.14	84.62	85.45
007	帯広市	87.93	88.05	88.28	88.62	88.87
008	北見市	92.51	92.88	92.79	93.05	93.52
009	夕張市	94.47	96.00	96.14	96.97	97.53
010	岩見沢市	92.26	91.97	92.79	92.60	92.71
011	網走市	92.98	93.59	93.80	93.50	93.41
012	留萌市	87.67	88.68	89.70	90.63	90.25
013	苫小牧市	90.53	91.80	91.76	91.51	92.07
014	稚内市	89.67	90.70	92.08	92.45	92.95
015	美唄市	92.22	92.01	91.22	91.93	93.03
016	芦別市	96.11	95.50	95.23	96.10	96.73
017	江別市	93.65	94.33	95.47	95.90	96.26
018	赤平市	94.19	94.57	95.59	95.10	94.19
019	紋別市	91.12	91.16	93.48	93.69	94.84
020	士別市	97.00	97.48	98.41	98.29	98.23
021	名寄市	95.54	96.36	96.84	97.50	97.76
022	三笠市	96.75	96.77	96.26	95.52	95.60
023	根室市	91.41	91.70	91.76	92.29	91.87
024	千歳市	92.24	92.63	92.87	92.68	93.62
025	滝川市	92.18	93.15	93.38	93.79	93.32
026	砂川市	95.50	96.44	96.82	97.20	98.03
028	深川市	93.65	95.07	96.13	95.54	95.63
029	富良野市	94.50	95.37	95.80	96.04	96.16
030	登別市	90.42	90.91	92.19	92.80	92.53
031	恵庭市	87.71	90.16	91.79	93.16	94.20
033	伊達市	90.67	91.52	92.36	92.89	93.20
034	北広島市	88.45	88.75	89.29	92.87	94.64
035	石狩市	89.90	90.29	91.01	91.49	92.02
036	当別町	90.64	91.95	92.83	93.74	92.98
037	新篠津村	98.45	99.02	98.80	99.07	99.12
040	松前町	91.63	91.04	91.76	92.21	91.84
041	福島町	94.98	95.12	95.36	94.41	95.79
042	知内町	95.79	94.35	96.33	97.72	97.04
043	木古内町	89.17	89.95	90.91	91.69	92.68
044	北斗市	92.04	93.16	92.85	92.86	92.21
046	七飯町	91.65	91.94	93.63	94.28	95.67
051	鹿部町	90.95	92.75	94.10	91.13	90.80
053	森町	85.96	86.77	87.36	89.24	89.55
054	八雲町	92.00	92.43	93.59	94.06	94.59
055	長万部町	90.61	90.10	91.51	92.10	93.00
056	江差町	91.99	91.82	94.31	97.20	97.06
057	上ノ国町	95.71	96.07	97.44	96.28	98.18
058	厚沢部町	96.59	96.85	96.07	97.41	97.50
059	乙部町	94.46	94.50	95.60	96.77	95.68
062	奥尻町	92.65	94.07	93.26	94.80	95.14
064	せたな町	93.59	94.06	94.25	94.58	95.38
065	今金町	96.83	97.38	98.08	98.49	98.32
067	寿都町	94.48	94.85	96.77	96.05	96.65
077	岩内町	88.22	85.92	87.24	89.65	89.73

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	H23	H24	H25	H26	H27
083	余市町	89.75	89.74	90.39	91.31	92.43
087	南幌町	93.20	94.91	96.21	97.30	97.81
090	由仁町	96.86	97.38	97.95	97.32	97.41
091	長沼町	95.20	95.41	95.53	95.44	95.44
092	栗山町	94.61	95.49	95.77	95.95	96.54
093	月形町	95.84	96.16	97.02	97.52	96.44
094	空知中部広域連合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
096	妹背牛町	97.78	97.93	97.55	97.91	97.47
097	秩父別町	98.82	99.68	99.99	99.54	99.33
099	北竜町	98.68	98.33	97.96	97.58	97.39
100	沼田町	98.97	99.03	99.09	98.90	98.28
101	幌加内町	96.23	98.47	99.30	98.79	98.68
102	鷹栖町	96.30	97.08	97.33	97.57	97.94
104	当麻町	94.20	96.29	95.30	95.84	96.17
105	比布町	95.93	96.10	95.75	95.63	95.71
106	愛別町	96.31	96.41	97.85	97.69	97.99
107	上川町	95.12	96.82	97.19	97.84	98.44
110	上富良野町	97.16	97.33	97.95	98.61	99.37
111	中富良野町	97.75	97.16	97.81	97.92	98.41
112	南富良野町	97.65	96.81	96.70	98.38	97.77
113	占冠村	96.60	96.55	94.44	99.11	98.68
114	和寒町	98.98	99.51	99.19	98.83	98.96
115	剣淵町	99.68	99.75	99.39	99.34	99.59
118	下川町	98.94	98.83	98.90	99.15	98.54
119	美深町	98.30	97.40	97.69	98.78	98.65
120	音威子府村	98.81	99.93	97.59	94.36	97.00
121	中川町	98.68	99.34	97.67	98.06	99.22
122	増毛町	93.90	94.89	95.86	96.04	97.03
123	小平町	97.43	97.81	98.11	98.33	96.57
124	苫前町	97.39	97.94	97.49	97.20	95.98
125	羽幌町	96.97	97.46	98.07	98.51	99.10
126	初山別村	99.76	99.56	98.14	98.82	99.51
127	遠別町	99.44	99.10	96.94	97.47	96.54
128	天塩町	94.31	94.75	96.39	95.71	96.69
129	幌延町	98.04	98.73	99.13	99.50	99.40
130	猿払村	98.26	99.25	99.56	99.56	99.52
131	浜頓別町	95.94	98.06	98.39	98.20	97.41
132	中頓別町	98.47	97.79	98.11	97.83	97.10
133	枝幸町	96.67	96.56	97.59	97.92	98.12
135	豊富町	94.99	95.96	95.42	95.51	95.96
136	礼文町	96.01	95.39	94.81	97.51	97.02
137	利尻町	94.84	93.47	94.84	94.90	94.96
138	利尻富士町	94.96	95.69	96.73	94.39	94.35
140	大空町	98.38	98.50	99.04	99.15	99.11
141	美幌町	96.56	96.67	96.78	97.55	97.79
142	津別町	99.41	99.63	99.36	99.45	99.14
143	斜里町	99.04	99.30	99.13	99.57	99.50
144	清里町	99.21	99.46	99.48	99.38	99.10
145	小清水町	98.31	98.49	99.52	99.53	99.67
147	訓子府町	98.43	98.44	98.58	98.98	99.33
148	置戸町	97.97	98.23	98.23	98.13	98.57
150	佐呂間町	97.58	97.74	98.62	98.59	99.09
153	遠軽町	96.86	97.32	97.62	97.97	98.02
157	湧別町	97.31	97.47	97.07	98.78	98.58
158	滝上町	98.54	98.06	99.03	99.04	99.70
159	興部町	96.30	96.69	96.98	96.79	96.36

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	H23	H24	H25	H26	H27
160	西興部村	98.45	99.12	96.96	99.13	98.93
161	雄武町	96.05	96.97	98.25	99.11	99.02
162	豊浦町	97.48	96.52	95.88	97.03	96.06
163	洞爺湖町	95.11	95.32	95.09	95.24	95.92
166	壮瞥町	94.31	97.68	96.31	97.01	97.72
167	白老町	90.27	90.83	90.84	90.91	90.97
169	安平町	93.66	95.84	95.49	95.57	95.21
170	厚真町	96.24	97.41	98.23	98.56	99.40
171	むかわ町	94.61	95.27	96.01	96.40	96.61
174	平取町	95.17	95.90	97.27	97.10	97.09
175	日高町	94.61	91.34	92.01	91.58	91.06
176	新冠町	92.38	91.09	94.03	94.86	96.21
177	新ひだか町	85.92	84.86	89.86	94.84	96.21
179	浦河町	87.22	88.24	88.21	87.42	87.51
180	様似町	94.29	93.24	93.69	95.91	96.67
181	えりも町	90.74	88.36	85.25	87.82	88.32
182	音更町	93.41	92.71	93.27	93.21	93.94
183	士幌町	97.53	98.38	97.93	98.61	97.71
184	上士幌町	96.66	95.87	96.47	97.59	97.50
185	鹿追町	99.22	99.27	99.31	99.57	99.59
186	新得町	97.98	98.51	98.77	98.99	99.10
187	清水町	99.25	99.08	99.24	99.18	99.46
188	芽室町	96.66	96.56	96.66	97.16	97.21
189	中札内村	98.14	99.15	99.09	99.20	99.33
190	更別村	99.24	99.33	99.72	99.63	99.79
192	大樹町	98.62	98.20	97.07	97.82	98.06
193	広尾町	94.13	95.72	95.80	96.56	96.98
194	幕別町	96.12	96.09	96.35	96.46	96.68
195	池田町	98.26	98.28	98.41	98.73	99.27
196	豊頃町	99.10	98.65	98.75	99.27	99.46
197	本別町	94.21	95.67	96.87	96.54	97.45
198	足寄町	97.26	97.10	97.70	98.16	98.03
199	陸別町	98.49	97.68	97.93	98.24	97.80
200	浦幌町	97.54	97.71	98.01	98.23	98.23
201	釧路町	92.67	94.42	94.71	94.87	95.31
202	厚岸町	93.40	94.65	97.18	97.53	97.14
203	浜中町	96.96	98.01	97.26	97.17	97.39
204	標茶町	94.89	94.14	95.55	96.26	96.80
205	弟子屈町	92.23	92.97	93.82	94.08	95.68
207	鶴居村	96.59	97.12	97.26	97.63	98.40
208	白糠町	88.31	88.93	93.04	93.49	94.53
210	別海町	94.98	95.67	95.80	96.50	97.81
211	中標津町	90.99	92.13	93.46	92.88	94.20
212	標津町	93.60	94.54	95.14	95.40	95.63
213	羅臼町	91.14	92.91	92.70	92.47	93.50
251	大雪地区広域連合	94.79	95.41	96.11	96.87	96.77
252	後志広域連合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	北海道	90.69	91.33	91.94	92.56	93.04
	市計	89.11	89.87	90.49	91.16	91.67
	町村計	95.08	95.35	95.91	96.33	96.63
	全国	89.39	89.86	90.42	90.95	91.45

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(9)レセプト点検の状況(平成27年度)

保険者番号	保険者名	一件当たり点検効果額(円)	点検効果率(%)
001	札幌市	1,610	0.58
002	函館市	2,920	0.87
003	小樽市	2,561	0.65
004	旭川市	1,505	0.45
005	室蘭市	3,309	1.05
006	釧路市	2,102	0.66
007	帯広市	1,894	0.67
008	北見市	2,133	0.80
009	夕張市	1,701	0.44
010	岩見沢市	1,664	0.51
011	網走市	1,022	0.37
012	留萌市	1,687	0.49
013	苫小牧市	3,221	1.04
014	稚内市	2,142	0.71
015	美唄市	4,296	1.22
016	芦別市	2,340	0.56
017	江別市	1,364	0.41
018	赤平市	1,329	0.30
019	紋別市	4,540	1.72
020	士別市	1,721	0.56
021	名寄市	3,177	0.88
022	三笠市	789	0.21
023	根室市	1,159	0.39
024	千歳市	2,662	0.96
025	滝川市	2,568	0.70
026	砂川市	926	0.25
028	深川市	2,103	0.65
029	富良野市	2,036	0.74
030	登別市	2,277	0.61
031	恵庭市	2,734	0.93
033	伊達市	3,101	0.88
034	北広島市	2,849	0.96
035	石狩市	2,374	0.84
036	当別町	1,355	0.48
037	新篠津村	2,063	0.89
040	松前町	1,083	0.27
041	福島町	1,198	0.32
042	知内町	414	0.12
043	木古内町	870	0.25
044	北斗市	1,993	0.63
046	七飯町	809	0.24
051	鹿部町	565	0.24
053	森町	1,580	0.50
054	八雲町	1,933	0.56
055	長万部町	782	0.27
056	江差町	1,679	0.58
057	上ノ国町	958	0.29
058	厚沢部町	3,149	0.97
059	乙部町	1,267	0.41
062	奥尻町	639	0.19
064	せたな町	1,524	0.41
065	今金町	725	0.19
067	寿都町	5,693	1.48

保険者番号	保険者名	一件当たり点検効果額(円)	点検効果率(%)
077	岩内町	1,051	0.28
083	余市町	2,303	0.59
087	南幌町	2,577	0.75
090	由仁町	1,247	0.36
091	長沼町	280	0.09
092	栗山町	1,924	0.56
093	月形町	846	0.30
094	空知中部広域連合	1,104	0.28
096	妹背牛町	399	0.13
097	秩父別町	2,321	0.77
099	北竜町	5,305	1.58
100	沼田町	1,734	0.65
101	幌加内町	169	0.05
102	鷹栖町	1,640	0.58
104	当麻町	1,057	0.33
105	比布町	1,465	0.42
106	愛別町	224	0.08
107	上川町	2,106	0.59
110	上富良野町	1,854	0.67
111	中富良野町	972	0.40
112	南富良野町	452	0.15
113	占冠村	2,198	0.79
114	和寒町	1,700	0.58
115	剣淵町	1,889	0.65
118	下川町	880	0.30
119	美深町	1,715	0.64
120	音威子府村	926	0.28
121	中川町	489	0.16
122	増毛町	2,951	0.85
123	小平町	1,194	0.35
124	苫前町	1,988	0.71
125	羽幌町	2,842	0.82
126	初山別村	989	0.21
127	遠別町	977	0.37
128	天塩町	7,981	2.27
129	幌延町	482	0.23
130	猿払村	943	0.42
131	浜頓別町	1,642	0.52
132	中頓別町	3,738	0.99
133	枝幸町	1,616	0.59
135	豊富町	1,716	0.78
136	礼文町	5,590	2.16
137	利尻町	1,406	0.46
138	利尻富士町	838	0.30
140	大空町	2,192	0.97
141	美幌町	2,217	0.70
142	津別町	532	0.20
143	斜里町	1,566	0.58
144	清里町	365	0.12
145	小清水町	11,579	4.45
147	訓子府町	4,397	1.71
148	置戸町	1,008	0.31
150	佐呂間町	3,263	1.26

保険者番号	保険者名	一件当たり点検効果額(円)	点検効果率(%)
153	遠軽町	1,473	0.46
157	湧別町	1,006	0.44
158	滝上町	965	0.33
159	興部町	1,888	0.67
160	西興部村	12,931	4.31
161	雄武町	2,463	1.10
162	豊浦町	998	0.30
163	洞爺湖町	3,258	0.88
166	壮瞥町	2,225	0.51
167	白老町	2,413	0.66
169	安平町	846	0.30
170	厚真町	1,424	0.47
171	むかわ町	1,204	0.38
174	平取町	837	0.34
175	日高町	194	0.08
176	新冠町	2,269	0.84
177	新ひだか町	1,554	0.53
179	浦河町	2,023	0.69
180	様似町	5,207	1.66
181	えりも町	1,184	0.46
182	音更町	1,503	0.55
183	士幌町	890	0.38
184	上士幌町	1,899	0.71
185	鹿追町	880	0.37
186	新得町	1,021	0.32
187	清水町	1,492	0.56
188	芽室町	2,008	0.77
189	中札内村	576	0.23
190	更別村	5,371	2.87
192	大樹町	2,650	0.97
193	広尾町	2,139	0.75
194	幕別町	573	0.24
195	池田町	1,475	0.50
196	豊頃町	3,172	1.26
197	本別町	851	0.30
198	足寄町	2,038	0.86
199	陸別町	818	0.24
200	浦幌町	1,388	0.50
201	釧路町	1,234	0.44
202	厚岸町	1,604	0.63
203	浜中町	454	0.20
204	標茶町	2,927	1.34
205	弟子屈町	3,894	1.30
207	鶴居村	1,577	0.62
208	白糠町	1,724	0.53
210	別海町	2,217	1.09
211	中標津町	1,373	0.57
212	標津町	835	0.33
213	羅臼町	1,507	0.64
251	大雪地区広域連合	1,729	0.64
252	後志広域連合	2,893	0.93
	北海道	1,946	0.65

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(10) 交通事故に係る第三者求償実績(被保険者1,000人当たり)

保険者 番号	保険者名	H25		H26		H27	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
001	札幌市	0.67	319,000	0.66	262,000	0.59	199,000
002	函館市	0.28	130,000	0.54	379,000	1.17	879,000
003	小樽市	0.09	106,000	0.29	172,000	0.03	3,000
004	旭川市	0.80	238,000	0.75	350,000	1.20	656,000
005	室蘭市	0.41	364,000	0.38	323,000	0.59	348,000
006	釧路市	0.22	455,000	0.27	139,000	0.28	467,000
007	帯広市	0.73	395,000	0.64	200,000	0.71	437,000
008	北見市	0.70	139,000	0.52	139,000	0.41	185,000
009	夕張市	2.19	188,000	0.33	50,000	1.41	1,252,000
010	岩見沢市	7.44	302,000	8.13	749,000	0.88	2,738,000
011	網走市	3.84	241,000	1.05	428,000	0.59	24,000
012	留萌市	0.20	100,000	0.41	112,000	0.22	78,000
013	苫小牧市	0.55	255,000	0.93	369,000	0.71	172,000
014	稚内市	0.83	606,000	0.43	452,000	0.46	100,000
015	美唄市	0.80	814,000	1.39	337,000	1.89	139,000
016	芦別市	0.00	0	1.14	706,000	0.97	293,000
017	江別市	0.00	0	0.03	53,000	0.14	469,000
018	赤平市	0.62	233,000	1.35	266,000	3.61	198,000
019	紋別市	0.00	0	0.00	0	0.32	1,084,000
020	士別市	0.50	676,000	0.18	20,000	0.00	0
021	名寄市	1.60	972,000	1.81	770,000	3.15	248,000
022	三笠市	0.70	821,000	1.10	1,332,000	0.00	0
023	根室市	2.91	315,000	2.37	98,000	0.90	29,000
024	千歳市	1.12	333,000	0.84	348,000	1.95	397,000
025	滝川市	1.03	458,000	0.97	230,000	1.32	261,000
026	砂川市	0.63	261,000	0.00	0	0.23	104,000
028	深川市	0.59	27,000	0.91	1,283,000	0.96	584,000
029	富良野市	0.44	98,000	0.46	35,000	1.25	276,000
030	登別市	0.71	65,000	0.40	330,000	1.42	978,000
031	恵庭市	0.13	37,000	0.65	189,000	0.27	72,000
033	伊達市	0.20	84,000	0.31	138,000	1.05	96,000
034	北広島市	1.38	426,000	0.74	218,000	0.63	418,000
035	石狩市	0.97	369,000	0.76	110,000	0.67	137,000
036	当別町	0.19	239,000	0.39	24,000	0.61	42,000
037	新篠津村	3.46	373,000	0.00	0	0.00	0
040	松前町	0.64	345,000	0.67	201,000	0.36	43,000
041	福島町	1.17	102,000	0.61	17,000	0.00	0
042	知内町	0.00	0	0.70	215,000	0.00	0
043	木古内町	0.00	0	0.00	0	1.50	91,000
044	北斗市	0.00	0	0.00	0	3.37	28,000
046	七飯町	0.12	1,000	0.38	39,000	0.00	0

保険者 番号	保険者名	H25		H26		H27	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
051	鹿部町	0.00	0	0.96	204,000	1.00	214,000
053	森町	1.10	214,000	0.16	28,000	0.34	50,000
054	八雲町	1.00	1,817,000	0.87	426,000	0.91	505,000
055	長万部町	0.00	0	0.00	0	0.59	11,000
056	江差町	0.86	399,000	2.28	301,000	0.00	0
057	上ノ国町	0.62	423,000	1.99	1,693,000	0.70	65,000
058	厚沢部町	2.13	2,115,000	1.48	2,088,000	0.00	0
059	乙部町	0.79	54,000	0.00	0	0.00	0
064	せたな町	0.32	478,000	0.34	90,000	0.00	0
065	今金町	0.00	0	1.04	288,000	0.00	0
077	岩内町	0.53	22,000	0.29	201,000	0.00	0
083	余市町	0.68	282,000	6.96	90,000	0.19	13,000
087	南幌町	7.19	2,111,000	3.03	1,105,000	1.84	1,670,000
090	由仁町	0.89	432,000	0.00	0	0.96	815,000
091	長沼町	2.35	1,505,000	13.89	727,000	0.28	8,000
092	栗山町	1.00	377,000	0.00	0	0.55	509,000
094	空知中部広域連合	0.66	385,000	0.28	11,000	0.30	275,000
096	妹背牛町	1.61	684,000	0.85	1,154,000	0.87	57,000
099	北竜町	0.00	0	0.00	0	5.28	8,294,000
100	沼田町	0.88	855,000	0.00	0	0.00	0
102	鷹栖町	0.00	0	0.00	0	0.51	23,000
104	当麻町	0.88	31,000	0.00	0	0.00	0
105	比布町	1.55	165,000	0.00	0	1.75	1,300,000
106	愛別町	2.70	788,000	0.00	0	0.00	0
107	上川町	1.82	105,000	0.96	12,000	2.04	10,000
110	上富良野町	0.00	0	0.00	0	1.06	110,000
111	中富良野町	0.00	0	0.00	0	0.53	52,000
115	剣淵町	1.52	5,000	0.80	35,000	4.13	1,315,000
118	下川町	0.00	0	0.00	0	1.01	232,000
119	美深町	0.00	0	0.00	0	0.78	86,000
123	小平町	0.00	0	0.00	0	1.00	686,000
125	羽幌町	3.04	237,000	0.00	0	0.00	0
128	天塩町	0.00	0	0.00	0	1.95	1,275,000
129	幌延町	4.39	22,000	1.53	5,000	0.00	0
130	猿払村	0.00	0	0.90	9,000	3.55	866,000
131	浜頓別町	0.00	0	0.87	2,220,000	0.00	0
133	枝幸町	0.31	334,000	0.00	0	0.33	15,000
140	大空町	0.63	92,000	0.00	0	0.00	0
141	美幌町	0.82	141,000	0.00	0	1.23	527,000
142	津別町	0.00	0	0.55	55,000	0.00	0
143	斜里町	0.00	0	0.00	0	0.46	145,000
145	小清水町	0.88	796,000	0.46	276,000	0.93	23,000
147	訓子府町	13.78	404,000	3.13	9,000	1.85	75,000

保険者 番号	保険者名	H25		H26		H27	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
148	置戸町	0.00	0	5.97	47,000	0.00	0
150	佐呂間町	0.00	0	0.49	127,000	0.00	0
153	遠軽町	0.18	1,394,000	0.19	525,000	0.19	175,000
157	湧別町	0.26	2,059,000	0.27	19,000	0.56	76,000
161	雄武町	0.00	0	0.00	0	1.19	1,907,000
166	壮瞥町	0.00	0	1.08	30,000	2.31	1,017,000
167	白老町	0.32	80,000	0.82	202,000	0.85	700,000
170	厚真町	6.22	27,000	0.00	0	0.00	0
171	むかわ町	0.90	75,000	0.31	0	1.31	581,000
175	日高町	0.22	17,000	0.00	0	0.00	0
176	新冠町	0.00	0	0.98	29,000	1.01	29,000
177	新ひだか町	0.00	0	0.27	312,000	0.14	91,000
179	浦河町	0.00	0	0.00	0	0.54	1,134,000
182	音更町	1.12	13,000	2.07	213,000	0.08	1,000
183	士幌町	2.27	471,000	1.57	43,000	1.20	7,000
184	上士幌町	0.00	0	0.00	0	0.59	434,000
186	新得町	0.00	0	0.56	157,000	0.00	0
187	清水町	0.59	76,000	0.00	0	0.31	15,000
188	芽室町	0.47	171,000	0.16	13,000	0.00	0
189	中札内村	0.73	230,000	0.00	0	0.00	0
190	更別村	0.69	505,000	0.00	0	0.73	549,000
192	大樹町	0.00	0	1.50	174,000	0.00	0
193	広尾町	17.31	3,837,000	10.11	1,087,000	0.85	20,000
194	幕別町	0.12	124,000	0.37	77,000	0.00	0
195	池田町	0.37	99,000	3.03	25,000	1.18	2,568,000
197	本別町	0.00	0	0.38	980,000	2.00	567,000
198	足寄町	0.39	112,000	0.00	0	0.00	0
199	陸別町	2.43	701,000	1.25	650,000	0.00	0
201	釧路町	0.36	82,000	0.19	632,000	0.39	107,000
203	浜中町	0.00	0	0.33	300,000	0.00	0
204	標茶町	1.93	47,000	0.33	6,000	13.80	580,000
205	弟子屈町	0.37	668,000	0.38	130,000	0.00	0
208	白糠町	1.10	1,488,000	0.00	0	0.82	934,000
210	別海町	1.04	927,000	0.67	1,291,000	2.08	12,000
211	中標津町	0.26	214,000	0.14	123,000	0.29	78,000
212	標津町	2.83	2,178,000	0.00	0	0.00	0
213	羅臼町	0.00	0	0.69	27,000	0.00	0
251	大雪地区広域連合	0.68	557,000	0.35	281,000	1.08	140,000
252	後志広域連合	0.75	140,000	0.50	85,000	0.58	405,000
	北海道	0.80	290,000	0.79	254,000	0.72	337,000

出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(11) 海外療養費の支給実績

(単位:件、円)

保険者 番号	保険者名	H25		H26		H27	
		申請件数	支給額	申請件数	支給額	申請件数	支給額
001	札幌市	187	2,882,347	182	2,832,880	119	1,061,318
002	函館市	48	878,609	64	638,127	35	696,110
003	小樽市	6	1,491,185	1	48,879	6	32,586
004	旭川市	16	583,725	4	0	5	428,848
005	室蘭市	16	103,376	13	164,682		
006	釧路市	6	60,332	10	451,570	8	30,268
007	帯広市	4	72,999	7	157,885	4	90,608
008	北見市	2	58,997	7	45,839	1	5,971
009	夕張市			1	51,318		
010	岩見沢市	1	156,636	1	122,728	1	6,734
011	網走市					1	495,782
013	苫小牧市	2	15,225	7	35,483	5	72,268
014	稚内市			1	6,835		
015	美唄市	1	15,393	2	19,861		
016	芦別市	14	155,108	5	512,120	1	20,895
017	江別市	11	173,799	2	199,660	1	626,745
019	紋別市	1	8,855				
020	士別市			10	52,651		
021	名寄市			1	22,099		
022	三笠市			2	49,209		
024	千歳市	2	51,184	2	73,899		
025	滝川市	1	4,942				
028	深川市					1	0
029	富良野市	3	11,040				
030	登別市					1	10,577
031	恵庭市	4	111,037			1	194,792
033	伊達市	2	388,299				
034	北広島市	12	736,578	11	958,476	11	1,243,627
035	石狩市	3	107,205	2	48,009	13	43,534
036	当別町	2	11,823			2	23,905
043	木古内町			4	686,014		
044	北斗市	1	10,107			2	11,333
046	七飯町					3	82,278
055	長万部町					2	8,596
083	余市町	1	13,706				
093	月形町	1	2,198				
130	猿払村	1	3,680				
141	美幌町			1	32,879	1	46,914
153	遠軽町	1	12,785	8	128,946	6	77,620
167	白老町	14	96,800	42	2,416,550	7	145,348
174	平取町					2	126,518
177	新ひだか町			3	27,069		
179	浦河町	1	16,136				
181	えりも町					1	21,287
182	音更町			1	24,615	1	4,522
183	士幌町			2	10,542		
185	鹿追町			1	2,981		
187	清水町			1	8,639		
188	芽室町			2	11,177		
201	釧路町	1	19	5	107,375	7	189,576
205	弟子屈町	1	94,283	2	33,479	7	30,480
210	別海町	2	7,135	1	16,395		
211	中標津町	1	6,300			3	29,527
251	大雪地区広域連合	1	196,757	2	134,878	2	11,102
252	後志広域連合			1	14,329		
	北海道	370	8,538,600	411	10,148,078	260	5,869,669

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(12) 特定健康診査、特定保健指導の状況

(単位:%)

市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
札幌市	17.6	18.8	19.7	20.0	7.4	7.4	6.8	7.8
函館市	27.7	26.7	29.4	29.8	9.1	8.6	8.3	15.4
小樽市	14.1	14.1	15.5	16.0	18.8	15.2	11.8	14.9
旭川市	20.3	20.7	21.8	22.7	53.8	63.0	66.3	69.6
室蘭市	34.6	35.0	35.8	37.2	35.3	40.9	44.9	40.8
釧路市	16.1	17.5	18.8	22.7	31.2	30.9	30.5	34.7
帯広市	27.3	28.1	32.5	32.6	11.6	11.2	9.7	10.6
北見市	26.4	25.5	26.5	27.5	25.5	35.3	27.6	27.5
夕張市	18.7	19.6	21.9	23.6	33.3	44.4	66.1	66.7
岩見沢市	19.5	19.5	21.2	23.4	12.5	4.8	15.7	5.1
網走市	22.8	24.1	22.8	26.2	13.9	5.3	13.2	6.9
留萌市	29.3	31.2	36.0	35.4	7.4	32.4	35.3	20.7
苫小牧市	30.2	30.8	32.3	33.4	13.1	11.9	15.2	11.3
稚内市	18.1	19.5	19.7	20.2	35.2	24.4	27.3	30.2
美唄市	24.5	25.8	27.1	27.4	39.2	40.8	44.1	54.0
芦別市	22.2	21.8	24.5	24.6	62.8	53.1	57.5	53.7
江別市	21.5	22.5	25.1	25.4	28.4	30.9	27.5	30.8
赤平市	31.6	44.0	39.9	42.3	33.3	34.0	38.5	34.6
紋別市	28.2	30.6	29.3	29.3	43.4	59.4	49.7	60.7
士別市	49.7	53.5	61.6	61.2	69.2	66.1	58.5	79.5
名寄市	30.1	29.2	30.7	29.8	89.6	79.5	79.5	85.0
三笠市	13.6	12.6	15.0	15.4	18.4	16.7	7.7	18.8
根室市	20.9	19.4	20.7	19.4	20.0	21.9	18.5	21.7
千歳市	24.4	26.3	27.8	29.8	22.6	27.1	43.5	61.9
滝川市	21.4	24.5	28.5	31.3	18.7	25.1	24.5	37.1
砂川市	32.7	35.9	35.7	40.9	78.9	66.5	78.1	76.9
歌志内市	23.6	23.3	26.3	28.3	33.3	36.0	46.9	42.3
深川市	45.9	43.0	45.1	43.9	53.3	41.1	42.7	38.3
富良野市	47.1	47.7	49.6	51.2	56.1	53.2	55.1	68.6
登別市	32.1	29.4	30.3	31.6	37.5	29.4	32.8	18.9
恵庭市	18.5	21.3	22.5	23.5	28.9	18.5	29.5	26.4
伊達市	26.0	26.8	29.1	31.3	47.4	61.1	50.4	46.6
北斗市	16.4	16.6	21.0	23.9	4.4	3.7	21.3	29.0
北広島市	35.0	32.2	35.7	35.2	58.0	64.7	60.5	72.3
石狩市	17.1	20.2	23.1	24.8	29.7	25.4	39.1	42.9
当別町	51.6	51.5	50.8	54.2	58.5	54.4	58.1	61.1
新篠津村	42.7	43.9	45.5	46.1	18.6	15.5	21.6	38.5
松前町	32.8	32.6	33.5	31.8	37.2	32.8	17.8	19.6
福島町	28.5	28.3	28.1	29.8	74.5	69.8	70.2	82.5
知内町	40.1	36.9	41.5	37.7	26.8	12.0	4.9	14.8
木古内町	24.5	31.8	30.6	32.3	36.4	30.6	13.9	40.5
七飯町	14.8	14.7	15.1	20.0	14.9	13.0	6.1	1.1
鹿部町	21.1	23.1	19.7	21.2	6.5	7.3	17.4	16.1
森町	14.5	14.0	13.7	16.1	10.6	16.2	13.9	6.8
八雲町	17.9	17.5	18.0	18.3	19.0	29.1	38.8	59.3
長万部町	15.5	13.6	13.8	11.3	25.0	22.7	25.0	26.1

(単位:%)

市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
江差町	36.9	34.7	32.9	33.4	29.9	13.9	10.1	4.8
上ノ国町	28.0	27.9	29.0	27.7	8.2	23.4	29.6	29.4
厚沢部町	28.3	29.6	31.8	27.4	65.6	42.9	30.0	30.6
乙部町	24.3	22.4	22.0	20.9	26.5	14.8	4.2	36.8
奥尻町	28.6	28.5	23.6	33.3	51.4	38.9	71.0	76.5
せたな町	36.9	34.9	35.1	40.2	68.8	53.2	41.5	44.3
今金町	29.4	34.3	32.9	32.5	50.0	25.4	13.0	23.4
島牧村	22.0	14.2	32.0	34.0	50.0	66.7	60.0	50.0
寿都町	36.0	38.7	46.3	43.1	39.4	11.8	27.7	10.0
黒松内町	28.0	31.3	29.2	35.0	38.9	52.2	65.0	14.3
蘭越町	25.0	25.3	25.1	26.6	22.0	31.4	25.8	52.6
二セコ町	25.3	26.6	23.8	24.0	45.5	35.3	19.4	32.0
真狩村	22.8	25.2	23.7	36.0	13.0	26.7	50.0	36.7
留寿都村	41.0	40.1	42.2	35.6	7.1	38.9	29.6	42.1
喜茂別町	44.1	34.1	39.2	47.6	40.0	39.1	57.1	71.0
京極町	31.8	32.3	28.8	24.5	12.9	15.2	7.7	26.9
倶知安町	30.6	29.4	31.0	32.4	69.2	54.1	55.7	63.1
共和町	38.3	32.8	39.6	40.5	23.3	28.6	19.0	26.9
岩内町	20.0	21.9	22.9	24.1	55.6	51.3	42.6	66.2
泊村	24.7	28.2	22.0	32.2	15.4	20.0	27.3	21.4
神恵内村	27.4	25.6	29.7	26.8	60.0	25.0	100.0	75.0
積丹町	19.9	21.9	19.5	22.1	0.0	6.3	76.9	93.8
古平町	14.4	15.3	16.4	14.3	40.0	8.3	25.0	8.3
仁木町	25.5	23.9	22.9	23.1	13.6	30.6	15.8	23.3
余市町	19.0	19.9	22.2	23.8	37.8	36.0	34.8	25.2
赤井川村	48.3	51.1	49.3	47.0	60.0	80.0	50.0	37.5
南幌町	33.4	30.7	35.5	38.5	66.7	74.5	63.0	59.4
奈井江町	34.2	35.9	39.0	38.3	26.1	20.5	40.0	34.1
上砂川町	32.4	32.2	31.7	35.5	83.3	68.0	59.3	56.3
由仁町	51.0	51.6	54.4	65.8	77.9	74.4	81.9	77.7
長沼町	58.3	54.3	53.7	55.7	52.3	34.6	42.3	78.2
栗山町	23.7	21.0	22.6	29.3	33.8	46.4	53.6	28.0
月形町	45.6	41.4	46.8	45.8	56.3	47.8	37.5	51.9
浦臼町	47.3	46.6	43.0	46.9	33.3	22.6	53.3	40.0
新十津川町	33.6	40.0	40.4	44.2	75.7	78.8	59.3	75.5
妹背牛町	52.5	51.9	50.4	49.8	62.5	56.4	59.5	62.2
秩父別町	53.6	51.4	52.0	51.9	73.5	68.6	67.7	63.9
雨竜町	57.4	62.2	57.2	56.7	70.0	83.0	73.1	66.7
北竜町	49.7	50.3	47.2	50.5	17.1	7.5	20.7	39.3
沼田町	60.3	62.0	66.5	61.8	89.1	73.9	56.9	60.3
幌加内町	58.6	53.6	55.5	56.8	48.5	45.7	33.3	55.2
鷹栖町	45.2	43.0	44.0	42.3	45.5	42.4	54.5	34.2
東神楽町	36.9	39.2	41.2	45.7	74.5	54.7	61.8	67.2
当麻町	32.6	37.4	38.8	39.5	18.3	12.7	19.5	11.5
比布町	43.7	49.0	52.7	55.4	88.1	100.0	78.4	62.5
愛別町	49.2	54.7	55.8	58.5	53.6	57.9	60.4	83.0
上川町	48.0	51.2	50.7	54.0	84.8	86.0	88.1	83.3
東川町	36.1	38.0	41.1	46.6	52.2	55.0	72.4	64.4

(単位:%)

市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
美瑛町	34.5	40.5	43.0	45.0	45.3	56.0	62.1	36.2
上富良野町	70.3	70.5	70.8	69.7	81.8	80.6	87.0	73.1
中富良野町	62.6	62.6	69.0	72.2	89.4	79.2	88.3	85.8
南富良野町	66.0	60.6	60.4	52.8	43.6	71.9	76.0	55.2
占冠村	54.9	51.3	51.4	47.1	68.8	75.0	63.6	90.0
和寒町	72.4	70.1	68.4	67.9	88.4	59.6	68.0	67.1
剣淵町	65.0	61.0	61.0	60.9	70.6	50.6	83.6	83.3
下川町	58.3	61.0	60.8	51.5	55.3	65.9	78.9	72.4
美深町	52.7	53.9	51.5	55.2	56.3	56.1	80.4	72.4
音威子府村	61.3	52.2	48.8	47.1	30.0	50.0	40.0	40.0
中川町	61.7	63.0	62.6	67.6	65.4	80.0	61.5	76.2
増毛町	33.2	34.6	48.4	53.3	85.1	75.6	78.0	54.5
小平町	38.7	42.6	40.8	35.3	4.3	17.5	20.0	25.0
苫前町	27.9	28.6	29.0	26.4	21.9	20.0	33.3	14.3
羽幌町	27.3	22.5	24.7	26.0	13.7	4.3	7.1	20.0
初山別村	36.8	37.2	42.7	42.7	53.8	50.0	27.3	50.0
遠別町	30.2	27.8	30.0	29.8	0.0	0.0	0.0	9.1
天塩町	30.7	31.2	30.4	34.2	19.4	25.7	21.9	29.0
幌延町	28.3	28.6	32.3	32.6	17.6	10.0	15.8	0.0
猿払村	28.9	28.2	26.7	29.3	10.3	33.3	10.5	32.0
浜頓別町	25.5	26.5	28.7	27.7	50.0	40.0	47.4	46.7
中頓別町	55.6	54.0	50.6	42.5	78.3	78.6	73.3	62.5
枝幸町	28.1	27.4	29.0	27.5	14.4	16.1	20.0	15.7
豊富町	33.8	33.7	33.6	33.4	63.4	73.5	50.0	54.1
礼文町	20.2	17.9	19.5	18.7	55.6	79.3	68.4	71.4
利尻町	18.8	22.5	28.0	31.5	0.0	8.3	55.6	77.8
利尻富士町	29.9	29.3	27.8	26.7	7.0	6.9	16.0	52.9
大空町	40.2	40.7	39.6	43.8	36.1	36.2	45.1	47.8
美幌町	30.3	31.0	30.3	30.1	28.5	31.5	41.4	42.8
津別町	38.7	27.6	25.2	24.1	19.6	27.8	22.5	18.8
斜里町	21.1	25.1	30.6	32.9	10.9	14.1	32.4	25.0
清里町	33.5	36.3	35.7	35.5	43.9	72.7	51.1	62.8
小清水町	34.8	35.5	42.4	39.9	25.0	32.5	39.5	41.8
訓子府町	38.1	37.0	40.7	42.5	34.1	58.6	50.7	37.3
置戸町	45.2	44.9	45.0	45.8	15.1	60.5	53.8	50.0
佐呂間町	38.4	38.6	37.9	38.7	69.8	84.1	63.1	44.8
遠軽町	32.6	42.0	45.3	50.0	73.0	76.8	83.3	94.0
湧別町	34.3	35.2	34.2	35.3	24.0	27.7	35.1	36.3
滝上町	46.5	33.9	27.5	24.7	18.2	52.2	66.7	38.5
興部町	20.0	18.7	18.1	17.0	20.0	40.5	41.4	34.4
西興部村	50.3	53.6	53.6	54.4	20.0	27.3	42.9	66.7
雄武町	30.4	33.1	33.2	31.5	37.3	51.0	56.3	50.0
豊浦町	43.3	34.6	37.3	45.1	29.2	28.6	22.2	20.6
洞爺湖町	27.3	31.8	33.5	33.4	56.5	49.0	42.4	44.2
壮瞥町	51.4	51.1	50.2	49.9	18.4	21.4	27.8	32.1
白老町	29.4	28.8	27.5	33.2	54.1	61.3	69.0	62.1
安平町	31.3	37.4	38.5	41.9	14.7	10.6	16.8	23.4
厚真町	53.7	52.6	54.1	54.5	48.7	52.9	57.3	60.8

(単位:%)

市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
むかわ町	33.8	30.4	30.7	35.9	42.4	62.0	64.3	65.6
平取町	28.5	29.5	33.8	34.8	10.0	37.5	37.0	36.2
日高町	13.7	20.2	26.4	26.2	45.8	45.8	44.3	29.1
新冠町	29.9	30.4	28.9	30.3	43.1	51.9	40.0	39.6
新ひだか町	13.2	14.1	18.4	19.5	2.1	7.5	30.2	26.0
浦河町	22.0	27.1	27.5	33.0	66.7	55.4	40.0	32.7
様似町	18.1	14.1	15.2	14.8	35.9	42.9	24.2	45.8
えりも町	17.7	19.0	20.1	23.3	70.7	78.2	67.3	63.4
音更町	26.7	26.8	34.8	38.5	31.7	33.3	57.0	67.3
士幌町	44.7	41.6	42.1	49.0	52.5	41.2	52.0	37.5
上士幌町	41.7	43.1	44.4	43.6	57.9	73.6	56.9	42.3
鹿追町	35.9	36.4	36.4	43.1	5.1	31.9	37.8	44.8
新得町	39.4	38.3	36.7	37.4	83.6	50.0	64.3	49.0
清水町	29.0	30.1	34.7	36.4	51.4	41.1	38.7	36.8
芽室町	30.0	30.7	32.6	39.4	50.0	48.7	54.6	35.8
中札内村	34.7	39.3	43.0	42.7	78.4	65.3	58.1	50.0
更別村	65.0	61.8	63.7	67.0	66.7	38.9	10.2	83.0
大樹町	53.8	56.8	58.3	55.7	56.2	75.9	68.1	68.6
広尾町	30.4	30.3	32.8	32.2	51.7	42.9	42.9	26.3
幕別町	29.8	24.9	25.7	27.7	40.7	38.1	35.8	35.4
池田町	29.0	35.7	34.9	36.0	32.5	36.3	53.2	52.0
豊頃町	41.5	50.1	55.4	56.5	34.8	41.2	49.2	49.2
本別町	27.7	25.7	29.3	30.6	36.4	26.5	39.0	26.9
足寄町	34.7	47.6	52.6	59.4	32.9	48.6	39.5	40.0
陸別町	43.9	46.5	54.6	56.7	42.9	54.1	47.1	53.3
浦幌町	31.8	32.8	34.2	35.0	72.1	57.1	66.7	81.3
釧路町	14.7	15.1	17.2	18.1	13.6	14.7	7.7	7.4
厚岸町	22.1	22.5	23.3	24.9	26.8	16.1	37.3	30.2
浜中町	25.9	28.3	25.5	29.2	46.3	38.7	29.9	24.2
標茶町	39.0	39.5	41.0	40.2	24.8	22.6	19.8	16.5
弟子屈町	31.7	35.3	38.5	32.7	43.8	66.7	32.6	42.1
鶴居村	54.9	51.7	54.9	54.6	35.4	14.0	13.6	24.0
白糠町	17.4	17.1	17.5	20.5	48.1	38.3	35.7	46.7
別海町	38.9	39.6	38.0	38.3	33.0	22.4	8.9	11.7
中標津町	19.6	19.7	21.4	24.7	12.5	25.0	11.6	20.6
標津町	28.4	30.0	32.4	32.6	52.9	45.3	37.5	42.4
羅臼町	16.1	19.5	20.0	17.6	47.0	47.8	35.8	47.1
北海道	24.0	24.7	26.1	27.1	28.7	28.6	29.1	30.9
全国	33.7	34.2	35.3	36.3	23.2	22.5	23.0	25.1

出典:北海道及び市町村は、国民健康保険中央会調査数値
 全国は、厚労省の実施状況公表数値
 (H27は国民健康保険中央会調査数値)

(13) 医療費通知、後発医薬品差額通知実施状況

(単位:件)

保険者 番号	保険者名	医療費通知実施状況				後発医薬品差額通知実施状況			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
001	札幌市	511,242	511,183	484,171	501,021	5,586	17,289	19,792	16,408
002	函館市	212,733	212,666	207,716	204,511	4,742	8,206	6,207	6,361
003	小樽市	100,338	99,199	96,550	93,160	1,290	1,151	2,235	2,124
004	旭川市	1,391,918	254,364	251,951	246,162		2,709	2,680	17,220
005	室蘭市	70,363	68,865	67,447	65,610	3,273	2,206	2,017	1,613
006	釧路市	113,768	134,121	131,383	128,350	992	650	1,048	650
007	帯広市	123,432	122,169	119,975	117,376	1,852	3,987	4,000	4,000
008	北見市	92,045	88,927	86,822	84,075		109	352	711
009	夕張市	4,393	4,163	3,929	3,660	796	692	634	463
010	岩見沢市	66,794	65,379	64,196	62,695		4,019	7,164	7,163
011	網走市	27,890	27,178	27,274	26,763	571	594	498	416
012	留萌市	15,654	15,558	15,143	14,669		425	356	270
013	苫小牧市	114,643	115,574	114,603	112,631	6,706	6,337	6,036	3,396
014	稚内市	27,579	26,626	25,796	24,493		458	601	355
015	美唄市	22,625	21,673	21,089	20,053	1,556	1,441	1,371	892
016	芦別市	14,635	14,217	13,880	13,240	864	822	877	714
017	江別市	78,958	81,251	83,352	83,274	417	524	493	583
018	赤平市	11,134	10,365	9,891	9,605	336	296	203	87
019	紋別市	18,558	18,128	17,730	17,080	904	425	495	409
020	士別市	17,522	17,064	16,379	15,499	350	270	360	
021	名寄市	20,215	19,955	19,307	18,844		798	1,963	1,698
022	三笠市	9,585	9,271	7,375	8,365	72	178	153	360
023	根室市	23,260	22,939	22,706	22,225	430	409	454	768
024	千歳市	53,690	53,585	53,204	52,477	1,060	1,980	2,177	2,146
025	滝川市	32,598	26,624	31,362	30,777	586	573	555	349
026	砂川市	14,646	14,555	14,218	13,833	15	15	15	20
028	深川市	23,265	22,626	22,135	21,883	1,358	1,085	1,142	698
029	富良野市	18,525	17,851	17,279	17,070	405	337	401	299
030	登別市	39,001	38,485	38,126	37,755	799	1,793	1,796	1,670
031	恵庭市	44,552	44,636	44,235	43,509	734	1,123	1,114	1,160
033	伊達市	27,443	29,802	29,514	29,068	688	601	692	573
034	北広島市	43,232	43,553	43,456	42,994	204	194	938	1,399
035	石狩市	51,757	47,055	46,491	45,974	528	2,225	2,417	2,438
036	当別町	13,835	13,500	13,511	13,224	775	713	712	597
037	新篠津村	2,827	3,324	3,250	3,231	42	40	60	56
040	松前町	9,050	8,797	8,643	8,307	324	280	303	362
041	福島町	5,100	4,955	4,814	4,573	143	140	126	111
042	知内町	4,063	3,915	3,832	3,792	24	204	249	198
043	木古内町	4,688	4,526	4,304	4,135		279	238	185
044	北斗市	32,950	32,777	33,067	32,617	180	152	240	316
046	七飯町	9,822	9,040	8,855	8,824		556	556	445
051	鹿部町	3,984	4,762	4,681	4,272				
053	森町	15,809	15,560	15,130	14,884	505	416	593	482
054	八雲町	10,548	10,323	10,027	9,724	392	623	623	642
055	長万部町	5,130	4,869	4,798	4,637		435	309	260
056	江差町	6,826	6,660	5,727	6,228		243		107
057	上ノ国町	5,040	4,741	4,500	4,431	441	361	273	289
058	厚沢部町	3,803	3,692	3,563	3,475	239	188	170	149
059	乙部町	3,686	3,534	3,377	3,264				125
062	奥尻町	2,219	2,615	2,543	2,495	40	16	39	35
064	せたな町	8,773	8,661	8,246	7,775	564	458	491	408
065	今金町	6,817	6,274	4,965	4,804	183	264	242	221
067	寿都町	3,204	3,038	2,828	2,849			40	34

(単位:件)

保険者 番号	保険者名	医療費通知実施状況				後発医薬品差額通知実施状況			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
077	岩内町	11,411	10,842	10,041	9,688		343	384	311
083	余市町	11,711	11,472	11,216	10,931			55	223
087	南幌町	5,866	5,872	5,774	5,671	340	333	416	441
090	由仁町	5,800	5,577	5,470	5,386	201	244	250	199
091	長沼町	9,459	9,431	9,307	3,978	706	676	630	519
092	栗山町	10,875	10,647	10,488	10,114	287	383	362	330
093	月形町	3,146	3,108	3,018	2,988				
094	空知中部広域連合	22,838	22,031	21,017	20,288	474	392	325	262
096	妹背牛町	3,342	3,199	3,050	3,046	123	106	84	76
097	秩父別町	926	901	858	879			152	94
099	北竜町	2,052	2,040	2,035	2,016		49	44	36
100	沼田町	2,911	2,814	2,709	2,645				
101	幌加内町	1,442	1,452	1,381	1,339	51	37	37	38
102	鷹栖町	4,993	5,866	5,844	5,675				488
104	当麻町	6,325	6,119	5,824	5,637				395
105	比布町	1,957	1,918	1,845	1,785		139	234	190
106	愛別町	2,695	3,096	3,045	2,979			74	66
107	上川町	3,420	3,301	3,212	3,033	146	113	194	155
110	上富良野町	8,411	8,068	8,008	7,857	1,205	1,002	854	741
111	中富良野町	4,676	4,652	4,615	4,463	147	267	202	151
112	南富良野町	1,904	1,876	1,785	1,743	71	408	333	264
113	占冠村	831	964	822	778				
114	和寒町	3,808	3,745	3,640	2,941		1,003	2,189	1,344
115	剣淵町	3,339	3,262	3,085	2,683				
118	下川町	669	660	847	617				
119	美深町	4,244	4,032	3,896	3,717	491	411	411	348
120	音威子府村	548	546	501	479				
121	中川町	1,515	1,642	1,319	1,242	46	31	33	94
122	増毛町	2,651	2,610	2,521	2,420	516	455	416	329
123	小平町	3,314	3,208	3,087	2,979	253	257	209	168
124	苫前町	3,232	3,118	2,992	2,798	274	219	187	139
125	羽幌町	6,903	6,654	6,456	6,238	427	373	687	535
126	初山別村	1,208	1,248	1,216	1,154	135	105	94	78
127	遠別町	1,598	1,561	1,567	1,464	381	302	305	267
128	天塩町	2,855	2,811	2,728	2,613		332	299	245
129	幌延町	3,242	3,139	2,890	2,745				
130	猿払村	2,092	2,135	2,179	2,162				37
131	浜頓別町	1,373	1,350	1,340	1,119				
132	中頓別町	1,441	1,642	1,322	1,267				
133	枝幸町	3,541	3,457	3,270	3,130	199	357	279	271
135	豊富町	3,606	3,485	3,515	3,408	443	389	353	305
136	礼文町	2,696	2,613	2,612	2,572	50	51	53	54
137	利尻町	2,006	1,952	1,947	1,908	120	127	89	76
138	利尻富士町	3,199	3,078	3,110	2,361	111	152	126	98
140	大空町	2,551	2,488	2,451	2,391		161	163	154
141	美幌町	16,685	16,122	15,725	15,414	663	1,031	783	701
142	津別町	5,124	4,840	4,704	4,635				
143	斜里町	2,297	3,174	3,075	2,941	173	363	327	319
144	清里町	2,333	2,285	2,264	2,131	445	424	311	256
145	小清水町	5,044	4,924	4,103	2,484			374	218
147	訓子府町	5,053	4,947	4,890	4,722				
148	置戸町	2,072	2,036	1,909	1,958				
150	佐呂間町	4,725	4,611	3,116	3,002				
153	遠軽町	16,838	16,487	15,847	15,467				

(単位:件)

保険者 番号	保険者名	医療費通知実施状況				後発医薬品差額通知実施状況			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
157	湧別町	8,421	8,281	8,044	7,906				
158	滝上町	2,469	2,395	2,322	2,230	144	541	768	591
159	興部町	2,548	2,486	2,459	2,332	207	243	229	144
160	西興部村	900	889	888	818				
161	雄武町	4,290	4,264	4,042	3,995				172
162	豊浦町	2,828	4,113	4,087	3,959	121	153	139	101
163	洞爺湖町	3,806	3,706	3,558	3,433	400	416	338	276
166	壮瞥町	2,431	2,486	2,483	2,401				74
167	白老町	18,263	18,056	18,140	17,824	629			
169	安平町	6,820	6,562		5,528				
170	厚真町	4,162	4,062	4,039	3,996	729	625	549	447
171	むかわ町	8,653	8,357	8,164	7,951				
174	平取町	4,790	4,740	4,558	4,406	556	375	398	366
175	日高町	11,127	10,888	10,734	10,453			686	494
176	新冠町	4,925	4,772	4,590	4,329	273	239	198	179
177	新ひだか町	19,543	19,006	18,181	17,915	1,637	1,665	1,544	1,365
179	浦河町	7,502	7,412	7,307	7,005	648	1,165	905	598
180	様似町	4,152	4,187	4,047	3,898				
181	えりも町	6,622	6,371	6,685	6,570				238
182	音更町	12,493	12,418	12,297	12,101				406
183	士幌町	5,364	5,300	5,190	5,152		135	280	177
184	上士幌町	4,753	4,558	4,399	4,230			349	145
185	鹿追町	4,713	4,681	4,596	4,568				
186	新得町	6,076	5,182	5,061	4,883				
187	清水町	8,821	8,660	8,515	8,340				406
188	芽室町	14,603	14,485	14,346	14,129		731	742	618
189	中札内村	3,448	3,421	3,113	2,958				
190	更別村	2,877	2,798	2,722	2,249				
192	大樹町	1,973	1,885	1,852	1,826		459	289	229
193	広尾町	6,930	6,999	6,775	7,470	296	265	298	216
194	幕別町	21,886	21,725	21,478	20,834			1,055	946
195	池田町	5,155	5,039	4,888	4,906			229	225
196	豊頃町	1,210	1,200	1,162	1,164				
197	本別町	40,993	41,793	41,472	39,815				
198	足寄町	7,106	6,779	6,660	6,420				
199	陸別町	2,528	2,462	2,419	2,398				
200	浦幌町	5,191	5,026	4,973	4,573		402	358	307
201	釧路町	14,444	14,599	14,362	14,072	1,971	1,838	1,430	1,256
202	厚岸町	9,230	9,004	8,686	8,457	1,112	993	781	555
203	浜中町	6,130	6,131	6,022	5,948	773	816	665	488
204	標茶町	4,072	4,026	3,960	3,855	428	401	300	502
205	弟子屈町	7,213	7,155	6,957	6,790	563	529	401	289
207	鶴居村	2,031	2,076	2,118	2,061				
208	白糠町	2,818	3,175	3,046	2,938	40	118	129	78
210	別海町	14,146	14,146	14,082	13,738	1,479	1,270	1,149	1,056
211	中標津町	6,884	6,586	6,541	6,254				451
212	標津町	5,310	5,320	5,178	5,071				
213	羅臼町	5,724	5,520	5,344	5,238			500	180
251	大雪地区広域連合	22,920	22,673	22,202	21,902	2,541	2,438	1,926	1,723
252	後志広域連合	50,408	48,843	47,624	46,017		300	2,641	2,104
	北海道	4,276,662	3,126,976	3,047,202	3,003,629	63,991	96,441	108,094	110,852

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

策 定 の 経 過

日 程	内 容	備 考
平成28年 8 月	「国民健康保険法に基づく運営方針策定の考え方」の市町村意見照会	
平成28年 8 ～ 9 月	平成28年度 第 1 回市町村連携会議	全道6か所
平成28年 9 月	平成28年度 第 1 回北海道国保運営協議会	
平成28年11月	市町村説明会・市町村意見照会	
	平成28年度 第 2 回市町村連携会議	全道7か所
	平成28年度 第 2 回北海道国保運営協議会	
平成29年 1 月	「北海道国保運営方針素案(案)」の市町村意見照会	
	平成28年度 第 3 回北海道国保運営協議会	
平成29年 2 月	平成28年度 第 3 回市町村連携会議	全道7か所
平成29年 3 月	「北海道国保運営方針（原案）」の道民意見提出 手続（パブリック・コメント）	全41件
平成29年 3 ～ 5 月	国民健康保険法に基づく市町村意見照会	
平成29年 5 月	平成29年度 第 1 回市町村連携会議	全道7か所
	平成29年度 第 1 回北海道国保運営協議会	
平成29年 6 月	運営協議会から「北海道国保運営方針(案)」の 答申	

(参考) 運営方針策定検討ワーキング・グループ (WG) の状況

WG 項 目	保険給付WG	納付金算定WG
開催時期	平成27年 8 月～平成29年 5 月	
開催回数	10回	9 回
構 成	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 〔札幌市、小樽市、江別市、 北見市、千歳市、由仁町、 美深町、新ひだか町、 後志広域連合〕 ・道国保連合会 ・道 ・道市長会、道町村会 (オブザーバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 〔札幌市、函館市、旭川市、 室蘭市、釧路市、帯広市、 網走市、苫小牧市、赤平市、 空知中部広域連合、初山別村、 池田町、標津町〕 ・道国保連合会 ・道 ・道市長会、道町村会 (オブザーバー)

※課長級以下の事務レベル会議。

(参考) 北海道国民健康保険運営協議会委員名簿

委嘱期間 平成28年9月7日～平成30年3月31日

区分	氏名	公職名
被保険者を代表する委員 (4名)	やました <small>しげき</small> 山下 茂樹	旭川市国保運営協議会委員
	いしがめ <small>ようこ</small> 石亀 洋子	八雲町国保運営協議会委員
	おきた <small>しげる</small> 沖田 滋	美幌町国保運営協議会委員
	たかだ <small>やすはる</small> 高田 安春	公募委員
保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (4名)	はしもと <small>よういち</small> 橋本 洋一	北海道医師会常任理事
	さかもと <small>よういち</small> 笹本 洋一	北海道医師会常任理事
	いたに <small>ひであき</small> 井谷 秀朗	北海道歯科医師会常務理事
	ありさわ <small>けんじ</small> 有澤 賢二	北海道薬剤師会副会長
公益を代表する委員 (4名)	◎ <small>かとう</small> <small>ともゆき</small> 加藤 智章	北海道大学大学院法学研究科教授
	○ <small>かたぎり</small> <small>ゆき</small> 片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科教授
	とくだ <small>さだひさ</small> 徳田 禎久	北海道病院協会理事長
	はしもと <small>ともこ</small> 橋本 智子	北海道消費者協会会長
被用者保険等保険者を代表する委員 (3名)	おおば <small>ひさお</small> 大場 久夫	全国健康保険協会北海道支部長
	いわさき <small>のりふみ</small> 岩崎 教文	健康保険組合連合会北海道連合会常務理事
	おかだ <small>てつお</small> 岡田 鉄夫	北海道市町村職員共済組合事務局長

◎…会長

○…会長職務代行者

北海道国民健康保険運営方針

編 集 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5244
FAX：011-232-1037
E-mail：hofuku.kokuhounei@pref.hokkaido.lg.jp
発 行 平成29年8月

※ 本運営方針は、北海道のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/index.htm>) において常時閲覧できます。

その先の、道へ。 

Hokkaido. Expanding Horizons.